

5506  
21

550.6-Ka21ウ



1200500746467

飛  
事 局  
新 推  
聞 薦  
編

# 事團體要覽

昭和十九年版

亞細亞書房



# 始



はしがき

550.24  
1121

昨年八月日本海事新聞紙上に、海事諸團體紹介を掲載し始めてから滿一ヶ月を経過した。この一年は日本國民に取つても日本海事界に取つても平時に於ける一世紀に匹敵する程の大轉換が行はれたことは、今や何人の眼にも明瞭である。最初から海事團體紹介の趣旨は帝國が大東亞戰爭に突入してから我が海事界も國家總力戰の最重要部面として再編成され大きな變貌を遂げ現にまた遂げつつあるに拘らず、各海事團體を鳥瞰的綜合的に紹介した記事、出版物が皆無であつた爲め、聊かその隙を埋めんとすの狙ひであつたのだが、同紹介連載中敵米國の反抗激化は海運と戰局とを一體不離のものたらしめ、海事界全面に亘つて機構的、人的な大改變が行はれた。

即ち昨年十一月の運輸通信省の誕生、海務院の海運總局への發展的解消、船舶運營會の再三の改組、倉庫業の商工省より運通省への移管、港運業と倉庫業との一體化等々、決戦海運體制形成への大きな手が相次いで打たれた。

この急潭の中で同紹介を「海事要覽」の表題下に取り纏め出版する企畫を樹てたのだから技術的な困難は相當なものだつた。といふのは新聞ならばこの海事界の變貌を時々刻々に傳へ得るが、これを一本に纏めるとなつたので、例へば昨日存在した團體が今日は忽然と消滅、改組合併が行はれる

はしがき

1002  
106

# 海事要覽目次

はしがき

## 運輸部門

日本海運協會	一
機帆船運航統制株式會社	一〇
船舶運營會	四
海運仲立統制組合	三
木船海運協會	六
全國沿岸タンク船海運組合	三
港運出資組合	七
造船・造機部門	
造船統制會	四〇

目次

はしがき

といふ事態が、少し誇張して云へば殆んど毎日現出するので原稿の整理訂正に應接のいとまがなかつた。殊に組に入つてから大物團體に大きな機構變革や再出發があつたりして初校と再校との短い期間にすら各團體の内容に相當變化があつたといふ始末だから本としての體裁の不備は免れなかつたが、兎に角校了最後の日迄海事團體の推移を忠實に取入れた編者の努力は買つて戴けると思ふ。

本稿は二三の例外を除き、すべて當該團體責任機關の執筆に成るものであり、日本海法會の如きは海事界の大長老、同會理事長松波仁一郎博士自身の筆に成る獨得の紹介である。最後に最近の海事概況を付し讀者の大局理解に便せしめた。

尙本要覽は事情が許せば毎年加除訂正して海事團體年鑑の體裁で版を重ねて行きたいと考へてゐる。

昭和十九年七月

編者記す

目次

造船協會……………一〇六

日本船舶裝備統制組合……………一〇九

日本船舶用金物統制株式會社……………一一〇

日本船舶發動機協會……………一一一

日本內燃機統制組合……………一一二

日本船舶解撤業組合……………一一三

木船保險組合……………一一四

日本船用品統制株式會社……………一一五

產業設備營團……………一一六

日本木造船建造本部……………一一七

**港 灣 部 門**

日本港運業會……………一二〇

港 灣 協 會……………一二一

東京海運貨物仲立業組合……………一二二

東京檢數協會……………一二三

日本船舶貨物檢數協會……………一〇六

**船 員 勞 務 部 門**

日本海員掖濟援護會……………一一一

日本海運報國團……………一一二

船員保險會……………一一三

**學 術 調 查 文 化 部 門**

大日本海洋聯盟……………一二七

近藤記念海事財團……………一三〇

辰馬海事記念財團……………一三三

日本海事振興會……………一三五

海運國策研究會……………一四八

くろがね會……………一五二

海事研究會……………一五三

海 洋 會……………一五四

目次

目次

學生關係

大日本海洋少年團……………一六

其他の部門

海軍協會……………一七

燈臺濟育會……………一八

帝國水難救濟會……………一九

大日本潜水協會……………二〇

日本交通協會……………二一

海洋道場建設委員會……………二二

帝國海事協會……………二三

日本海運集會所……………二四

日本倉庫業會……………二五

日本倉庫統制株式會社……………二六

海事團體懇話會……………二七

日本海法會……………二八

補遺

船舶運營會……………二九

附錄

海事概況……………三〇

海事團體名簿……………三一

目次

## 運輸部門

### 日本海運協會

#### 一、事業及び目的

同協會は左の事業を行ふ。

- 一、海運業に關する國策の立案および遂行に關する協力
- 一、會員間における事業の統制
- 一、會員の事業のためにする共同施設
- 一、會員の事業に關する指導、研究および調査
- 一、會員間における事業に關する紛争の解決の斡旋
- 一、會員の事業に關する證明および鑑定
- 一、その他同協會の目的を達成するに必要なる事業

すなはち海運の總力を、平時、戰時を通じてもつとも有効に發揮せしむるため、同協會は運賃及び備船料、海上保険、海事金融、船舶の建造及び修繕、船舶用資材、船舶用燃料、軍備備船、船舶保護、船員の素質向上、船員の需給、服務給與及び扶助、船員保険その他船員の福利施設、船員の勤務、港務水路、水先及び航法、港灣施設、海難事故、海事政策の綜合企畫調査、海事情報、海事に關する調査及び統計、海事思想の普及等海運業に關し、政策の立案及び遂行に協力し、また必要なる指導統制を行ふもので大東亞戰の勃發以來鋼船々體保險戰、時標準船型、

船渠規則、公定備船料、船費調査、港運出資組合の設立、木船運營會社の設立、木船保險、船員の待遇給與の改善、船員保險その他廣汎なる事項に關し同協會は政府に協力して來た。  
 しかしてまた、同協會の使命の完遂に資する目的をもつて、總務部調査課を中心として海運國策の立案および遂行に關し必要な企畫調査、または會員の事業に關する研究、調査を積極的になすこととし、これがため毎月海事に關する定期刊行物の配布を行ひ、關係官廳、關係團體および會員の企畫調査事務擔當者をもつて横の連絡を兼ねたる調査機關を設け、或は必要に應じて海事に關する研究調査の成案を公刊することとしてゐる。

### 二、協會の戰時活動

日本海運業同盟會の時代より、日本海運協會の現在に至る五十餘箇年の間において、協會は日清、日露、第一次第二次歐洲大戰、大東亞戰の五大戰爭と、滿洲、支那兩事變に際會したが、孰れに際しても、協會はその總力を擧げて活躍をなし、同協會をして今日あらしめる礎石を着々築くに至つた。

日露戰爭に際しては、兩國の國交頓に險惡となる明治廿六年十一月、日本船主同盟會は政府當局に願書を提出し、社外船主の所有船舶をして軍用任務を負はしめられ度き旨請願を行った。その結果、陸軍省では全國の社外船主の總代理人たる緒明圭造氏との間に陸軍御用船契約を締結し、同盟會では宇品に出張所を開設して、戰爭終了まで社外船の統制に盡瘁した。また西川莊三氏は個人の資格をもつて、陸軍と軍需品輸送の契約を結び、横濱に出張所を開設してこれに備へた。

第一次歐洲大戰は、大正六年に至つて殆どその頂天に達し、同年四月米國の參戰以來歐米船腹の減少著しく、ために我が海運界は記録的活況を呈し、運賃、備船料および船價の暴騰を招來した。かゝる好景氣は勢ひ我が不定期貨物船の國外備船を増進せざるのみならず、値頃を追ひて賣却せらるゝものまた漸く多きを加へるに至つた。

政府は大正六年九月末緊急勅令をもつて戰時船舶管理令を制定し、本邦船腹不足招來の防止に備へたが、同盟會

は同令制定前より再三當局に對し、種々その不得策なるゆゑを力説し、あるひは關係當局に陳情書を提出し、同令制定後においては、その運用の宜しきを得せしめるよう努力を續けた。

第一次歐洲大戰において同盟會の活躍したる今一つの問題は、對米船舶提供問題である。すなはち大正六年八月二日に發令された米國鐵材輸出特許令は、わが國に重大影響を與へたるため、海運界において米鐵輸出解禁運動が起り、遂に米政府との間に既約の鐵材と既成の船舶を交換する契約を締結するに至つた。時恰も米政府はわが國に對し船舶の供給を懇請し、わが國においてもでき得る限り希望に應じたるため、米鐵解禁問題はこれによつて急轉直下解決を見るに至つた。しかるところ、提供船舶乗組員の特別手當金支拂に關し、米政府との間に問題を生じたため、日本船主協會は大正十二年十二月に至り、逡信省の意を體し、關係船主協議會を設け、大正十五年八月米政府より手當金の支拂を得て無事解決し、これを記念せんがため右手當支拂金の一部をもつて『海事に關する調査研究、請願建議および資料の刊行その他海事の發展に貢獻すべき事業ならびにこれが補助獎勵』等を目的とする『財團法人對米船舶提供記念財團』を昭和二年四月十三日に設立した。

大東亞戰といふ曠古未有の大戰爭に對し、協會は船舶運營會をはじめ關係海事諸團體と有機的に一體となり、海運總力の最も有效なる發揮を要請されつゝある。

### 三、協會の國內的活動

平時における協會活動の跡を辿つて見れば、一々これを枚擧するに遑なき有様であるが、今その最も重要なもののみを選び、年代的にこれを擧示すれば概ね次のごとくである。

第一次大戰後において起きたる諸種の問題中、輸入船舶關稅改正問題および大連置籍船問題は當時の海運界の耳目を聳動せしめたるものとして注目されるものであるが、日本船主協會では同問題がわが海運界の健全なる發達に對し、重大なる影響をおよぼすことを憂ひ、大正十二年七月關係大臣ならびに關東廳長官に陳情し、古船輸入防止

を圖つた。

また世界的不況に加へ、昭和五年一月金解禁以來、我が海運界は未曾有の不況に遭遇せるため日本船主協會は昭和四年十一月海運振興委員會を設けて對策を協議した結果、各船主の自主的繋船を行ひ、協會の基金をこれが資金に融通することとせるも結局船主側においてこれが利用を圖らざりしため自然解消となつた。

昭和四年より七年初頭にかけて襲來せる海運界の不況が如何に深刻なりしかについては絮説を要せざるところである。協會はこれが對策のため海運不況對策委員會を設け、神戸船主會において提案したる不況對策を中心として協議したる結果、老朽船撤換ならびに新船建造に對する助成金下付、ならびに遠洋航路補助に關する陳情書を昭和七年七月十二日關係當局に陳情におよんだ。一方政府は齋藤内閣成立後、海事審議會を設け、我が海運、造船兩業の維持振興に關し諮問を行ひたるが、審議會においては協會より提出せる陳情書を基礎として答申を行つた。逕信省では審議會の答申案にもとづき船舶改善助成施設案を制定、昭和七年八月の臨時議會において、政府提出の時局匡救豫算案が可決されて正式成立を見た。この間協會は政府を鞭撻して側面運動を試み、財政難に災ひされて一時流産を傳へられた同案の實現に少からざる寄與をなした。

船舶改善助成施設が極端的海運政策として世界に誇稱すべきものであることに就ては茲に絮説を要しない。同施設こそ我が海運發達史上における一大記念碑たる意義を示すものである。

同施設の概要は昭和七年より三ヶ年繼續事業として、助成金交付に依り、新造貨物船を建造せしめると共に老齡船を撤換せしめ、以て船質を改善すると同時に、内地造船業の維持振興及び失業救済に資せむするに在る。

而してこれが實施を圓滑ならしむる爲、協會並に造船聯合會々員を以て構成する『社團法人船舶改善協會』を設立し、助成の申請、助成金の交付等を取扱はしめた。

同施設は昭和七年十月一日より實施され、十年三月末日をもつて終了、總噸數新造一噸對解體二噸の比率により、新船總噸數約二十萬噸の建造および古船總噸數約四十萬噸の解體を目的とし、解體船は十年四月をもつて全部

解體を終了し、合計九十四隻總噸數三十九萬九千二百四十噸に上り、新造船は十年十一月をもつて全部竣工し、合計三十一隻總噸數十九萬八千九百八十九噸に達した。

次いで昭和十年四月一日より第二次助成施設が實施された。その概要は解體船の總噸數は新造船の總噸數以上とし、解體工事は船腹の不足を考慮して代船竣工後に着手すべきこと、完成期は解體命令書交付の日より三ヶ年以内、新造船は一社一船、新造船には外國船員の乗組を禁止する等にして、新造計畫船八隻四萬九千七百六十總噸解體見合せ船十二隻五萬二千七百九十八總噸であつた。しかしして船舶改善事業は昭和十一年度以降においても、これを繼續するの必要を認めたるをもつて協會は改善協會および造船聯合會とも、十年六月さらに第三次改善助成案を逕信省に建議、その結果昭和十一年より三ヶ年繼續事業の第三次助成施設が實施を見るにいたつた。

その他協會活動の跡を辿つて見れば、海運界の稍好轉せるを機に運航用貨物船の輸入激増の傾向が現はれるに至つたため、船質改善政策の立場からこれが防止に努め、昭和七年五月廿四日船舶輸入許可規則の施行を見たこと、海運、造船兩事業の基礎を確立し、將來の進展を期する目的をもつて海事銀行設立計畫案を樹立し、これが實現を關係當局に建議し、計畫案の實現を見るには至らぬと雖も、船舶金融の簡易圓滑化に資したる點渺くなかつたこと、海員協會および、日本海員組合と共に、帝國海運の健全なる發達に資する目的をもつて昭和十四年『社團法人海事協同會』を設立したこと、その他枚擧に遑がない。

#### 四、協會の國際的活動

第一次歐洲大戰を一轉機として我が海運は世界第三位を占めたが是に伴ひ國際的海運問題に對して我が國船主の向背並に措置は一段と重要性を加へるに至り、當時の日本船主協會はあらゆる機會を捉へて本邦船主の總意を代表して我が海運の發達に力を竭した。

ベルサイユ平和條約第十三編に所謂世界平和は、社會正義を基礎とする場合においてのみ、これを確立し得べし



と規定されたる趣旨に依り、大正八年十月ワシントン會議を第一回として翌大正九年六月第二回國際勞働會議（第一回海上特別總會）をゼノアに開催し、協會においては政府の意を體し、堀啓次郎氏を船主側代表とし、村田省藏氏外四名の顧問と共に、ゼノアに派遣した。同總會において採擇された條約案は（一）海上に傭使を許容する児童の最低年齢を決定する條約案（批准済）（二）船舶の滅失または沈没の場合における失業、補償に關する條約案（批准未済）（三）海員の職業紹介の施設に關する條約案（批准済）にして、これに基き船員最低年齢法（大正十二年三月二十九日公布）遭難船員手當規定（昭和三年四月二十三日制定）船員職業紹介法（大正十一年四月十日公布）が制定され、協會では昭和六年十二月二十四日海員協會、日本海員組合と共に海事協同會を創立し、昭和二年四月一日より職業紹介を開始した。

大正十五年六月第八回國際勞働會議に引續きジュネーブに開かれたる第九回國際勞働會議（第二回海上特別總會）に、協會は船主代表として松方幸次郎氏を推薦、石丸優三氏外三名の顧問を派遣した。しかしして、昭和四年十月第十三回國際勞働總會（第三回海上特別總會）がジュネーブに開催され協會は船主側代表として上谷續氏を浦田格介氏外一名の顧問とともに派遣した。また昭和十年十一月二十五日より十二月六日にわたつてジュネーブにおいて開催された三部制技術準備會議に際しては、協會は船主側代表として宮田武太郎氏を派遣した。

以上は海上勞働に關する國際會議であるが、これとともに大正十年以來昭和三年にいたるまで四回にわたつて開催された國際船主會議にも毎回代表者を出席せしめ、本邦船主の立場において討議に参加した。

すなはち英國海運會議所の主催により、大正十年十一月ロンドンにおいて第一回國際船主會議が開催されるや、協會は主代表大谷登氏、副代表堀新氏外四名を出席せしめた。しかしして大正十三年五月第二回ロンドン會議に主代表清水安治氏、副代表堀新氏外四名、大正十五年四月第三回ロンドン會議には主代表莊田雅雄氏、副代表中村榮造氏外四名、昭和三年六月第四回ロンドン會議に主代表高橋一雄氏、副代表中村榮造氏外五名を出席せしめた。同會議は主として海事法規の統一に關する議題につき討議し、なほ進んで一般海運諸問題の國際的解決を促進せんとす

るにあつた。しかしして同會議は萬國海法會、國際法協會、國際勞働總會、國際商業會議所等諸團體の活動に密接なる關係を有し、常に各國船主の意を國際的に表示する役目を果した。

國際船主會議は昭和八年以來斷續的に國際海運合理化問題を討議して來たが、昭和十年一月國際船主會第一次準備會議を開催して本格的に本問題を討議した結果、各國は合理化計畫に對し主義において賛成の意を表し、繋船を中心とする合理化計畫案の成立を見た。

これに對し日本船主協會においては、先づ準備會議參加如何が問題となり、わが海運の特殊事情にかんがみ參加の要なしと思はれるも、海運自體の國際的性質上他海運國との協調も考慮すべき問題であるばかりでなく、英國政府が會議不参加の船舶に對し、將來差別待遇をなさんとの情報もあつたにみ進んで會議に参加し、わが海運合理化の特殊事情を主張することとなり、協會ロンドン代表齋藤武夫氏が出席してわが海運の特殊事情を闡明するところがあつた。

次いで昭和十年三月國際船主會議より國際的合理化計畫案の提出があつたので協會では直ちに臨時理事會を招集し、A・B兩特別委員を設けて提案の審議を行つたが同時に提案に拘泥せずして、眞に合理化の目的を達成せしむべき獨自案の研究を行つた結果、繋船を中心とする合理化案はわが海運の現狀に適應するものとしてこれを排し、過剩船腹の撤去を第一義とする獨自案を決定、第二次準備會議において率先提唱することとなりたるところ、歐洲政局の不安定、經濟界の變化等によつて第二次準備會議は立消えとなつたためつひに未提出のやむなきにいたりたるも、これを通じてわが海運獨自の立場を中外に徹底せしめたこと少なからざるものがあつた。

### 五、協會と關係海事團體との異同

日本海運協會は海運組合法にもとづいて設立されたる海運組合にして、その使命は平時、戦時を通じて海運の總力を最とも有効に發揮するにあることは前述のごとくであつて、戦時における海運の總力をもつとも有効に發揮す

ることを使命とする船舶運賃は國家總動員法第十八條のいはゆる法人にして、海運事業の統制のためにする經營を行ふ公經營體であるが、日本海運協會は、海運業に關し必要な指導統制を行ふ指導統制團體である。運賃協會は經濟行爲をもつてその本質とするが、同協會は經濟行爲を行ふことを得ない。

日本海運協會の使命の一つは、海運業に關する國策の立案および遂行に協力することであり、これがため海事に關する綜合調査ならびに海事思想の普及に努めるものであるが、協會の行ふ調査はその使命達成上必要な事項のみを対象とし、日本海事振興會による調査と區別される。すなはち日本海事振興會は、本邦海運および造船の振興をはかる目的をもつて海事に關する調査および研究、海事思想の普及その他の事業を行ふもので、その対象は廣汎かつ一般的である。

日本海運協會は海運産業人中船舶所有者と運航業者を構成員とし、海運の總力をもつとも有効に發揮せんがため、こゝに海運界の推進的指導分子を結集しもつて海運業に關し必要な指導統制を行ふもので、全海運産業人をもつて構成され、海運報國の實を擧げることを使命とする日本海運報國團と區別される。

### 六、協會の機構

一、會員 定款第五條第一項には本協會の會員は帝國法令により日本船舶にして總噸數百噸以上の汽船の所有者並びに總噸數百噸以上の汽船の賃借人、期間備船者及び運航業者とする旨の規定がある。同定款において所有者とあるは船舶共有の場合には船舶管理人、賃借人とあるは轉借の場合には最後の賃借人、期間備船者とあるは再備船の場合には最後の備船者を意味する。昭和十八年一月一日現在をもつて、同協會の會員は三百六拾六社である。

二、役員 會長は逓信大臣の命じたる銓衡委員の推薦したる者を推薦することになつてゐる。初代會長には東亞海運株式會社々長清水安治氏が就任し今日に至つてゐる。

理事長は指定代表者、個人會員、または海事に關し學識經驗ある者の中より、會長これを選任すること

になつてゐる。改組後の初代理事長には波多野保二氏が專任されて今日に至つてゐる。

専務理事は専務理事は理事長と同じ方法をもつて會長これを選任することとなつてゐる。改組後の初代専務理事には金鞍一榮、河野常八兩氏が專任され今日に至つてゐる。

理事および評議員は理事および評議員は指定代表者または個人會員中より會長これを選任することとなつてゐる。現在理事十名、評議員十五名である。

監事監事は指定代表者又は個人會員中より評議員において其の過半数の同意に依りこれを選任することになつてゐる。現在四名である。

三、顧問 會長は理事會の審議を経て顧問若干名を置くことが出来る。現在船舶運賃會總裁大谷登氏が同協會の顧問に就任してゐる。

四、總會 通常總會は毎年五月これを開き前年度收支決算及び會務の報告並びに次年度收支豫算その他必要な事項を附議する。會長必要ありと認めるときは理事會の審議を経て臨時總會を招集することが出来る。

五、委員會 同協會に小型船委員會ならびに油槽船委員會を設置し、同協會所屬の總噸數千噸未満の船舶および油槽船について、その業態の特殊性に鑑み兩委員會をしてそれ／＼の特有なる事項を審議させてゐる。

六、事務局 事務局に部長、參事、主事、および書記を置き會長これを命免することとなつてゐる。その他必要に應じ囑託を置き會長これを命免することとなつてゐる。

## 機帆船運航統制株式會社

### 一、沿革及び目的

機帆船運航統制株式會社は昭和十七年三月廿四日付發令された戰時海運管理令（勅令第二百三十五號）にもとづき同月廿五日逕信省から告示された船舶運營會設立命令「日本船舶（朝鮮又臺灣に船籍港を定むる日本船舶を含む）にして總噸數百噸以上の汽船又は總噸數百五十噸以上の機帆船を所有する者は船舶運營會を設立すべし」により設立せられた船舶運營會の運航實務者（戰時海運管理令第五十條）として戰時下機帆船の特殊性を國家目的に即し十分に發揮するため、昭和十七年四月廿四日設立せられたものであつて、運營會が設立されるやたち所期のごとく同會運航實務者に指定された。

同會社の沿革ならびに目的を同社設立認可申請によつて紹介すれば、

#### 會社の目的たる事業の概要

- (一) 國家管理となりたる船舶を國家の代行機關として運營すべく近く設立發足をみるべき船舶運營會の運航實務擔當者として全國機帆船海運業者より大型機帆船を第一次三百五十隻、第二次以下豫定隻數の委託を受け之を運航し機帆船運航の合理化をはかると共に、戰時下國家の重要物資輸送完遂に協力するにあり。
- (二) 前記主要目的の外事業計畫に基き大型機帆船を建造、前項委託運航船舶と共に之を運營し主として近海すかはち日滿、日華及び南方々面の物資輸送に従事、國家目的に副はんことを期す。

#### 會社設立を必要とする事由

機帆船は四圍環海、特殊の地理的條件に支配されて居る我國の物資交流並に之が移出入の輸送機關として緊要不

可缺なるを以て夙に顯著なる發達をなし、國家興隆に寄與するところ甚大なるものあり。殊に内鮮及日滿、日華の諸國間に於て逐年増嵩の一路を辿りつゝある物資の運輸機關として近來一層其重要性を加重しつゝあるが故に主務當局に於いても該船舶の重要性に鑑み之が整備統合を行ひ、合理化せる運航方策を實施、物資の輸送に萬全を期するが爲種々指示發令あり、業者良く其の要請に應じ、海運組合法による海運組合及其統制規定に基き同漕統制組合等を結成、業者を其傘下に吸収統合し輸送の圓滑合理化に努力したるを以て其の成果見るべきものもあるも、元來機帆船は船型、裝備等複雑多岐、且つ航海能力の差異甚しきものあるを以て特に外地及遠距離の航行に適する大型機帆船の運航を行ふ爲、機帆船外航統制輸送組合なる單一組合を結成し國家管理の對象となるべき大型機帆船の委託運航をなし、當局の指令に基き重要物資の輸送に従事しつゝありたるも、政府は其後の緊迫せる情勢は斯くの如き微温の方策を以てしては之が萬全を期すること能はずとなし一定噸數の船舶を國家の管理下に置かんとの議を決し目下着々準備中なりと仄聞す。（註・前述の如く船舶運營會設立）

此間たまたま大東亞戰爭勃發するあり。機帆船業者も新なる觀點に立脚、大東亞共榮圈確立の大計を速急に樹立せざるべからざるの時局に即應すべき機運に達せるも在來の機帆船外航統制輸送組合をもつてしてはその重責遂行に遺憾の點多々あり、かつ該組合をもつてしては組合員結成上並びに事業計畫に基き所要資金の蒐集に多大の困難を伴ふが故に今回組合を解體、株式會社に改組、機能を擴充し國家管理船舶の運航實務者たらんことに備ふるを第一目的とし、併せて將來大發展を豫想せらるゝ大東亞共榮圈内における政府の機帆船海運政策に對處せんがため機帆船運航統制株式會社を設立せんとするものなり。

### 二、現 狀

#### 會社の住所名稱及び資本金額

住 所 東京都日本橋區通三丁目六番地

【運輸部門】

名稱 機帆船運輸統制株式會社  
資本金 五百萬圓(二百十萬圓拂込濟)

三、定 款 (拔萃)

第一章 總 則

第一條 本會社は機帆船運輸統制株式會社と稱す  
第二條 本會社は本邦機帆船海運業の振興發展を圖る爲海運業を營むを以て目的とす  
第三條 本會社の資本總額は金五百萬圓とす  
第四條 本會社は東京都に本店を置き必要なる各地に支店、出張所又は代理店を置く  
第五條 本會社の定款の變更、合併及解散、役員の選任及解任は運輸通信大臣の認可を受くるに非ざれば效力を生ぜざるものとす  
第六條 本會社の公告は官報に掲載して之を爲す

第四章 役 員

第二十六條 本會社に取締役五名以上監査役二名以上を置く、取締役及監査役は株主總會に於て選任す、但し取締役に中半數は百株以上の株主、監査役は五拾株以上の株主たることを要す  
本會社の取締役は取締役會の承認を得るに非ざれば同種の營業を目的とする他の會社の無限責任社員若は取締役に爲ることを得ず  
第二十八條 取締役は其の互選を以て社長一名、取締役若干名を選任す  
第二十九條 社長は本會社を代表し其の業務を總理す  
常務取締役は社長を補佐し本會社の業務を掌理す

第三十條 取締役は取締役會を組織し重要なる事項を議決す  
取締役會は社長之を招集す

四、役員氏名 (昭和十九年六月一日現在)

社 長 鶴丸廣太郎  
常務取締役 西 政二、山本新一  
取 締 役 加藤豐市、竹内義台、六田惠補、淺川福太、山中茂樹、岸 泰一、森實元如、  
古藤松平、佐々木盛藏、岸本熊一、井筒隆次郎  
監 査 役 藤原時藏、小野眞次、齋竹儀吉、石田新吉

五、機 構

本 社 △總務部Ⅱ庶務課(庶務、用度、株式係)人事課(人事、厚生係)△運輸部Ⅱ輸送課(輸送、整理係)配船課(配船、燃料係)△船舶部Ⅱ船舶課(船體、機關係)管理課(管理、審査係)△船員部Ⅱ配乘課(配乘、整備係)服務課(服務、監督係)△經濟部Ⅱ會計課(出納、主計、監査係)計算課(第一、第二、第三係)  
部に部長、課に課長、係に係長をおく。  
支店・出張所 △大阪支店 大阪市東區北久寶寺町五ノ四(開設出願中)△關門支店 門司市港町三ノ二一(同)  
△徳山出張所 徳山市西船町二七二一△高松出張所 高松市宮脇町六八八△若松出張所 福岡縣若松市本町一丁目△津久見出張所 大分縣津久見町下青江(遠藤善六前)△相ノ浦出張所 佐世保市相ノ浦町鶴丸汽船内△呼子駐在員 佐賀縣呼子町△木浦出張所 朝鮮木浦府寶町二ノ七日鮮海運内△宇品出張所 廣島市宇品町一三〇六廣島縣汽船株式會社内△長崎出張所 長崎市城山町三條三七

【運輸部門】

## 船舶運管會

## 一、沿革

昭和十六年夏、内外情勢の緊迫化にともなひわが海運界の非常態勢を確立すべく、八月十九日閣議において戦時海運管理要綱が決定せられ、政府使用の本邦全船舶を一元的に運航するとともに全徴用船員の配乗を實施すべき特別法人設立の方針が明かにせられた。

爾來官民協力、この要綱の實施準備を進めて來た處、十二月八日大東亞戦争の勃發となりその實現が最も急を要するに至つたので、十二月十日、國家總動員審議會は戦時海運管理に關する勅令案要綱を決定し、翌年三月五日この要綱による戦時海運管理令および同施行規則が公布せられ、即日實施せらるると同時に、國家總動員法第十八條にもとづく特別法人たる船舶運管會の設立命令が發せられた。

しかして、同會設立委員は直ちに設立委員會を開催して諸般の準備を整へ、四月一日、構成員たる總噸數百噸以上の汽船並びに百五十噸以上の機帆船の所有者の募集を求めて創立總會を開催し、定款案を附議決定して、即日設立の認可並びに役員任命があり、ここに我海運界における畫期的統制運管機構の發足を見たのである。

船舶運管會は、戦時海運管理令によつて、海運の二大要素たる船舶および船員の二部門に實施せられた國家管理の實行機關であつて海運事業の統制團體であると同時に、自ら經營をなすといふ點で、單なる統制機關たる他の統制會と趣を異にし、またその事業の經營に當つて全然資本的の基礎を有せず、必要の資金は借入金によつて賄つて

行くといふ點で各種營團と明かに區別せられるのであつて全く他に類例のない特異の性格を持つてゐる。

## 二、事業經過

船舶運管會は設立と共に職員の一部を内定し、役職員晝夜兼行で業務實施の準備を進め、一ヶ月を経た五月一日業務開始の運びとなつた。當時の機構の概略を見るに本部においては總務、運航、船員、經理の四局に十七部、四十二課を置き、内外主要港には支部、出張所、駐在員を設置して現場に於ける連絡機能を司らしめると共に、この間管理令の規定にもとづいて構成員中大型船關係四十一社、小型船關係十八社の有力運航業者が逓信大臣より運航實務者を命ぜられ、運管會の下部機構として運航の實務を擔當することとなり、一應の體制が整備せられたのである。

さて同會事業運管の基本となる運航船舶、すなはち同會が政府から貸下を受ける國家使用船に關しては、大型船は五月十日、小型船は同二十三日、それ／＼受渡しを開始し、六月末をもつて大體引渡の完了を見たのであるが機帆船は手續上の關係から八月一日受渡しを開始せられその運航實務者としては機帆船運航統制株式會社の任命を見たのであつた。一方同年六月設立された關東州船舶運管會と協定し、關東州籍船にして日滿の諸港間に就航する船舶の運航の委託を受け、また朝鮮および支那籍船、外國船再備船、拿捕船、戦利貸下船をあはせ運航してゐる。

なほ國家使用の目的たる機帆船は總噸數百五十噸以上であつたものが、昨年七月には機帆船の計畫造船による新造船を對象とするため、七十總噸以上に引下げられ、さらには十月には管理令施行規則の改正によりその最低總噸數が五十噸となつた。

次に被使用船舶に對して運管會の支拂ふべき使用料は業務開始に當つては、暫定的措置として、海運統制委員會制定の備船料代行停止額を基準としてをつたが、運管會内に設置せられた船舶性能審査委員會の審査の結果にもと

【運輸部門】

づいて昨年十二月政府において原價計算による貨物船備船料を公定せられ、次で本年二月これに伴ふ被使用船舶使用料の改正が行はれて、本年一月一日から實施された。

運輸會の業務が重要物資の海上輸送を主體とするといふまでもないところであつて、同會はこれに全力を傾注し各種の施策を講じて能率の向上に努力を重ねて來た。たとへば定期航路はこれを必要なる最少限度に限定し、寄港地の整理、碇泊期間の短縮、最短距離の折返しを建前としてこれを再編成し、貨物船は地域的に配船を定めて成るべくこれを定航化すると共に海陸連絡輸送の強化に努め、また船舶燃料炭の補給を圓滑ならしめるため東京、大阪、門司に直轄の貯炭場を設け、海務院の下令に基いて船舶用重油その他石油類の購入、配給を一手に處理することとなつた如きは其主要なるものといへよう。

なほ港灣荷役力の増強が、決戦下海上輸送の使命完遂に緊要缺くべからざるものであるといふ事實にかんがみ、昨年十一月港灣荷役力増強の國策が決定せられたるに即應して、運輸會はその現地機構を強化し、港灣作業關係團體と緊密なる提携の下に計畫荷役の立案、實施に努め相當の成績を収めて來たのであるが、さらに貨物の總揚制に關し研究の結果成案を得て、本年七月實施に決定し、可能なる部面から順次實行に移しつつある。これは運輸會が、荷主に對し原則として貨物の積地荷受から揚地荷渡までの一貫せる運送上の責任を負ふものであつて、即ち計畫荷役遂行のため、同會が荷主に對し貨物の積揚を含む一貫運送を引受けると共に、港灣作業については、荷主の直積直取によらず、總て港運會社をしてこれに當らしめ、もつて港灣作業系統の一元化を圖ることとなつたのであるが、これが實現によつて輸送の隘路打開が期待される。

又船舶運航能率増進の一方策として、運航能率の審査を行ひ、之に基いて運航實務者、船主及び船員に對する獎勵金支給の制度を實施し、特に船員に對する獎勵金の支給は可及的速に之を行ふ方針で其效果の實現が期待せられる。

斯様にして船腹の増減や季節の關係等により多少の相違はあつたが、現在までのところ物動計畫に基く輸送計畫

數量を略々完送するといふ實績を擧げて來た次第である。

運輸會が各荷主との間に締結する運送契約は逓信大臣の認可せられた運送契約條件によるのであつて、その運賃條件は逓信大臣の命令により價格等統制令その他の法令にもとづき各海運關係團體および航海命令受命會社に對して認可許可または指示のあつたものを準用したのであるが、同一航路における運賃の統一、航路別運賃の均衡をはかるため必要に應じて逐次改訂運賃を設定した。

而して、石炭、鐵礦石、鋼材、鹽等の重要物資の中には、輒近に於ける運航經費の増嵩、戦時危険に依る航海遅延等の爲、其の改訂を要するものもあるが、同會設立の本義並に低物價政策堅持の立場から代行停止類其他從來實行の運賃を準用して居る。

次に船舶の修繕は、造船計畫と關聯し、これを計畫化して月別修繕量の平均化、船渠待滞船の回避をはかることが必要であるが修繕と運航とが密接不可分の關係にある點にかんがみて、運航の擔當者たる同會が修繕の一元的處理に當ることとなり、船舶修繕許可申請書の審査を行つて修繕すべき船舶の決定を爲し、當局から指示せられた計畫修繕の實施に當つてゐる。

船舶運航能率の十分なる發揮のためにはその第一線を擔當する船員の確保がもつとも緊要であることはいふまでもないところであるが、とくに計畫造船の進行にもなつて、これに配乗すべき人員を整備する必要がある。これがため運輸會は海務院（現海運總局）の下令にもとづいて昨年八月から船員および船員養成施設に入所せしむべき者の募集を實施することとなり、多數の船員を獲得すべく努力の結果、相當の成績を収めることが出來た。

一方運輸會はその運航船舶に對する徵用船員の配乗を圓滑ならしむるために、構成員をもつて、三十一の船員擔當班を編成してをつたところ、後に述べる運航實務者班が設置せられた際、當局の指示によりこの擔當班を解消して、實務者班と一致せしめるやうに、五班に再編成して豫備船員の融通力を大ならしめ、船員の配乗不圓滑のため船舶の運航に支障を來すが如きことのないやう、萬金の對策を講ずると共に、班をして船員の募集、養成にも協力

【運輸部門】

## 【運輸部門】

させることとなった。  
運賃會においては、これらの他船員の有給豫備制度、公暇制度、表彰制度を確立すると共に、船員戦時手當の支給等を実施し、また船員給與の統一をはかった。

### 三、機構

運賃會支部を通ずる機構は、業務開始の當初においては、本部には四局、十七部、四十二課および秘書を置いたのであるが、其後昨年八月には、船員募集事務を同會に於て擔當することとなつたので、之を處理する爲船員局に整備部を、又同年十月には運輸局内一般庶務事項を分掌せしむる爲同局に庶務部を、更に昨年三月には船舶修繕に關する事務處理の爲、總務局に保船部を新設し又、船舶修繕許可申請書の審査に當らしむる爲、同會内に船舶修繕審査委員會を、次いで公定備船料の適用に關聯し、船舶の性能審査の必要ある爲、船舶性能審査委員會を設置した。

これによつて、昭和十七年度においては、四局、二十部、四十七課及び秘書室といふ機構となつたのである。  
しかるに昨年五月、過去一ケ年の業務實施の經驗にもとづいて、機構の根本的變更を行ひ、事務の整理をなすこととなり、審議の結果各局庶務部の廢止をはじめ、部課の廢合を實施して四局、十六部、四十二課とし、別に同會役員をもつて組織する企畫委員會を設け、同會の事業及びその執行に關する重要事項につき綜合的且建設的の計畫を審議立案することとなつて十月に及んだ。

運賃會の現地機關としては當初小樽、横濱、名古屋、神戸、宇品、門司、京城、臺北、大連、北京および上海に支部を、函館、室蘭、東京、大阪、若松、鎮南浦、清津、基隆、高雄、天津、青島および南京に出張所を、その他内外各主要港に駐在員を、また支部出張所中一部に船員監督を置いたのであつたが、その後事業の進展にもなつてこれを強化する必要を生じたので大阪、青島および南京の三出張所を支部に、新潟、伏木、釜山、西貢および盤谷の駐在員制を出張所にそれ〴〵昇格せしめ、かつ駐在員を増設するとともに、計畫荷役の立案、實施に當らしめるため主要港の支部出張所に港務監督を置き、また主なる造船所所在地には修繕監督を置いて船舶修繕關係事務の連絡などを處理せしむることとし、現地機關の設置なき港灣には、必要に応じて同會構成員の店舗その他に連絡員を委嘱するなど現地機構を擴充したのであるが、さらに従來各地に運輸實務者の任意機關として結成せられてつた運輸實務者會に代へ、同會運輸實務者地方協力委員會を設置することとなつた。

### 職制(抜萃)

第二條 本會に左の三局、一室、十二部、四十三課を置く

〔總裁室〕 文書課、通信課、人事課

〔運輸局〕 契約部、契約課、運賃課、連絡課、資材課、輸送部、總務課、北洋課、内鮮課、滿支課、南洋課、定期船課、船客課、油槽船課、木船部、運輸課、調整課、港務部、北洋課、内鮮課、滿支南洋課、計畫部、第一課、

第二課、保船部、計畫課、修繕課、庶務課

〔船員局〕 配乗部、第一課、第二課、第三課、監督部、監督課、海務課、整備部、第一課、第二課、第三課、庶務課

〔經理局〕 管理部、管理課、審査課、主計部、整理課、計算第一課、計算第二課、監査部、検査課、統計課、庶務課、出納課

### 組織及び役員(昭和十九年六月現在)

總裁 寺井久信、運輸局長 八幡屋春太郎、船員局長 丸山直次、經理局長 島崎龍治、常任理事 岡田永太郎、

同 三井高陽、同 山上太郎、同 鑄谷正輔、同 山縣勝見、理事 陸軍中將桑原四郎、理事 海軍中將熊岡謙、

理事 花田卯造、同 嶋田信吉、同 清水安治、監事 豐田貞治郎、同 小田桐忠治、同 栗林友二

### 支部

## 【運輸部門】

【運輸部門】

小樽(長岡英三)、鹽釜(未決定)、京濱(淺尾新市)、新潟(瀨脇文壽)、名古屋(深田淳)、大阪(丸谷勝次)、神戸(井上正朋)、廣島(小林正雄)、四國(森永孝平)、門司(前場好三郎)、京城(佐藤信二)、釜山(高井春五郎)、臺北(渡邊轍二、北京(高橋貞作)、青島(關野大三郎)、南京(矢島安造)、上海(杉坂富之助)、大連(高木盤雄)

出張所

大泊、函館、室蘭、大阪、鹽竈、京濱支部、東京港、新潟、伏木、鹿兒島、馬山、清津、仁川、鎮南浦、基隆、高雄、天津、西貢、盤谷、元山、木浦、麗水

駐在員

釧路、留萌、惠須取、稚内、青森、真岡、釜石、船川、清水、七尾、敦賀、舞鶴、尼ヶ崎、廣畑、高知、尾ノ道、因島、八幡、長崎、三池、仁川、元山、兼二浦、麗水、鎮海、羅津、木浦、新京、營口、壺蘆島、大連、塘沽、秦皇島、連雲港、蕪湖、浦口、馬鞍山、吳淞、河内、海防

連絡員

大湊、八戸、四日市、半田、鳥羽、坂出、須崎、新居濱、境、宇和島、別府、細島、徳山、博多、那覇、直江津、興南、墨津、保山、吉津、唐津、名瀬、楡林、下田、住ノ江、三角、水俣、群山、臺南、普蘭店、富山、海州、木斗

運輸實務者名簿

日本郵船	郵町區丸ノ内二ノ二〇ノ一	社長	寺井久信
大阪商船	大阪市北區宗是町一	社長	岡田永太郎
中央汽船	大阪市西區南安治川通り二ノ二三	社長	郡嶋正治
東亞海運	鶴町區内幸町二ノ一三	社長	清水安治
南洋海運	鶴町區丸ノ内二ノ六 三菱仲四號館	社長	淺野正二

日本海汽船	京橋區京橋一ノ二ノ七	社長	野村治一良
朝鮮郵船	京城府中區大門通五丁目一	會長	樺木幹雄
南日本汽船	臺北市表町二ノ九	社長	後宮信太郎
三井汽船	日本橋區室町二ノ一 三井本館	會長	三井高陽
西海汽船	福岡市海岸通二ノ四	社長	元松直人
山下汽船	神戸市神戸區榮町通三ノ二六	會長	山下龜三郎
川崎汽船	神戸市神戸區海岸通り八	社長	鑄谷正輔
近海航	神戸市神戸區明石町三三 明海ビル	會長	小倉彦四郎
中國航	神戸市神戸區江戶町九二	代表	三浦圓藏
辰馬航	神戸市神戸區海岸通り八	社長	加藤常太郎
栗林航	鶴町區丸ノ内二ノ二九ビル	會長	栗林徳一
日産汽船	芝區田村町一ノ二	社長	小田桐忠治
東和汽船	神戸市神戸區海岸通二ノ二六	社長	菊地吉藏
中村汽船	神戸市神戸區京町八二ノ二	社長	中村精七郎
飯野汽船	鶴町區丸ノ内二ノ一六 明治生命ビル	社長	飯野寅吉



【運輸部門】

日東汽船	三菱汽船	石原汽船	共同企業	大連汽船	日本製鐵	近海油槽船	三井近海機船	北部機帆船運航	栗林近海機船	北海機船	川崎近海機船	山下近海機船
總町區丸ノ内二ノ一八 岸本ビル	總町區丸ノ内二ノ一〇	總町區有樂町一ノ五 毎日別館	淺草區花川戸一ノ一	大連市山縣通り一九五	總町區丸ノ内二ノ二〇ノ一	總町區丸ノ内一ノ六ノ一	日本橋區室町二ノ一ノ一	日本橋區兜町二ノ一五	總町區丸ノ内二ノ三 丸ビル	京橋區京橋一ノ二ノ七	神戸市神戸區海岸通り	神戸市神戸區栗町三ノ二六
社長 岡田 永太郎	社長 川田 小三郎	社長 石原 廣一郎	社長 橋本 圭三郎	社長 安井 龍治郎	社長 川村 貞次郎	社長 豐田 儀治郎	社長 佐々木 周一	社長 向井 清憲	社長 栗林 友二	社長 野村 良一郎	社長 森谷 信次郎	社長 山田 正太郎

海運仲立統制組合

沿革並に事業

西日本石炭輸送統制	機帆船運航統制	日産近海機船	神戸近海機船	郵船近海機船	大阪機船	報國近海機船	辰馬近海機船
-----------	---------	--------	--------	--------	------	--------	--------

福岡縣若松市明治三丁目	日本橋區横股町一ノ三六	日本橋區四丁目一ノ三	神戸市神戸區海岸通り二ノ二〇	總町區丸ノ内二ノ二〇ノ一	大阪市福島區上福島南町三ノ一四二	大阪府北區宗是町一	日本橋區通り一丁目 野村ビル
-------------	-------------	------------	----------------	--------------	------------------	-----------	----------------

社長 鶴丸 廣太郎	社長 山本 平八郎	社長 谷口 茂雄	社長 渡邊 康策	社長 矢吹 禎一郎	社長 岡田 永一郎	社長 廣瀬 辰之助	社長 山縣 勝太郎	社長 鶴丸 廣太郎
-----------	-----------	----------	----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

船舶運營會、運航實務者等と荷主との間に立ち出荷と配船の圓滑化をはかり船舶運航能率の増進に至大の貢獻をなしてゐる海運仲立業の生立は如何なる経路を辿つて來たであらうか、海運仲立業に邦人としてはじめて手を染めたのは明治二十二年で、當時紀州の廣岡庄一郎が獨逸船ヨハン號購入に際し、偶々噸數の計算上異見を生ずるや、英語に堪能なるの故をもつて、佐藤勇太郎氏がその調停を依頼され、兩當事者間に折衝、好首尾を納めたのが起縁

【運輸部門】

## 【運輸部門】

となり、遂に同氏は時流を酌んで、外國船賣買を職業とするに至つた。これがわが國における海運仲立業の濫觴である。

當年のわが海運といへば、未だ僅かに近海第一區程度の航路しか有しなかつたものではあるが、いはゆる社外船主の弗々たる擡頭につれ、識者の間には漸く船主團體結成の必要が認識され、こゝに廣海仁三郎、淺野總一郎、馬場道久氏等が相謀り、日本最初の海運團體『日本海運業同盟會』を組織した。これ正に明治二十四年。事務所を東西に設け、東に淺野、西に廣海兩御所が控へて、その發展を企圖したのであつたが、遺憾ながら業績は擧らず、加へて内部紛争のため、社外船主の通弊暴露を土産として、明治三十一年敢なく潰えた。

明治卅四年秋『日本船主同盟會』を結成させたが、この『日本船主同盟會』組成の議は、すでに關東西の有士——たとへば岡崎藤吉、牧野惟雄、三上豊夷、吉田長教氏等々——間に萌し、當年春東西船主が名古屋に會合、協議したが當時すでに船舶代理店や仲立業者は確固たる独自の地盤を有してゐたから、これを無視することが出来なくなり、その加入問題が論點となつて異論百出の結果、得るところなく散會した。同年秋再び大阪岸松館に會合し熟議を重ねたが船主の大多數は當時多少『跋扈跳梁』の程度に活躍してゐた仲立業者を團體内に包擁して統制すべしと主張し、廣海仁三郎氏は孤軍これに反對して船主と仲立業者にその業態と商業上の地位を異にするから同列に會員たるは怪しからぬと極論し、佐藤勇太郎、太刀川又八郎の兩氏は別個の觀點から、船主と仲立業者は各別に團體を作り相協力すべきであると説破したが多數船主に壓せられて奏效せず、右近權左衛門氏の居中調停により船主を正會員とし、仲立業者を準會員とし若干の信認金を納め會員の負擔を免除することに落着し、日本船主同盟會が生まれたのである。

### 神戸海運業組合創立

海運に『不可分の内的存在』であつた仲立業者と、船主とを同一機構において統御しやうとした同盟會の組織に

は、當初から無理が胚胎してゐた。だから日露戦役前後から、同會が第一次同盟會の轍を踏んで内部紛争を惹起し、ために創立首腦有力者の一人廣海仁三郎氏は、明治卅八年八月先づ同盟會を離脱した。のみならず他方仲立業者の中にも頑として同盟會加盟を肯じないものもあり、兩者は對立持續を演じつゝあつたが、明治四十三年頃より同盟會準會員中脱會を主張するもの頓に増加するに至つて、大勢はすでに決し、大正二年十月、同盟會の定時總會は總會員の無條件分離を承認せざるを得なくなり、こゝに同盟會は事實上船主團體とはなつた。しかしいはゆる折衷派は專屬扱店の看板を掲げて、同盟會との誼を結び、その連鎖役を勤めてゐたものの、その主旨の徹底を見ざるに先立ち、越えて大正三年五月、仲立業獨立の覇氣に燃える業界有志によつて、神戸海運業組合が創立された。

### 日本海運業組合聯盟の結成

日本海運業組合聯盟組成の議は更に古く、大正六年『日本海運業組合』組成に關し、東京海運業組合と交渉を開始した當時に發端したものであつたが、機尙ほ熟せず僅かに東京、横濱、函館、門司等地方團體との間に利益擁護、制裁共助の協約を結んだ程度に終つた。しかし海運界自體の膨脹發展に伴ひ、各地團體間の連絡は漸く頻繁を加へ、進んで遂に昭和三年十一月、神戸に『日本海運業組合聯盟』は組合をその牛耳者としてその礎石を築きあげた。參加團體は、小樽、函館、東京、名古屋、大阪、門司、神戸であつた。この聯盟は、後記日本海運仲立業組合設立迄に、十次の總會を開し、我海運界全般のために資した事は、該聯盟の足跡に反映されてゐる處であるのみならず、實に業者の全國單一組合結成のための母體となつたものである。

### 日本海運仲立業組合の誕生

昭和十四年末組合法施行令は公布された。過去一年間を費して『新機構』を、そしてまた『組合法』を全國の業者に理解させ、咀嚼さすべく、各地を歴訪遊説し、業者の結束を固むる等々、法認組合への準備と整調に努めた組

## 【運輸部門】

【運輸部門】

合はそれを完成すべき秋を迎へた。同法案の出現によつて、今や一身同體化の過程にあつた日本海運業組合聯盟もまた同法に準據すべく十五年の劈頭の議題として全國單一組合具體化を取上げるに躊躇しなかつた。かくて三月十六日には發起人總會の陣痛を経て、同四月廿七日、遂に『日本海運仲立業組合』の安産を見、こゝに甲種海運仲立業者は名實ともに備はる業者唯一の據城によつて新發足することになつた。

仲立業者が海運機構上『不可缺機關』として主管省直轄の公認組合を結成し得るにいたつたことは寔に時潮の然らしめたとはいへ、過去六十年にわたる先覺業者の業界に奇與した貢獻の賜だつた。全國一組合に馳參じた全國の業者は、およそ三百九十、押しも押されぬ一堅城を業者はこゝに築きあげると共に海運統制委員會、小型統制委員會とも團體的見地から新統制完遂協力に關する協定を結び、歩一步と新角度よりその立場を固めつゝ進んだ。だが、時局の急轉は前年秋結成された統制委員會の機構を以つてしても、なほ不十分とする程に急速度に進展し、新體制に即應すべき海運統制の再編成を要求して止まず、新組合の上に昭和十五年九月、當局より『甲種海運仲立業統制方策要綱』が示された。組合は之に従つて『明日の業者』として、有資格者のみを選擧整理する必要に直面した。

是に先立ち、初代理事長大野氏辭任の爲、後を繼いだ辻村理事長は役員等を督勵して、同問題に關し理事會を開くこと前後數回、集約統合といふ組合未曾有の難事業をともし角一名の轉失業者を出さず、又何等の紛擾を招くことなくして果したのであつた。

全國的新統制組合生る

然し乍ら支那事變より大東亞戰爭へと發展せる時局の要請は單なる業者の集約を許されず、昭和十七年九月四百八十餘店の業者は二百四十餘店と約半数に集約され、更に戰時海運態勢の強化に伴つて昭和十八年三月十二日海務院長官通牒により同月三十日海運組合法に基き新たに甲種海運仲立組合が結成されるにいたつた。しかして組合員

並に發起人は左の如く指名され、會員は五十八店と集約強化されたのである。

發起人

辻村善治郎、豊島美王磨、立花正則、津田靖平、道家權太郎、阿部善一郎、青島信太郎、加藤寛道、大原尙三、山本尙衛、宮尾亮三、野田寅男、濱宇津英一

組合員

有限會社相生商會、合資會社榎本商會、合資會社土陽商會、青島合資會社、有限會社共立海運商會、合資會社立石商店、有限會社池内商店、合資會社深尾商店、一色市次郎、株式會社大原商店、猪熊勇、株式會社西谷商店、石井常吉、寺島虎雄、株式會社田中商店、加藤寛道、株式會社帝汽海運商會、有限會社立花商店、合資會社大洋商會、内田光次、小栗株式會社、鶴見孝太郎、合資會社愛國商會、重松武、豊島海運貿易株式會社、阿部善一郎、宮田忠也、大石光太郎、有吉三五、湯淺尙、日東株式會社、森晃、株式會社日神海運商會、二引海運株式會社、津田株式會社、合資會社道家商店、野田寅男、亞細亞海運株式會社、井上合資會社、株式會社福島商店、山田茂榮、大津源之助、合資會社山本海運事務所、甲斐株式會社、大阪合同海運(假稱)、中村正雄、株式會社木戸商會、門司合同海運(假稱)、土居時良、株式會社奉通商會、小樽合同海運(假稱)、三榮海運株式會社、株式會社正輝商會、函館合同海運(假稱)、森下伊太郎、株式會社泉商店、大連合同海運株式會社、國際運輸株式會社  
爾來同組合は船舶運營會、運航實務者と表裏一體となり重要物資の輸送に挺身協力、國策に順應する海運仲立業の統制指導に當つてゐるのであるが、特に運營會に對しては同運輸局の契約部、輸送部、木船部、港務部等に相當數の擔任委員を配屬せしめ船舶運航能率の増進に協力してゐる。

定 款(略)

組合員事務統制規程(昭和十八年三月卅日制定)

【運輸部門】

【運輸部門】

第一章 總 則

第一條 本組合は定款第二條の目的を達成する爲本規程の定めるところに依り組合員間に於ける事業の統制を行ふ

第二章 仲立人の資格及登録

第二條 本組合は組合員及其の従業者中左の資格を有する者に對し申請に應じ其の資格を審査し理事會の決議に依り船舶運管會の承認を経て仲立人資格證書を發給し仲立人又は副仲立人として登録す

(一) 仲立人は十ヶ年以上上海運仲立又は船舶運航の業務に經驗を有し仲立人たる人格、信用及學識ある者(二) 副仲立人は五ヶ年以上上海運仲立又は船舶運航の業務に經驗を有し他日仲立人たる者

第三條 仲立人の資格を審査するに當り其の學歴が中等學校卒業程度以下なるときは事務見習及學識習得の期間を認定し其の期間を實務經歷より除外す、本組合が必要ありと認むるときは學力及海運仲立事務に關し考査試験を行ふことあるべし

第四條 仲立人の登録は本人が組合を離脱し若くは組合員との關係を放れたるとき又は理事會に於て其の資格に缺くる所ありと認むるとき之を取消す

第五條 本組合に登録したる仲立人に非ざれば本組合の統制する海運諸契約の締結に立會し又は船舶運管會の運送契約に關する仲介、斡旋及連絡の事務に服することを得ず、副仲立人は仲立人の職務を補佐し前項の業務に従事す、仲立人及副仲立人は執務中組合所定の徽章を佩用すべし

第六條 仲立人の登録料は金二十圓、副仲立人は其半額とし會計年度毎に納附するものとす(以下略)

木船海運協會

一、沿 草

支那事變前、その存在すら必ずしも明確でなく、専ら地方移動物資の輸送機關として發達してきた機帆船海運も、事變の長期化にともなひ、漸く朝野の注目するところとなり、逕信省管船局に沿海課が設置されるに相前後して、當局指導の下に各地に自主的な機帆船組合の組織されるに至り、幾莫もなく海運組合法にもとづく強制公認組合に質的轉換をとり、全國三十四の地區機帆船海運組合を設立、昭和十五年九月にはその中央統括機關として全國機帆船海運組合聯合會の設立をみるに至つた。以來、政府指定重要物資の計畫輸送、外航統制組合の設立から機帆船運統制會社への發展、回漕組合の組織と、すゝんでは各地機帆船運送會社の設立、航行承認制の實施など、機帆船の統制形態は相次いで整備強化されるに至つた。しかも、大東亞戰爭の勃發とそれにもなふ海上輸送の重要化は機帆船海上輸送にさらに大きな轉機を與へずには置かなかつた。由來、海上輸送における機帆船は全國各地に散在し、汽船の補助的機關として認められるにすぎなかつたものである。支那事變特に大東亞戰爭勃發後における大型船の軍費用、あるひは國內生産力擴充にもなふ輸送物資の増嵩配は、從來の機帆船の補助的役割を數歩前進せしめたのである。沿海、近海物資の輸送は専ら機帆船の擔ふところとなり、かくて機帆船の使命は日とともに重要性を加へてきた。補助的機關から沿海、近海輸送の主役的役割への轉進とその性格を一新した機帆船は遂に地方輸送機關として一地方のみに踞踏することを許されず、遠く外洋にまで航海するものすら生じ、國家の要請するその一隻たりとも中央の計畫指令によらねばならなくなつたのである。かくて機帆船輸送力の擴充は國家喫緊の要請となり、木造船計畫造船の推進と併せて、政府は木船、機帆船の動員體制確定をすゝめることとなつた。新たな資本と努力を擁する汽船船主所謂大手筋の機帆船運航への進出こそはかゝる要請にもとづくものであつた。機帆船界はこのやうに量的にも質的にも重大轉換の時機に到達したのである。一方、當時の地區機帆船組合の實情は、この重要段階に置かれて、地區的事情により、統制指導その他において強弱相ともなはず、全國的計畫輸送にはな

【運輸部門】

ほ思ひ設けぬ支障を来す點もあり、機帆船の地方的特殊性からぬけ出すには相當の障碍すらともなひ勝ちの状況に置かれ、業界内外の事情はかくて機帆船海運組合の改組、中央地方の一體化必至の氣運を醸成するに至つたのである。すでに政府は木船の大量建造、機帆船運航への大手筋進出など機帆船界の躍進に對處して、木船經營の安定を策し、木船保險法の制定實施をはかる等あり、昭和十八年九月、こゝに機帆船海運、木船海運の決戦體制確立のための機帆船業界機構刷新の斷行となり、全國機帆船海運組合の會合ならびに全國三十四地區機帆船海運組合を發展的解消せしめ、中央地方を一本とする機帆船の全國一元的統制機構、海運組合法にもとづく木船海運協會は設立されたのである。

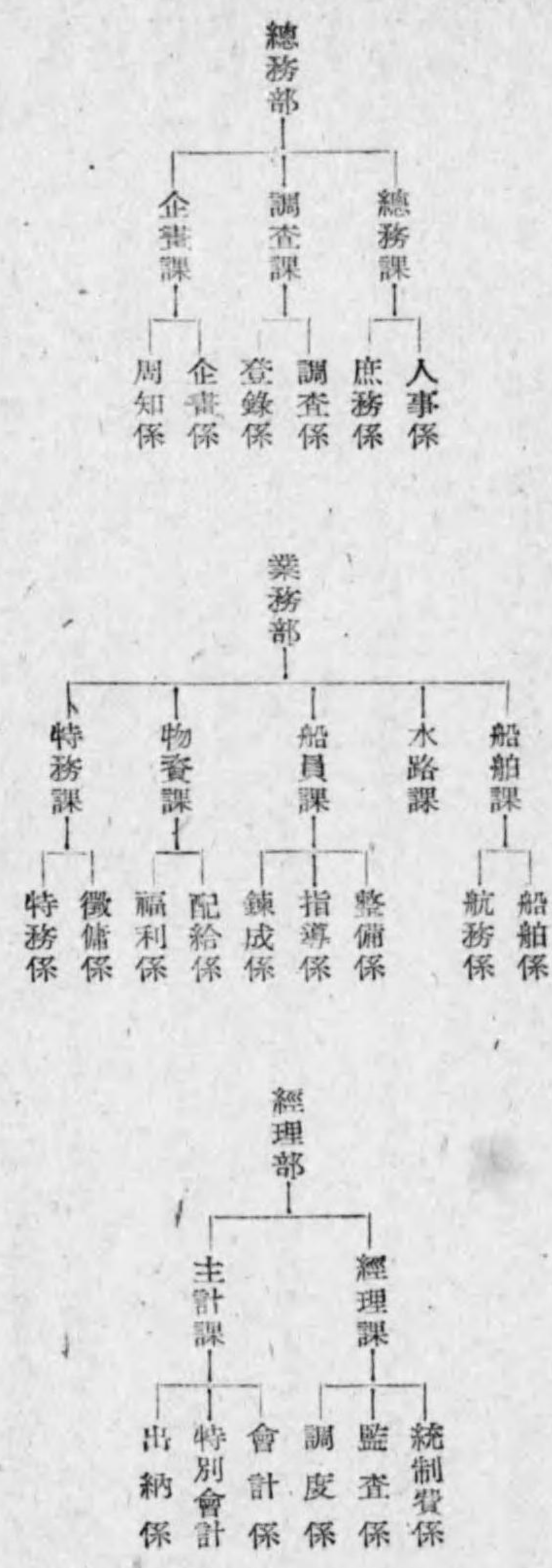
二、事業

海運國策に順應し木船海運業の健全なる發達をはかるを目的とする。同會は以來政府の直接指導下にあつて、木船海運業に關する綜合的指導研究調査、同會々員のための共同施設、運賃その他に對する事業の統制、運航ならびに船員用物資の斡旋配給、木船乗組員の指導、募集養成等のため、決戦下における諸般の困難な事情を克服し、果敢なる推進をはかりつゝあるが、設立後日ならずして行はれた機帆船國家使用トン數範圍の擴大實施、さらに大手筋近海機帆船會社等十四社の船舶運營業者指定などあり、機帆船の重要性の飛躍は同會事業にまた多くの轉移をもたらしたものである。すでに今年一月、戰時標準型木造船の引渡し相ついで行はれるや、その補強改善策を運航者側よりの立場をもつて政府に建言、その處理をみたることは刮目に値し、かつまた近くは機帆船乗組員の大量確保に併せてその質的向上をはかるため、全國樞要臨海地に木船職員養成所の設置に乗り出し、そのひとつとして熊本木船職員養成所は去る四月一日開講、他も順次設置の運びとなりつゝある。さらに木船動員態調整の一環として地區機帆船運送會社の再編成過程を通じ、同方針決定後における同會の使命はますます重要化するものと見られ、政府の意圖を體し、着々その處理に邁進しつゝあるのである。

三、機構

木船海運協會は發足と同時に本部機構ならびに地方機構の確立をはかつた。現在同會本部事務局機構ならびに地方事務局、支部は左の如くであり、本部事務局はそれ／＼その分課分掌規程に則り業務の遂行にあたつてゐる。

(一)、本部事務局機構



(二)、地方事務局 支部 (括弧内所在地)

- 關東地方事務局 (横濱市中區山下町一九九)、東京 (東京都京橋區越前堀三ノ三)、千葉・茨城 (木更津市木更津一・二四六)、神奈川 (横濱市中區山下町六六)、新潟 (新潟市下大川通三ノ町二一八〇)、静岡 (清水市港町三ノ七五)、東

【運輸部門】

【運輸部門】

北(鹽釜市字三九二)  
 中部地方事務局(名古屋港區港本町五ノ一二)、愛知(名古屋港區港本町五ノ一二)、三重(津市大門町一〇五七)、  
 北陸(高岡市伏木湊町四三)  
 關西地方事務局(神戸市神戶區東町一二二)、大阪(大阪市西區西長堀通五ノ一六)、京都(京都府與謝郡宮津町字鶴  
 賀二〇六二)、兵庫(神戸市神戶區東町一二二)、和歌山(和歌山市東長町六ノ二)、徳島(徳島市中洲町一ノ二)、  
 土佐(高知市常盤町九二)、廣島(廣島市京橋町四〇)、山陰(松江市伊勢宮町五四二)、愛媛(松山市大手町二ノ三  
 一)、岡山(岡山市上石井二七)、香川(高松市南鍛冶屋町一四)  
 西郵地方事務局(門司市西海岸通 門司海運局内)、山口(宇部市東區海岸通四丁目)、關門(門司市港町二丁目一五)  
 若松(福岡縣若松市明治町一ノ八八六)、博多(福岡市石城町一ノ一一)、長崎(長崎市五島町三二)、有明海(大牟  
 田市濱町五五)、熊本(熊本縣宇土郡三角町驛前)、鹿兒島(鹿兒島市住吉町一三)、日向(宮崎市高千穂通一ノ三六)  
 大分(大分市生石町)、沖繩(那覇市通堂町一ノ四一)  
 北郵地方事務局(函館市仲濱町四二)、南部北海道(函館市仲濱町四二)、西部北海道(小樽市南濱町六ノ三)、東部北  
 海道(北海道根室郡根室町字本町四ノ一三)

(三)、近海機船會社(準支部扱)

大阪機船株式會社(大阪市福島區上福島南三ノ一四二)、大阪機船株式會社東京支店(東京都芝區芝浦二ノ三)、川崎  
 近海機船株式會社(神戸市神戶區海岸通八)、川崎近海機船株式會社東京事務所(東京都麴町區丸ノ内二ノ二九ビル)  
 栗林近海機船株式會社(東京都麴町區丸ノ内二ノ二九ビル)、神戸近海機船株式會社(神戸市神戶區海岸通二ノ二〇)  
 神戸近海機船株式會社東京事務所(東京都京橋區京橋一ノ二 國際ビル)、辰馬近海機船株式會社(神戸市神戶區海  
 岸通八)辰馬近海機船株式會社東京支店(東京都日本橋區通一ノ一 野村ビル)、日産近海機船株式會社(東京都日

本橋區本町四ノ一)、報國近海機船株式會社(大阪市北區宗是町一)、報國近海機船株式會社東京事務所(東京都麴町  
 區內幸町大阪ビル)、北海機船株式會社(東京都京橋區京橋一ノ二 國際ビル)、三井近海機船株式會社(東京都日本  
 橋區室町二ノ一)、山下近海機船株式會社(神戸市神戶區榮町通三ノ二六)、山下近海機船株式會社東京支店(東京都  
 麴町區丸ノ内二ノ六)、郵船近海機船株式會社(東京都麴町區丸ノ内二ノ二〇 郵船ビル)、機帆船運航統制株式會  
 社(東京都日本橋區竊殼町一ノ三六)、西日本石炭輸送株式會社(若松市元海岸通九八五)、西日本石炭輸送株式會社  
 東京事務所(東京都麴町區丸ノ内一ノ八 日炭内)、北部機帆船運航株式會社(函館市末廣町三九)、北部機帆船運航  
 株式會社東京事務所(東京都日本橋區兜町二ノ一五)

四、役

(昭和十九年四月現在)

會長 中野金次郎  
 專務理事 缺 員  
 常任理事 高見與一郎、三浦定之進、渡邊康策、佐々木周一、竹内義臺、齋竹儀吉、加藤豐市、淺川福太  
 向井靖憲  
 理事 廣瀬辰之助、鑄谷正輔、山本平八、山下太郎、鶴丸廣太郎、森 信次郎、平野孫三郎、橋本治助  
 高橋助七、鈴木與平、栗原雅信、橋 直治、西 政二、内山廣三、小野眞次、天羽壽郎  
 野村茂久馬、丸石壽太、上村彌太郎、森 信一、藤原時藏、加藤常太郎、津脇勘市、梅根代吉  
 上戸佐一、六田惠輔、岩尾忠太郎、佐藤金太郎、石井彌平、西瀧常吉、國師金徳、山中茂樹  
 大島熊吉、梅谷周造  
 監 事 栗林友二、加藤繁一

【運輸部門】

【運輸部門】

五、定 款

第一章 總 則（抜萃）

第一條 本會ハ海運組合法ニ依リ設立シ本船海運協會ト稱ス

第二條 本會ハ海運國策ニ順應シ本船海運業ノ健全ナル發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第三條 本會ハ本部（主タル事務所）ヲ東京都日本橋區ニ、地方事務局（從タル事務所）ヲ横濱市、名古屋市、神戸市、門市及函館市ニ置ク、前項ノ外必要ニ應ジ常任理事會ノ決議ヲ經テ支部ヲ置クコトヲ得

第三章 事業及其ノ執

第十二條 本會ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

- (一)會員ノ事業ノ爲ニスル共同施設、(二)會員間ニ於ケル事業ノ統制、(三)會員間ニ於ケル事業ニ關スル紛争ノ解決ノ斡旋、(四)會員ノ事業ニ關スル證明及鑑定、(五)會員ノ事業ニ關スル指導、研究及調査、(六)其ノ他本會ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事業

全國沿岸タンク船組合

一、機 構、事 業

全國沿岸タンク船海運組合法下部機構としては現在、東部（東京）中部（大阪）西部（下關）の三沿岸油槽船運輸

統制株式会社および液體工業藥品槽船運輸統制株式会社（大阪）が存在する。これら統制会社々長はそれ／＼組合東部、中部、西部、藥品の各支部長を兼任し、組合員たる船主および運輸業者の上に立ち常時組合本部と緊密なる連繫のもとに計畫輸送の遂行にあつてゐる。

組合事業の遂行は定款および統制規程にもとづくものであるが、その計畫的遂行を期するため、組合は統制規程により、各部委員長一名、部委員若干名を置く。統制、輸送、資材の三部を組合内に置き運賃、船料、船價に關する事項、運輸統制會社に關する事項、重要物資輸送、運航用資材配給の各事項の處理にあつてゐる。組合はこれらの各機構の有機的活用により組合機能の全面的發揮を期しつゝあるが、引受物資の集荷運輸の統制に關しては各運輸統制會社をしてこれにあらしめる一方において綜合的見地にたち運輸統制會社の事業の監督ならびにその實施については必要なる提示發動によつてその萬全を期しつゝあるのであるが、その具體的方法として、燃料油の東部、中部、西部各統制會社においては例月精細なる重點主義計畫輸送をはかるため所在各海運局（横濱、大阪、神戸、門市）監督下に海運局において需要先、荷主關係その他が會同して輸送協議會を開催し、當局指示の下に立案配船し輸送の完備を期した液體工業藥品においては軍需省化學局指示下にその輸送の完備を期してゐるものでなほ小形汽船部門の計畫輸送に關しては海運總局指示の下にこれに參畫し多大なる貢獻をなしつゝあるものである。

しかもこれらの統制方式を通じてその能力發揮のため必要缺くべからざるは燃料油、船用品資材、船員用必需品の配給の一元化であり、これら各必需資材の供給に對する組合創立以來の積極的措置は統制機構確立前に比して格段の進歩をもたらしたのであつた。昨十八年末海運報國團外局として組合内に油槽船部の設置決定により、船員の福祉厚生についても組合の位置は前進した。その間十八年には懸案の運賃適正化にも乗り出し統制前全國各地區に より相當の開きを生じ、とくに輸送増強上種々支障を來しつゝあつたその是正については組合全機能をあげて調査資料の蒐集、あるひは荷主側との折衝協議にあたり、遂に十八年十月には當局の正式認可を得、組合所屬全船舶に對して實施される等現下の液體燃料、液體工業藥品沿岸輸送増強に多大の効果をあたへつゝある。

【運輸部門】

創立以來約一年半、決戦下の重要使命たる輸送増強に、當局の積極的指導を得て豫期以上の實績成果を収めつゝある組合であるが、さらにその成果を大ならしめるための組合今後の推進については、苛烈なる決戦態勢順應の見地より常に強力推進態勢を企圖し、今後タンク船の重要使命の増大を認識せる政府當局の計畫造船による機帆船(タンク船)油舩等はすべてタンク船組合において引受け一層の強化を期し、全國沿岸の船舶の交流、配船の緊密化をはかり、またその機構についても現在の機構より飛躍的増強し、企業整備に向つて邁進態勢にあるは國家のために眞に海運報國の熱意に燃ゆるといふべく組合今後の活躍こそ刮目して見るべきであらう。

二、定 款

第一章 總 則

第一條 本組合は全國沿岸タンク船海運組合と稱す

第二條 本組合は海運組合法に依る法人とし其の地區を内地一圓とす

第三條 本組合は本部を東京都芝區に支部を東京都芝區、大阪市、下關市に置き必要に依り理事會の決議を経て出張所を置くことを得

第四條 本組合は特に政府の認可を受けたる場合を除くの外左に掲ぐる事業の一又は二以上を營む者を以て之を組織す

(一)タンク船たる汽船(總噸數百噸未満のものに限る)及帆船に依る運送事業、(二)油舩及其の曳船に依る運送事業、(三)第一號に該當するタンク船及油舩の貸渡事業(期間儲船を含む)

第五條 本組合は海運國策に順應シタンク船海運業の健全なる發達を圖るを以て目的とす(第二章、第三章略)

第四章 事業及其の執行

第十四條 本組合は其の目的を達成する爲左の事業を行ふ

(一)組合員の事業の爲めにする共同施設、(二)組合員間に於ける事業の統制、(三)組合員に於ける事業に關する紛争の解決の斡旋、(四)組合員の事業に關する證明及鑑定、(五)組合員の事業に關する指導、研究、調査、(六)海運組合法第二十一條に依り政府より命ぜられたる事業、(七)前各號に掲ぐるもの、外組合の目的を達するに必要なる事業

第十五條 前條第二號の事業の施行に關する規定は總會の議決を、運輸通信大臣の認可を得て之を定む、前項の決議は總組合員の半數以上出席し其の議決權の三分の二以上を以て之を決す

第五章 役員及職員

第十六條 本組合の役員は選任及解任は運輸通信大臣定むる所に依る

第十七條 本組合に理事長一名、専務理事一名以上、常任理事及監事若干名を置く、理事長、専務理事及常任理事は理事たるものとす、役員は總て名譽職とす、但専務理事は有給とすることを得

第十八條 理事及監事の任期は二ケ年とす、但専務理事の任期は三ケ年とす、補缺の爲就任したる者の任期は其の前任者の殘任期間とす、役員は任期満了後と雖も事務の遂行に支障ありたるときは後任者の就任ある迄其の職務を行ふものとす(以下略)

港運出資組合

港運出資組合は海運業と港灣作業との一體的運営を圓滑ならしむるを目的とし昭和十七年十二月設立されたものにして同組合は東京、横濱、大阪、神戸、名古屋、關門の六大港に設立された港運會社に對しそれら出資してゐ



【運輸部門】

20

同組合の構成員は船舶運賃會の運輸業務者たる左の廿社である。  
日本郵船、大阪商船、山下汽船、川崎汽船、三井船船、大連汽船、東亞海運、辰馬汽船、日産汽船、石原汽船、朝鮮郵船、栗林汽船、日東汽船、東和汽船、三菱汽船、飯野汽船、南洋海運、南日本汽船、中村汽船、日本海汽船

定 款

第一章 總 則

第一條 本組合ハ港運出資組合ト稱ス

第二條 本組合ハ海運業ト港灣作業トノ一體的運管ヲ圓滑ナラシムルヲ目的トス

第三條 本組合ハ前條ノ目的達成ノ爲左ノ事業ヲ行フ

(一) 港運會社ノ設立發起人トナリ又ハ之ニ出資スルコト、(二) 前號ニ關聯シ外部ヨリ融資ヲ求ムルコト、(三) 其他本組合ノ目的達成ニ必要ナル事業

第四條 本組合ハ事務所ヲ東京都日本橋區ニ置ク

第二章 組合員及出資額

第五條 本組合ノ組合員ハ船舶運賃會ノ運輸業務者タルコトヲ要ス

第六條 組合員ノ出資總額ハ三千五百萬圓トシ第一回ノ出資額ヲ一千萬圓トス、各組合員ノ出資額ハ別表(略)ニ定ムル所ニ依ル

第七條 組合員ハ其出資額ニ應ジ組合ノ持分ヲ有ス

第三章 役 員

第八條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

理事十名以内ハ△内組合長一名△專務理事一名△監事二名以内  
第九條 理事ハ組合員總會ニ於テ之ヲ選任シ海運總局ノ認可ヲ受ク  
組合長及專務理事ハ理事中海運總局ノ指名スル者ヲ以テ之ニ充ツ  
監事ハ組合員總會ニ於テ之ヲ選任ス  
第十條 以下(略)

港運出資組合役員名簿

組合長	清水安治	(日本海運協會會長)
專務理事	大久保賢治郎	(船舶運賃會運輸局長)
理 事	柳 瀨 省 吾	(日本郵船株式會社)
	神 田 外 茂 夫	(大阪商船株式會社)
	野 坂 喜 代 志	(山下汽船株式會社)
	北 村 正 太 郎	(川崎汽船株式會社)
	佐 々 木 周 一	(三井船船株式會社)
	嶋 田 信 吉	(大連汽船株式會社)
	内 田 茂	(東亞海運株式會社)
	八 幡 屋 春 太 郎	(辰馬汽船株式會社)
	金 鞍 一 榮	(日本海運協會專務理事)
事	小 田 桐 忠 治	(日産汽船株式會社)

【運輸部門】

## 造船造機部門

### 造船統制會

#### 一、設立

昭和十六年夏、政府においては國際情勢の緊迫に對應し、海運の臨戰態勢の完備を企圖して船舶、船員、造船等海運全般にわたる綜合的管理體制を整備確立するため同年八月十九日閣議において『海運管理要綱』を附議決定したのであるが、造船部門においては左のごとき大綱が決定發表せられた。

- (一) 政府は主要なる造船所及船舶用機關、部分品等の製造工場を管理すること。
- (二) 政府は船舶の建造及修繕計畫を樹立決定し、注文者及造船所を指定して之を實施せしむること。
- (三) 政府は造船又は船舶用機關、部分品等製造施設の擴充計畫を樹立し、關係業者をして之を實施せしむること、右に關しては必要に應じ助成の方途を講ずること。
- (四) 政府は必要なる資材勞力及動力を確保し、資材の計畫的配給をなすこと。
- (五) 船舶の建造價格及修繕料は政府之を決定すること。

しかして右海運管理要綱の閣議決定となるや、造船組合造船聯合會理事長宛、逓信省管船局長通牒をもつて可然協力ありたき旨通達せられたのであるが、一方日本經濟の再編成延いては經濟新體制確立の大眼目として、同年八月卅日重要産業團體令ならびに同施行規則の公布となり、造船組合造船聯合會においても鋭意新情勢に即應すべく

考究中であつたが、同年十月卅日閣令をもつて重要産業指定規則の公布を見、造船事業もこれが指定を受けた。次いで同年十月廿九日逓信省管船局長通牒をもつて造船統制會設立要綱が示達せられたのであるが該要綱においてはその會員を造船組合造船聯合會々員たる十四社と名古屋造船ならびに關東、關西、中國、九州、東北各造船組合造船協議會とし、高度國防國家建設の基幹たる造船事業の確立發達を期し、國民經濟の總力をもつとも有効に發揮せしめるため、斯業の統制運営をはかり、且これに關する國策立案および遂行に協力することを目的とすることが明示された。

かくして造船聯合會においては統制會設立に必要なそれらの準備工作を開始したのであつて、同年十二月二十七日その設立命令が告示され、有資格者の指定、設立委員の任命が行はれ、十二月三十一日會長銓衡委員が発令せられた。越えて昭和十七年一月七日、設立委員會および會長銓衡委員會開催の運びとなり、爾來階級の設立準備を滞りなく終了して、一月二十八日創立總會を開催、こゝに造船統制會の設立をみた。

#### 二、目的及事業

造船統制會の目的および事業は定款第一條ならびに第九條に規定するところであつて、本邦における造船事業の總力を最も有効に發揮せしむるため、その綜合的統制運営をはかり、造船に關する國策の立案遂行に協力せんとするものであつて、その目的達成のために左記事業を行ふものである。

- (一) 船舶用機關及機裝品（以下船舶等と略稱）の製造、修繕及之に要する設備に關する政府の計畫並に造船に關する事業に要する資材、資金、技術者、勞務等の需給に關する政府の計畫、其他造船に關する政府の計畫に對する參照。
- (二) 船舶等の製造及修繕に關する實施計畫の設定並にその遂行に關する事項。
- (三) 資材、資金、設備、技術者、勞務等に關する實施計畫の設定並にその遂行。

### 【造船機部門】

- (四) 船舶等の製造、修繕及之に要する設備に關する統制指導その他造船に關し、會員及會員たる團體を組織する者の事業に關する統制指導。
  - (五) 造船に關する事業の整備確立。
  - (六) 技術の向上、能率の増進、規格の統一、經理の改善その他造船に關し、會員及會員たる團體を組織する者の事業の發達に關する施設。
  - (七) 船舶等の製造及び修繕の遂行に必要な施設。
  - (八) 船舶等の製造價格及び修繕料等に關する調査研究。
  - (九) 造船に關する調査研究。
  - (十) 造船に關し、會員及び會員たる團體を組織する者の事業に關する検査。
  - (十一) その他の目的を達するに必要な事業。
- 周知のごとく、造船事業は重工業中最も複雑大なる綜合工業であつて、その關係資材、作業工程、附屬設備ならびに外郭産業は極めて複雑且多岐にわたるものであり、一方巨大なる戦時消耗であるとか、あるひは國防計畫の樹立といふ國家の造船事業に對する要求といふものは實に強度なものである。

### 三、構成及機能

#### (一) 構成員

造船統制會の會員たる資格を有する者は、最初定款第四條において規定するごとく、長さ百米以上の船舶(軍用艦船を含む)を製造する造船、造船設備と長さ百米以上の船舶を入渠せしめうる船渠を有する造船會社、船舶用機關および機裝品の製造または修繕をなす事業を營む者、それ等の者をもつて組織したる團體で、逓信大臣(現運輸通信大臣)の指定したる者であることを要する。

しかし、右に該當しない者であつても船舶、船舶用機關および機裝品の製造または修繕をなす事業を營む者、またはそれらの者をもつて組織したる團體であつて、逓信大臣(現運輸通信大臣)の承認を受けた者をも有資格者とする事ができる。

設立當初逓信大臣より指定せられて、會員となつた者は造船組合造船聯合會の會員造船所たる十四社と名古屋造船に加ふるに、五造船組合造船協同會の十五社五團體であつた。しかるに統制會の機能を十分に發揮し、統制を有效ならしめるためには、より廣汎に關係事業を包括するの要あり、以上の會員は差當り第一次指定として、必要に應じ漸次關係事業の追加加入の豫想のもとに指定せられたのであるから、昭和十七年四月十四日には船舶機關、船舶用内燃機および機裝品の製造業者とそれらの者の組織する團體、外地における造船業者ならびに木造船業者の團體を含めて第二次指定が行はれ、あるひは承認せられて追加會員となつた。

かくして造船統制會々員の構成は一步擴大充實せられたのであるが、戦局の推移はより重大化し、造船に對する國家の要求はますます強化せられるにおよび、造船事業の統制も一段と根源的一元的統制下に運営することを要請するにいたつたが、一方造船統制會においても設立以來一ヶ年間に於ける計畫造船遂行上の經驗に照し會員たるべき資格を單に船舶の大きさを主とする設備に限定することなく、生産量等を併せ考慮してその能力を有する者は逐次單獨會員として加入せしめ、海軍艦政本部および海務院、造船統制會との密接なる接觸の下に、これを統制指導しもつて計畫造船の完遂を期すべく本年三月廿三日舊定款第四條を改正し會員の資格を現定款第四條に規定するごとく船舶(軍用艦船を含む)船舶用機關若し機裝品の製造または修繕を爲す事業を營む者、それ等の者をもつて組織する團體またはそれ等の團體をもつて組織する團體にして逓信大臣の指定したるものとしたのである。

右によつて、會員たる者の加入資格を擴大すると共にかつ弾力性を付與したのであるが、この結果本年七月造船組合造船協同會の重要産業團體令にもとづく統制組合への解消發展を機に、九州造船その他計八社は造船協同會を離脱、東京造船と共に單獨加入せしめ、さらに九月七日東西船舶用内燃機統制組合は合併の上日本船舶用内燃機統制組

### 【造船機部門】

【造船造機部門】

合を設立した。次いで九月十日には日本船用電氣設備統制組合、十月三十日には日本船舶裝備統制組合の設立により、それぞれ追加加入、現在においては左記の如く、二十八社十團體となつたのである。

造船統制會構成員

株式会社播磨造船所、函館船渠株式會社、波止濱船渠株式會社、日本海船渠工業株式會社、日本鋼管株式會社、株式會社東京石川島造船所、有限會社東京造船所、株式會社大阪造船所、川崎重工工業株式會社、川南工業株式會社、笠戸船渠株式會社、浪速船渠株式會社、株式會社名村造船所、名古屋造船株式會社、浦賀船渠株式會社、株式會社占部造船鐵工所、株式會社藤永田造船所、尼崎船渠株式會社、佐野安船渠株式會社、九州造船株式會社、三井造船株式會社、三菱重工工業株式會社、日立造船株式會社、朝鮮重工工業株式會社、臺灣船渠株式會社、大連船渠鐵工株式會社、株式會社日立製作所、株式會社神戸製鋼所、東部造船統制組合、中部造船統制組合、西部造船統制組合、日本船用内燃機統制組合、東部船用機械統制組合、西部船用機械統制組合、日本船用電氣裝備統制組合、日本木造船組合聯合會、日本船用鐵工業組合、日本船舶裝備統制組合

(II) 役員

統制會の役員、就中會長の選任については一方的な官選を避け、統制會の自主的性情を明瞭にするため、重要産業團體令においては「會長は銓衡委員の推薦したる者の中より主務大臣之を命ず」と規定したのであつて、その銓衡委員は當該産業に關し、經驗ある者および學識ある者の中から主務大臣が命令するのである。造船統制會においては、昭和十七年一月七日會長銓衡委員會において満場一致、三菱重工工業株式會社會長斯波孝四郎氏を推薦、決定したのである。

次に理事長、理事および評議員の人選については、同じく當該産業に關し、經驗ある者および學識ある者の中から會長がこれを命ずるものであつて、これを要するに會長は指導者原理にもとづき指導者として、統制會を代表し、造船事業の統制指導その他會務全般を總理し、理事長は會長を補佐して會務を掌理し、會長ならびに理事長のして、役員は次の通りである。

- 會長 斯波孝四郎(元三菱重工會長)
- 理事長 事務局長 桑原重治(元艦本四部長海軍技術中將)
- 理事 總務部長 湊一磨(元造船常務理事)、企畫部長 陰山金四郎(元三菱重工顧問)、資材兼勤務部長 野村千助(元川崎重工東京出張所長)、造船部長 木梨律馬(元浦賀船渠參事)、造船部長 岩井祐文(元造船常務理事)、特務室 玉澤換(元函館船渠專務取締役海軍技術中將)
- 監事 鑄谷正輔(川崎重工社長)、郷古潔(三菱重工會長)
- 評議員 (播磨造船社長) 横尾龍、(函館船渠社長) 富永能雄、(日本鋼管社長) 淺野良三、(石川島社長) 荒木彦彌
- (日立造船社長) 六角三郎、(川崎重工專務取締役) 吉岡保貞、(川南工業社長) 川南豐作、(浦賀船渠社長) 堀梯吉、(藤永田社長) 岸本信太、(三井造船社長) 鶴飼宗平、(三菱重工常務取締役) 玉井喬介、(尼崎船渠社長) 山口眞一

事務局職制及分掌規則(昭和十八年五月五日制定)

- 第一條 事務局に次の職員を置く。參事若干名、副參事若干名、書記若干名、技師若干名、雇員若干名、前項の外必要に應じ囑託を置く
- 第二條 事務局に次の雇員を置く。給仕若干名、小使若干名
- 第三條 事務局に事務局長を置く。事務局長は理事長を以て之に充つ。事務局長は會長の指揮を承け事務局を統理す、事務局長事故あるときは豫め會長の定むる順位に依り理事其の職務を代行し事務局長缺員ときは其の職務を行ふ

【造船造機部門】

【造船造機部門】

第四條 事務局に左の六部を置く。總務部、企畫部、造船部、造機部、資材部、勤務部  
 第五條 前條の外必要に應じ事務局に特務室を置く。特務室の事務は會長の命に依り理事之を分掌す  
 第六條 部に部長を置く。部長は理事を以て之に充て會長之を命免す、部長は上司の指揮を承け其の部の事務を掌理す、前項の外總務部長は事務局長を補佐し事務局の事務を整理す、部長事故あるときは會長の命に依り理事又は次長其の職務を代行す  
 第七條 必要に應じ部に次長を置く。次長は參事を以て之に充て會長之を命免す、次長は所屬部長を補佐す  
 第八條 各部に夫々左の課を置く  
 總務部 總務課、文書課、會計課  
 企畫部 第一課、第二課、第三課  
 造船部 第一課、第二課  
 造機部 第一課、第二課、第三課  
 資材部 第一課、第二課、第三課、第四課（以下略）

社團法人 造船協會

一、目的及び現況

同會は船舶に關する學術技藝を考究し其發達を圖るを目的として明治三十年創立され、明治三十二年社團法人として認可された調査研究を主とする團體である。以下其の現況、概要を列記する。

名稱 造船協會  
 所在地 東京都麹町區丸ノ内三丁目八番地、電話 丸ノ内(23)一〇六九  
 創立年月日 明治三十年四月一日  
 目的 船舶に關する學術技藝を考究し其發達を圖るを目的とす。  
 組織 社團法人(明治三十二年十一月二十九日認可)  
 主管管廳 文部省

最近の事業

造船協會會報(年二回)および造船協會雜誌(月一回)の發行、講演會および工場見學會(春秋二季)の開催、講演論文および懸賞論文授賞、大學、専門學校、工業學校等優等卒業生に褒賞授與、委員會、△調査會事業Ⅱ(一)試験、水槽成績表、現法調査會、(二)船用品規格統一調査會、(三)日本近世造船史編纂委員會、(四)船舶工學便覽編纂委員會、(五)試験水槽委員會、(六)技術委員會、(七)乃至(十八)第一研究委員會乃至第十二研究委員會

會員數

昭和十九年四月末日現在 三五三〇

役員 (昭和十九年六月一日現在)

(理事)會長 山本武藏、(同)主事 出淵 巽、(同)主計 朝永研一、(同)編輯主任 加藤照彦、(理事) 江崎岩吉、(監事) 玉井喬介、山縣昌夫

二、定款及び細則(抜萃)

定 款

【造船造機部門】

【造船機部門】

第一章 總 則

第一條 本會は社團法人にして造船協會と稱す

第二條 本會は船舶に關する學術技術を考究し其發達を圖るを目的とす

第三條 本會は前條の目的を達するため左の事業を行ふ

- (一) 會誌、雜誌其他圖書の發行、(二) 講演會の開催、(三) 見學及視察、(四) 試験、研究の助成、(五) 調査、建議及證問の應答、(六) 前記各號の外本會の目的達成に必要な事業

第四條 本會は事務所を東京都麹町區丸ノ内三丁目八番地に置く、東京都内に於ける事務所の位置は主務官廳の認可を受け理事之を變更することを得

第四條ノ二 本會の事業年度は毎年十月一日に始まり翌年九月末日を以て終る

第二章 會 員

第五條 會員を分ち左の九種とす

- (一) 名譽員、(二) 功勞員、(三) 正員、(四) 協同員、(五) 准員、(六) 學生員、(七) 團體員、(八) 特別員、(九) 賛成員、正員は協同員にして名譽員又は功勞員に推薦せられたる者は正員又は協同員の資格を併せ有するものとす

第三章 役 員

第十五條 本會に次の役員を置く。理事五名、監事二名、評議員三十名。

第十五條ノ二 役員は任期は就任後第二回の通常總會を終る迄とす

細 則

第一章 會 務 分 擔

第一條 會長は總會、評議員會及理事會の議長となる、但し會長事故ある時は他の理事之を代理す

第二條 主事は人事、文書、企畫其他の庶務を掌る

第三條 主計は財産の管理、金銭出納其他の會計事務を掌る

第四條 編輯主任は會報、雜誌編纂其他圖書の編纂を掌る

日本船舶裝備統制組合

一、沿革及設立

昭和十七年初頭、國內經濟統制強化に伴ふ各産業部門の再編成實施を契機として、京濱地區および阪神地區を中心とする船舶の船内木工々事および織維製品の製造ならびに修理加工を營む専門業者五十三社（東京地區十五、横濱地區九、大阪地區十四、神戸地區十五）は、當該事業の生産、資材その他各方面から統制指導の必要を痛感し自發的に中央を中心として任意團體として日本船舶室内裝備協議會を設立すべく準備を進め、同年四月京都において創立總會を開催、會則その他を制定した。本部事務所を東京都日本橋區通二丁目五高島屋内（代表宮田順治）東京地區事務所を同都大森區堤方町七一三日本羽根工業社内（代表宇佐美竹治）横濱地區事務所を横濱市中區太田町一ノ二〇藤田屋内（代表田村四郎）大阪地區事務所を大阪市南區難波新地六高島屋商事部（代表佐々波久三郎）神戸地區事務所を神戸市神戶區元町二ノ七三林商店内（代表林信治）に置き

一、船舶室内裝備に關する事業の統制並に其の進歩發達。

一、組織の強化と業務の擴張及業界の統一。

一、關係官廳及關係會社との圓滑なる連絡促進。

【造船機部門】

## 【造船機部門】

### 一、關係事業への投資。

#### 一、其他。

の事業を営み、關係各方面との連絡折衝をなしたためであるが同年六月、海務院當局の斡旋に依る船舶室内裝備業務に關する官民懇談會に於て、日本船用品統制會社及東京、横濱、大阪、神戸の四地區船用品配給會社に夫々裝備部を設置することに内定し、海務院の指示に基き暫定的に業務を営み來つた。

斯くして昨年、戦時標準船の飛躍的増強は必然的に裝備部内の工事促進化を要請するに至つたので各業者に於てもその總力を結集して欣然之に協力する決意を固め、造船統制會指導の下に業者全員は物心兩面の全力を傾注して生産能力増強に邁進し來つたが、さらに計畫造船の進捗は裝備事業の全國一團に擴大する必要に直面し、この旨を主務當局に計つたので、當局においてもこの旨を諒とし、同年五月海務院において關係官民列席の下に新事態に就き協議の結果、裝備部門を日本船用品統制會社より分離すると共に當業者を新たに地區的に整備統制會を地區會社とし、これが統制機關として中央に統制組合を設立し之を造船統制會に加入せしめることとなつたのである。日本船舶室内裝備協議會役員次の如し

(東京) 近藤久、宇佐美竹治、宮内順治、有松徳隣

(横濱) 田村四郎、瀬戸梅太郎、竹中敬

(大阪) 川端有明二、北吉政信、佐々波久三郎、宮崎佐雄

(神戸) 栗田儀藏、林信治、田中正夫、酒井新次郎

かくして同年六月、東京、横濱、大阪、神戸の四地區の設立準備を進めると共に、さらに函館、長崎の兩地區をも加入せしめることとし、それぞれ設立認可を完了した。

越えて九月、以上の六地區會社を組合員とする統制組合設立に關する一件書類を取纏めて造船統制會を経て海務院當局に提出し、十月造船統制會々議會において第一回準備會を開催、創立總會に附議すべき諮議案ならびに開催

日時、場所等の打合せをなし名稱を日本船舶裝備統制組合と内定した。

しかして十月廿七日通信、海軍兩省告示第三十六號をもつて商工組合第十二條第一項及商工組合法施行令第二條第一項の規定により、

全國を地區とする船舶に裝着する木工および纖維製品の製造および修理加工ならびに、これら製品の裝着に關する事業の統制組合の組合員たる資格を有する者として六社が第一次指定を受け、告示第三十七號により統制組合の設立命令および設立認可申請期限、同第三十八號をもつて左の諸氏が設立委員に任命せられた。

木下唯親(東京艦船裝備株式會社取締役社長)、三木正也(横濱同)、北吉政信(大阪同)、栗田儀藏(神戸同)

さらに同告示第三十九號により重要産業團體令第七條の規定による造船統制會の會員としての資格を有する者として同組合が指定せられたのである。因に造船統制會會員は當組合を加へて單獨加入二十八社、團體加入十組合となる。爾來短時日にして諸般の設立準備を滞りなく完了し十月三十日九ノ内會館において創立總會を開催したのである。

## 二、目的及事業

日本船舶裝備統制組合の目的及事業は定款第一條並に第十二條に規定することく、國民經濟の總力を最も有効に發揮せしむる爲造船統制會指導の下に船舶に裝着する木工及纖維製品の製造及修理加工並に之等製品の裝着に關する事業の統制及之が爲にする經營を行ひ、且當該事業に關する國策の完遂に協力せんとするものであつて、その目途達成のため左記事業を行ふものである。

(一) 船舶に裝着する木工及纖維品の製造及修理加工並に之等製品の裝着に關する計畫の設定並に遂行に關する事項。

(二) 右事業遂行に關する資材、資金、勞務等の斡旋、確保及配分に關する事項。

## 【造船機部門】

【造船機部門】

- (三) 右事業の整備確立に關する件。
  - (四) 右事業に於ける技術の向上、能率の増進、經理の改善其他事業經營の合理化に關する事項。
  - (五) 右事業に關する原料、材料其他必要なる資材の購入、配給保管、其他統制の爲にする施設。
  - (六) 右事業に關する調査及研究に關する事項。
  - (七) 右事業に關する検査に關する事項。
  - (八) 前各號に掲ぐるもの、外本組合の目的達成に必要な事項。
- 以上のごとく現下喫緊の要請たる船腹擴充の一翼として設立せられた同組合の使命は重大である。とくに同組合傘下の裝備會社は從來商船に關する裝備に限られてゐたものであるが、今後は艦艇に關する裝備についても協力してほしい旨の要望のあつたことは同組合今後の目的ならびに事業運営方針を明示したものと注目されよう。なほ同組合における取扱品種をせば次の通りである。
- 造 作 羽目板類、天井張、床張、柁扉類、梯子類、雜
- 木工備品 寢蓐類、衣服箱、椅子類、卓子臺類、棚類、箱類、雜
- 纖維製品 暖簾類、寢具類、覆及卓子掛類、敷物類、タオル類
- その他 雜、修理
- 加工用材料 裂地類、縫工用品、木工加工用品、塗裝加工用品、木材類

三、構成及機能

(一) 組合員

日本船舶裝備統制組合の組合員たる資格を有する者は商工組合法第一項および商工組合法施行令第二條第一項の規定により内地一圓において船舶に裝着する木工および纖維製品の製造および修理加工ならびにこれら製品の裝着に關する事業を營むものにして造船統制會の會員に非ざるもの、中より主務大臣が指定することになつてをり第一次有資格者として昨年十月廿七日付通信、海軍兩省告示第卅六號をもつて東京船舶裝備株式會社外五社が指定せられたのである。

しかして有資格者として指定せられた組合員がその事業を執行するに當つては定款の規定ならびに統制規程によらなければならぬ。すなはち定款

第九條 組合員は事業の休止若は廢止をなしたるときまたは左に掲ぐる事項に變更を生じたときは遅滞なく之を本組合に届出づべし。(一) 氏名又は名稱、(二) 事務所又は工場の所在地、(三) 事業の種類

第十條 本組合は組合員に對し第一條の事業に關する調査をなすため必要な資料の提出を求むることあるべし。前項の規定に依り資料の提出を求められたる者は遅滞なく之を提出すべし

第十一條 本組合必要ありと認むるときは本組合の役員又は職員をして組合員の業務若は財産の狀況又は帳簿書類設備其他の物件を検査せしむることあるべし。組合員は正當の事由なくして前項の規定に依る検査を拒み、妨げ又は忌避することを不得す

以上の外、統制規程においてはいはゆる指導者原理に則り、組合員事業運営に關する諸般の指示、命令權が附與せられてゐる。

- 函館船舶裝備株式會社(函館市眞砂町二)
- 東京船舶裝備株式會社(東京都日本橋區本町一ノ九)
- 横濱船舶裝備株式會社(横濱市中區山下町一三六)
- 大阪船舶裝備株式會社(大阪市西區南安治川通二ノ二二)
- 神戸船舶裝備株式會社(神戸市神戶區江戶町九四)
- 長崎船舶裝備株式會社(長崎市銀屋町四八)

【造船機部門】



【造船造機部門】

(一) 役員

同組合の役員は定款第十四條に規定するごとく理事長一名、理事若干名、監事二名、評議員若干名を置くこととなつてゐる。しかしして理事長および理事の選任については、理事長、理事の指導運営如何によつて傘下組合員の事業運営に影響するところ大であるので特に慎重を極めてゐる。すなはち定款第十六條に「理事長は第一條の事業に關し経験ある者および學識あるもの、中より造船統制會これを命じ主務大臣の認可を受け、理事は第一條の事業に關し経験ある者および學識ある者の中より理事長これを命じ造船統制會長の承認を受けるもの」とある。

かくして初代理事長に昨年十月三十日の創立總會において元鐵道省船舶課長（昭和十七年三月退官高等官一等）現三菱重工技術顧問山本照氏が選任せられ、理事に高島屋參事兼造船統制會囑託宮内順治、日本船舶室内裝備協議會理事長兼日本船用品統制會囑託近藤久兩氏が任命された。

監事は組合員および組合員たる法人の業務を執行する役員の中より總會においてこれを選任するが特別の事由あるときは右以外の者よりこれを選任することを得る。この場合においては主務大臣の認可を必要とする。また評議員は當該事業に關し経験ある者の中より理事長が任命することになつてゐる。なほ役員任期は、理事長三年、理事三年、監事二年、評議員二年である。現在役員は次の通り

- △理事長 山本照△理事 宮内順治、近藤久△監事 酒井新次郎（神戸船舶裝備專務取締役）、宮崎佐雄（大阪同）
- △評議員 荻野小太郎（函館船舶裝備社長）、木下唯親（東京同）、三木正也（横濱同）、北吉政信（大阪同）、栗田儀藏（神戸同）、重松英雄（長崎同）

(三) 事務局

組合の事務を處理し運営を圓滑化するため事務局を設置し事務局長には理事長をもつてこれに充て事務局を統理してゐる。同組合現事務局機構は山本局長の下に總務、業務の二部を置き、總務部長に近藤理事、業務部長に宮内理事が就任し總務部に總務、經理の二課を、業務部に企画、資材の二課を配し、總務部は庶務、人事、文書、經理、

監査等に關する事項、業務部は企画、調査、資材、組合員工場管理および従業員勤勞、厚生等に關する事項を執掌してゐるがこれらはすべて事務局職制および分課分掌を定め運営に當つてゐる。

しかしして事務局には主事、書記、書記補、雇員各若干名、検査長一名、検査員若干名の職員を置くが、また必要に應じ囑託を置く。これら職員は理事長これを命免する。（規則第一、第五、第六、第八、第九條）

以上は設立當初における同組合の事務局陣容であるが時局の推移に伴ふ計畫造船の進捗によりこれが表裏一體の關係にある裝備部門においても、その所管事務の増大とともにこれに即應する體制の確立されねばならぬのもちろんである。

(四) 結語

いよ／＼凄愴苛烈を加へる戦局の現段階に直面し、これが重要部門を擔ふ船腹の擴充は刻下の急務であり、官民共にその全機能を擧げてその完遂に邁進しつゝあるが、これが一部の責務を有する船舶室内裝備の飛躍的増強をはかるため統一ある需給調整をはかりもつて計畫造船進捗に即應することもまた刻下喫緊の要務である。

かくして日本船舶裝備統制組合は從來各地區工場に於て、新造船、運航船の用途を區分することなく混同取扱をなして來た等の缺陷を是正指導し、地區工場に對しては計畫的に指定生産に當らしめ、資材の偏在、納期の不正確、價格の不統一等を是正し以て國家の要請する船腹擴充に協力すべき決戰體制を完備したのであり、今後の活躍は期して俟つべきものがある。

日本船舶用金物統制會社

一、沿革

【造船造機部門】

### 【造船機部門】

日本船舶用金物統制株式會社は昭和十六年十月商工省鐵鋼局長よりの通牒に基き昭和十七年三月設立せるものにして、大東亞戰爭の勃發に伴ひ聖戰の完遂及國力の發展に對處すべき甚大なる造船計畫の樹立を見たるにより之に要する船舶用金物すなはち操舵輪、錨其他約百品目にわたる製品の計畫的生産、需給の圓滑化及之に伴ふ諸般の事業を遂行すべき使命のもとに發足したのである。

### 二、現況

統制會社は機構として、本社は靖國神社の聖域に近い東京都麹町區富士見町に在り、支社は舊金物製造有限會社を買収して北海道、東北、中部、關西、中國、九州の六社とし、尙出張所は清水、神戸の外特に新潟、長崎、松山に開設準備中にして夫々地方行政協議會との連絡に遺憾無きを期してゐる。

陣容としては社長に元船舶試驗所長嶋莊三氏、專務取締役に前帝國工機製作所專務取締役前原正幸氏、顧問に海軍少將鹽見和太郎氏、相談役に木船聯會長河合良成氏を置き社員約五百名を擁する大世帯となつた。資本金百萬圓も一千萬圓に増資と決定し從來非常なる困難と闘つて來た會社の經濟的機動力たる運轉資金の調達も愁眉を開くに至つた。之は統制會社の國家的性格を明確ならしめた政府及戰時金融庫の投資及融資による援助に外ならないのである。

斯くして統制會社の生産場前は全國の中核工場を直營工場と爲し專屬工場を中心とせる指定、協力工場の第一次的配列を完了し、之と全く血縁關係のものに約二百工場一體となり生産額一億圓、運轉資金約二千五百萬圓の業務を遂行し其の納品狀況も日と共に昂まりつゝある。

### 三、將來

統制會社の最も注目すべき動向は統制業務から生産企業體に移行しつゝあることであり、之こそ全國に散在する

幾百の中小企業形態に依然せる現状より抜本的増産對策として會社自體が生産の第一線に立ち將來は直營工場の強化により專業的生産者としてあり得る事こそ理想とする所であらう。勿論現在の統制業務は一日も忽にする事を許されず、當然勅令による統制會社として新發足を見るであらうが會社と生産者とは絶對不可分の關係にあり、其の功罪も共にある譯である。造船統制會社の傘下に入りまた近日統制會社令による受命會社としてあるひは將來強力なる生産者として絶對責任ある業務遂行を期するため内部的にはまづ重役陣の強化、地方下部組織の充實、生産ならびに統制業務經驗者の補充を必要とする。傘下工場の育成方法としては地域別に自給自足し得るいはゆる企業集團制の線に沿つた強力なる企業再整備の實施および資金的援助と資材配給の確保に一層の努力を要する。

以上統制會社の將來は多事多難にしてかつ光輝あるものである。

### 四、定款(抜萃)

#### 第一章 總則

第二條 本會社は政府の指示に基き設立され左の事業を營むを以て目的とす

(一) 船舶用金物(木製品金屬部分を含む)の生産並に販賣及之に附帶する事業、(二) 本邦内地に於ける船舶用金物製造事業の統制並に船舶用金物製造事業の進歩發達を圖る爲必要なる事業、(三) 其他前各號に附帶する一切の事業

#### 第二章 資本及株式

第八條 本會社の株式は本邦内地に於て左に掲げる事業を營む者にして政府の承認を受けたるものに非ざれば之を所有することを得ず、但し特に政府の承認を受けたるときは此の限に非らず

(一) 船舶用金物製造事業、(二) 造船事業、(三) 海運事業

#### 第四章 役員

### 【造船機部門】

### 【造船機部門】

第二十二條 本會社に左の役員を置く

(一) 取締役 八名以内、(二) 監査役 三名以内

取締役及監査役は株主總會に於て之を選任す、取締役に選任せられたる者は本會社の株式百株以上を所有することを要す、但し政府の承認を受けたる場合は此の限に在らず

### 五、職

制(次長のある部は特に記せり)

**企畫室** 秘書課(役員秘書、社印社長印保管、人事、給與) 計畫課(重要事項の企畫審議、本社其他の豫算、育成資金の決定) 監査課(經營狀態の指導監査、經理事務の指導監査)

**總務部** (次長) 庶務課(株主總會其他諸規程、内規、株式、文書、交際、庶務) 厚生課(福利事業、國民貯蓄、體位向上、勞務管理、工員の給與及錬成) 調査課(資料蒐集、業務統計)

**經理部** (次長) 資金課(資金の調達運用、投資及融資、資金の回收、稅務法制) 會計課(決算會計、帳簿の整理、現金の出納、手形の發行保管) 管財課(購買契約、請負契約、不動産の管理、事務用品の調達)

**造船部** 業務課(製品の見積及價格の決定、製品の受註、部分品の買付) 製造課(生産計畫、生産割當及指示) 工務課(生産工程の調査、作業動態調査、原價計算) 納品課(納入指示、代金の請求及計算、製品の検査連絡) 促進課(納品の促進、資材の基本配分計畫、納品調査報告)

**大船部** (次長) 業務課(製品の見積及價格の決定、製品の受註、代金の請求及計畫) 製造課(生産計畫、生産割當及指示) 工務課(生産工程の調査、作業動態調査、資材の基本配分計畫、原價計算) 納品課(納入指示、納品の促進、納品の調査報告、製品の検査連絡)

**資材部** (次長) 第一主材課(主材の入手、狀況調査) 第二主材課(主材の配給、鐵鋼割當證明書、主材の需給調整) 副資材課(副資材—燃料、加工材、補助品の入手及配給) 食庫課(資材及製品の検査及保管、入出庫及在倉

## 日本船用發動機協會

### 一、沿革

調査) 輸送課(資材及製品の輸送計畫、輸送實施)  
**技術部** 設計課(機裝金物の設計及圖面作成並に配給) 検査課(製品の試験及検査、検査員の指導監督) 研究課(規格制定改良、工作方法及技術の改良、工作設備の改良)  
**企業整備部** (次長) 第一課(企業再整備の實施、工場設備の擴充整備、傘下工場の育成) 第二課(企業再整備の計畫、整備事務の整理)

### 二、事業

昭和二年發動機製造販賣に關する研究をなしその進歩發達をはかり兼ねて本邦水産業に貢獻するの目的をもつて創立された漁船發動機協會は爾來逐次會員増加し、全國主要發動機製造業者並に關係業者のほとんど總てを網羅し、發動機製造業の進歩發達をはかるために必要なる調査、見學または當局の諮問に應じ、意見を具申し、あるひは圖書を刊行頒布し、且つ業者相互の親睦を深める等斯界に貢獻せるところ尠しとせず。

今茲に協會本來の事業の概要を便宜上漁船發動機協會時代を第一期とし改組以降即ち昭和十七年四月以降現在までを第二期とし列記すれば左の如し。

(イ) 第一期 (一) 呼稱馬力統一に關する調査、(二) 發動機賣買契約書式一定、(三) 部分品呼稱統一、(四) 農

### 【造船機部門】

【造船機部門】

林技師藤井信一氏遺稿集發行、(一)獎勵金下附に對するセミディーゼル機關の馬力制限の方針緩和に關する件農林省に陳情、(一)漁船用發動機重要寸法發行會員に配布、(一)造船規程改正案に對する意見書を逓信省へ提出、(一)馬力の存續を商工大臣に陳情、(一)遠洋漁業検査規定第三章發動機中改正事項に關し農林省よりの諮問に答申、(一)商工省中央度量衡検査所に改正度量衡法規に關する調査事項提出、(一)三陸地方大震災復興に必要な漁船用發動機を農林省、岩手縣同會連繫の下に統制販賣をなす、(一)船舶安全實施に關する件に付き逓信大臣に陳情書提出、(一)遠洋漁業獎勵金下附を受くる認定工場制限馬力引上げ並に認定工場増加に關する件農林省に陳情書提出、(一)發動機販賣統計表發行會員に配布、(一)燒玉式發動機備品表發行會員に配布、(一)漁船用發動機依頼検査規則に關する依頼者増加の方法如何に關し農林省よりの諮問に對し答申、(一)北鐵物資代賣に基く對ソビエト發動機取引上各製作工場の統制連絡を企圖し對ソ發動機取引狀況其他及對ソ支拂に就てのパンフレットを會員に配布、(一)船舶機關規程中改正事項提出方逓信省より照會ありたるに對し希望事項答申、(一)工場經營自己診斷項目書發行會員に配布、(一)發動機検査濟標識樣式會員に配布、(一)漁船用發動機検査依頼規則發行會員に配布、(一)商工省より國家總動員計畫に關する調査事項照會に對し答申す、(一)漁船用發動機標準規程制定に關する件に就き農林省の諮問に答申、(一)漁船用發動機重油化に關する漁業用ディーゼル機關標準規程作成に就き委員を設け右標準規程に基き四氣箱百馬力ディーゼル機關製作圖面を設計會員に頒つ、(一)漁船用ディーゼル機關標準規程に關し農林省の諮問に答申、(一)燒玉機關標準規程に關し農林省の諮問に答申、(一)漁業經營費低減補助金交付規則及關係規程検査事項配布、(一)發動機規程改訂委員會を設く、(一)代用プロペラー委員會を設く、(一)船舶機關規程の改正に伴ひ現行漁船用發動機規格並に漁船特殊規程改訂に對する意見如何の農林省の諮問に對し船舶用小形發動機規格案を答申、右規格を一般船舶にも適用方逓信省に上申、(一)漁船用發動機資材配給に關し當局に請願、(一)漁船建造及修理資材配給に關し企畫院、商工、農林、逓信、陸軍、海軍、拓務各省に請願、(一)日本内燃機工業組合聯合會設立幹旋創立事務所を本會に設く、(一)内燃機

關最高販賣價格表、漁船及漁船機關配給統制要項、薪炭瓦斯發生裝置配給統制等に關する件發行、會員に配布、(一)海務院型機關製作圖面設計委員を設け設計に着手す、(一)海務院型機關製作圖面につき海務院の委囑を受け統制配給を實施す。

(ロ) 第二期 (一)鑄鐵砲金プロペラー比較研究委員會を設く、(一)海務院型發動機試驗要綱及仕様書に關する協議會を設く、(一)海務院型燒玉機關仕様書發行、(一)乙造船計畫に依る船舶(艇を含む)及船舶用機關の製造監督及検査要綱發行、(一)海務院型燒玉機關並にディーゼル機關主要項目一覽表發行會員に配布、(一)海務院型燒玉機關並にディーゼル機關備品一覽表發行會員に配布、(一)海務院技師中谷勝紀著「海務院型燒玉機關」發行、(一)海務院型燒玉機關用燃料小道具表發行會員に配布、(一)海務院型燒玉機關「發行、(一)海務院型燒玉機關用燃料、(一)大日本水産會、(一)帝國水産會、全國漁業組合聯合會、海洋漁業漁船協會、同會連名にて農林大臣及海務院長官宛漁船建造に關する陳情をなす、(一)大形漁船機關標準化委員會を設く、(一)電氣着火式發動機標準型制定委員會を設く、(一)配給資材品種別規格別寸法別並に製造分野一覽表發行、(一)海務院型發動機簡易化委員會を設く、(一)燒玉機關代燃化委員會を設く、(一)燒玉機關並にディーゼル機關價格委員會を設く、(一)冷始動器標準型制定に關する打合せ開催、(一)海務院型燒玉機關工作標準試行案發行、(一)海務院型燒玉機關並にディーゼル機關鍛造品一覽表發行會員に配布、(一)昭和十八年十月二十八日商工省告示第千一百一十一號改正新價格に依る内燃機關最高販賣價格表發行會員に配布、(一)海務院型發動機始動用氣槽要目表發行會員に配布、(一)ピストン澆炭燒入法發行會員に配布、(一)海務院型燒玉機關改造要領書發行會員に配布、(一)海務院型燒玉機關備品表パネボルト及ナット表發行會員に配布、(一)海務院型二〇、二五馬力燒玉直結揚揚兼揚貨機取扱法發行、(一)乙計畫造船用發動機に關する指導必要の件逓信省海運總局へ具申、(一)乙計畫造船用燒玉機關重要部分品検査に關する件逓信省海運總局へ具申。

【造船機部門】

【造船機部門】

三、役員機構

(イ) 役員名簿 理事長田島達之輔(大日本水産會)、専務理事春三郎(日本船用發動機協會)、同石原司(日本船用内燃機統制組合)、理事兼企業部長矢内敬之助(日本船用發動機協會)、理事兼整備部長山中登(日本船用發動機協會)、理事赤坂行雄(赤坂鐵工所)、同安住省一(日本發動機株式會社東京出張所)、同伊藤茂(農商省水産局施設課)、同伊藤達三(漁船協會)、同大倉堯信(元海務院船舶部検査課長)、同草間昌夫(池貝鐵工所發動機部川崎工場)、同品川津郎(新潟鐵工所)、同高島三朗(日本木造船組合聯合會)、同高山伊太郎(海洋漁業協會)、同外山餘一郎(日本船用内燃機統制組合)、同中村一徹(日本船用内燃機統制組合)、同永井博(神戸製鋼所)、同野村貫一(全國漁業組合聯合會)、同濱野富之進(漁船技術員養成所)、同宮川久雄(元海務院船舶部造船課長)、同難波良太(神戸發動機製造所)、同坂部長(元海務院船舶部造船課長)、同黒田馨(産業設備管團第二船舶部)、同西澤久雄(運輸通信省海運總局船舶局造船課長)、同甘利昂一(同造船課長)、監事伊藤徳太郎(伊藤鐵工所)、同友野直二(友野鐵工所)、同眞中喜之助(産業設備管團第二船舶部) 理事濱野富之進、同宮川久雄、同難波良太郎

(ロ) 協會本部機構並に支部所在地 △本部東京都赤坂區溜池町一番地(三會堂内四階) 理事長田島達之輔、専務理事兼總務部長春三郎、理事兼技術部長矢内敬之助、理事兼整備部長山中登、秘書役兼總務課長金井正輔、會計課長澤田幸雄、整備課長池本正雄、技術課長土田光

支部 △北海道 札幌 函館市辨天町四二番地△東北 仙臺 仙臺市東一番町九一番地△關東 東京 本部内△東海 名古屋 名古屋市中村區廣小路西通一ノ一〇 帝國興信ビル三階△北陸 新潟 新潟市古町通四番町五七六△近畿 大阪 神戸市神戸區海岸通一番地△中國 廣島 廣島市八丁堀六三番地 第百生命館二階△四國 松山 松山市湊町二ノ七四番地△九州 福岡 門司市榮町三ノ一一一二番地

日本船用内燃機統制組合

一、設立

昭和十八年九月七日、逕信省の命により東、西兩船用内燃機統制組合が解散し、こゝに商工組合法による日本船用内燃機統制組合(日内統)が設立され、政府は産業機械統制會の中村理事を起用しその理事長たらしめ、石原、外山の兩氏が理事に就任、生産と總務を分擔することとなり、斯くて日内統は内部機構を整備し、生産増強に重點を置く體制とし、同時に在庫資材の發送、帳簿の整理等に邁進した。

木船建造が所期通り進抄せぬため、同年十二月に入り、行政査察が行はれ、生産の最大隘路たる資材不足を解決すべく、官民總力をあげてその入手につとめた結果、十九年に入り船用内燃機の生産は漸く軌道にのつたのであるが、この間に處して日内統の努力は異常なるものがあり、資材の裏付化による生産増強にさらに拍車をかけたのであつた。同組合は十九年二月に入り、大倉堯信氏を理事に迎へ、さらに内部機構の充實をはかつた。日内統の生ひ立ちには曲折を極め國內情勢の激變が同組合の機構變革を餘儀なくさせたといへ、過去に於て餘りにもそれはめまぐるしい變り方を續けて來た。わが國船用内燃機製造の主流をなす日内統は内部機構の整備のみにおいても、相當の苦心が存するうへ、資材不足の際に組合員を引きずり、その生産増強に全力を傾注した點は注目されるべきであらう。

二、機構および役員

日内統は設立と同時に本部機構の確立に着手し、總務、生産の二部の下に六課を置いたが、今年に至り右二部の

【造船機部門】

### 【造船機部門】

ほかにさらに資材の一部を加へ、現在、總務部（總務、文書、企画、勤勞の四課）、生産部（技術、工務の二課）、資材部（鐵鋼、鐵材、非鐵金屬、倉庫の四課）の三部十課制をとつてゐる。かつまた地方行政協議會別地区には支部を、各都道府縣にはそれ／＼支所を設置して、組合員の統率に便ならしめてゐる。支部は同組合設立當初は五管海官廳地域に設けられてゐたものであるが、十八年十一月一日、木造船建造に關する地方委讓實施さるゝや、地方行政協議會地區別に變更設置されたものである。なほ同組合役員は左の通りである。

△理事長 中村一徹△理事 大倉堯信、石原虎司、外山獻一郎△監事 赤坂普七、向清（昭和十九年四月現在）

### 三、現況および今後

日内統は同組合定款にもとづき、船用内燃機の製造および修繕計畫の樹立ならびに遂行、資材、資金、勞務等の斡旋、確保および配分、船用内燃機業の整備確立、さらに技術の向上、能率の増進、經理の改善その他事業經營の合理化推進等各般の重要事項を處理、船用内燃機の生産増強確保にあつてゐるが、とくに同組合設立後における生産増強方策として實施せる全國各主要生産地區における企業集團制の確立推進、さらに技術指導の積極化は資材の重點供給化に努めた同組合の指導方針と相俟つて特筆さるべきことであらう。さらに同組合事業遂行における官民一體化といふ點は極めて重要な意義を有するものである。行政簡素化後における海運總局は時局下重要な仕事を擔當せるにも拘らず各省一律の職員減員の實施をうけ、船舶建造計畫促進に民間團體の積極的協力を必要としたことはいふまでもなく以來日内統は總局の木造船造船機關係には不離一體の立場において事業の遂行に任じてゐるのである。もちろん舊海務院時代においても傘下團體の活用は忽せにされざるところであつたと思はれるが、現在の總局は全面的に同組合を活用する状況にあり、十九年度造船計畫についても實情を把握せる同組合をして參畫せしめ、主機および部品の数決定を行ふが如き、當然なることはいへ、總局の日内統に對する認識の深さを示すゆゑんであらう。

さきに主管大臣は議會答辯において機玉機關製作を海軍に委託することを交渉中との言明をおこなふ等のことあり、これにより日内統は再び變轉せざるを得ぬものとみられるが、内燃機の重要性がすでに國民各層に認識づけられてゐる今日、同組合幹部が今後の生産増強途上に横たはる難關を克服して、國家のため所期の生産をあげるべきことはますます急務であり、またその日の遠からざることを期待する。

### 四、定 款（抜萃）

#### 第一章 總 則

第一條 本組合ハ國民經濟ノ總力ヲ最モ有效ニ發揮セシムル爲造船統制會ノ指導ノ下ニ船用内燃機並ニ其ノ部分品ノ製造及修理ニ關スル事業ノ統制及之ガ爲ニスル經營ヲ行ヒ、且當該事業ニ關スル國策ノ遂行ニ協力スルコトヲ目的トス

#### 第二章 組 合 員

第七條 本組合ハ地區内ニ於テ第一條ノ事業ヲ營ム者ニシテ造船統制會ノ會員ニ非ザルモノノ中ヨリ主務大臣ノ指定シタル者ヲ以テ之ヲ組織ス

#### 第三章 事業及其の執行

第十二條 本組合ハ第一條ノ目的ヲ達スル爲左ニ掲グル事項ニ付必要ナル事業ヲ行フ  
（一）船用内燃機ノ製造及修繕計畫ノ設定並ニ遂行ニ關スル事項、（二）第一條ノ事業ニ關スル資材、資金、勞務等ノ斡旋、確保及配分ニ關スル事項、（三）第一條ノ事業ノ整備確立ニ關スル事項、（四）第一條ノ事業ニ於ケル技術ノ向上、能率ノ増進、經理ノ改善其ノ他事業經營ノ合理化ニ關スル事項、（五）第一條ノ事業ニ關スル原料、材料其ノ他必要ナル資材ノ購入配給、保管其ノ他統制ノ爲ニスル施設、（六）第一條ノ事業ニ關スル調査及研究ニ關スル事項、（七）第一條ノ事業ニ關スル検査ニ關スル事項、（八）前各號ニ掲グルモノノ外本組合ノ目的ヲ達

### 【造船機部門】

【造船造船部門】

成スルニ必要ナル事項

第四章 役員

第十四條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

△理事長 一名△理事 若干名△監事 二名△評議員 若干名

統制規程

第一條 理事長は組合員に對し組合員の一定期間に於て製造すべき船舶用内燃機關及部分品（以下船舶用内燃機と稱す）の種類、型式及數量の割當並に此等に關し必要なる事項を指示す

第二條 組合員は別に定むる所に依り一定期間に於て製造すべき船舶用内燃機の製造實施計畫を設定し、理事長の承認を受くべし。之を變更せんとするとき亦同じ

第三條 理事長は組合員に對し組合員の一定期間に於て修理すべき船舶用内燃機の割當並に之に關し必要なる事項を指示す

第四條 理事長は別に定むる所に依り組合員に對し組合員の船舶用内燃機の製造及修繕並に設備の新設、増設及補修に要する資材（以下資材と稱す）の配給割當並に此等に關し必要なる事項を指示す

第五條 理事長は政府の承認を受け組合員に對し組合員の設備の新設、増設、變更、廢止、休止、讓渡、讓受又は此等に關し必要なる事項を指示することあるべし

第六條 組合員は重要なる設備の新設、増設、變更、廢止、休止、讓渡、又は讓受に付政府の許可を受けんとするときは豫め理事長に其の事由を具し連絡を爲すべし（中略）

第十四條 理事長必要ありと認むるときは組合員に對し左の各號の事項に關し必要なる指示を爲すことあるべし

(一) 船舶用内燃機に關する規格の實施、(二) 船舶用内燃機の製造又は修繕に關する技術の調査、研究、改善、公開又は交換、(三) 船舶用内燃機の設計の分擔、(四) 作業の改善及作業能率の増進、(五) 事業の經理の改善、(六) 從

業員の待遇及給與の合理化、(七) 勞務管理の改善

第十七條 組合員は別に定むる所に依り左の各號の事項を記載したる書類を理事長に提出すべし

(一) 船舶用内燃機の製造狀況、(二) 船舶用内燃機の修繕狀況、(三) 設備の現況、(四) 設備の新設、増設及び變更の進捗狀況、(五) 從業員の所要豫定人員に關する計畫、(六) 資材及船舶用内燃機の輸送に關する計畫、(七) 資金の所要額及其の調達に關する計畫、(八) 船舶用内燃機の製造原價、(九) 資材及船舶用内燃機の調達及使用狀況、(十) 電力の調達及使用狀況、(十一) 勞務者の移動狀況、(十二) 定款、職制及人事の主要なる變更（以下略）

日本船舶解撤業組合

一、沿革 現況 目的

昭和十六年六月海務院指導の下に鐵鋼資源確保の爲め全國の沈没船を一元的に取得し之が引揚解撤作業を實施して以て斯業の統制と能率向上を圖るを目的として創立された統制團體である。創立後間もなく大東亞戰爭の勃發に遇ひ沈没船による金屬非常回收の重大任務を擔當することとなり、事務所を海上ビル日本海難救助株式會社の一室に置いて此目的の完遂の爲めに左の事業を行つてゐる。

(一) 全損船舶及遭難貨物の買収、讓渡又は委託賣買、(二) 資材の配給又は斡旋、(三) 引揚解撤物件の監査、買収及處分の斡旋、(四) 潜水夫及作業員の賃銀並に配員の統制、(五) 事業の設備及作業方法に關する指導、督勵及研究。

沈没船より引揚げる鐵材は其使用價值に於て鞍山よりの夫れと比ぶべくもなく、鞍山よりの製鐵は幾多の方法

【造船造船部門】

【造船造機部門】

と、雑多の手数と時間を多量に要するに反し、沈没船のそれは引揚げたる鐵材を其儘熔鑄盤に入れることが出来、而かも優良なる鋼質なるを以て船舶の建造、軍需品の製造に最も適して居る。

政府は此の重大性に鑑み損失補償の下に内地船籍に屬するものに對しては、〇〇圓の獎勵金を交付し、外國船籍のものには補償買上をして督勵に當つてゐる。組合員は全国各地の資産並設備を有する確固たる者のみを網羅し四十五名である。

二、役 員 (昭和十九年四月一日現在)

(理事長) 田代佐八、(理事) 岡田勢一、甘糟淺五郎、阪口定吉、北川淺吉、(監事) 宮地民之助、片岡了八、(相談役) 古賀龍雄、橋本昇、長谷川爲藏

三、組合員 (同前)

吉岡末吉、田中梅太郎、田中平三郎、藤田欣三、寄木庄太郎、木村新一郎、山本龜之市、加地角由、村上榮次郎、安井理平、新妻富太郎、小笠原初太郎、高久昌洪、中原榮造、山本 卓、赤井常吉、田中克治、遠田勘治、小高喜代治、志和正一、小山 組、福井藤治郎、小野尾彌太郎、島澤祥平、上杉貞雄、小泉茂雄、村上常吉、金子貞治、廣瀬一夫、日高和一郎、中澤善太郎、村川鹿之助、竹下海事工業所、上杉喜一郎、南方屑鐵統制組合 島 仁左

四、定 款 (拔萃) 昭和十九年一月改正

第一章 總 則

第一條 本組合ハ鐵鋼資源ノ回收増加ヲ計ル爲メ組合又ハ組合員ニ於テ全損船舶ノ一元取得ヲ爲シ之ガ引揚又

ハ解撤作業ヲ實施スルト共ニ是等引揚又ハ解撤物ヲ緊急適切ナル用途ニ供スル爲メ斯業ノ統制ト能率向上ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第二條 本組合ハ日本船舶解撤業組合ト稱ス

第三條 組合ノ主タル事務所ヲ東京都ニ置キ支部ヲ大阪市ニ置ク

第四條 組合ハ過去ニ於テ全損船舶ヲ引揚又ハ解撤シタル実績ヲ有シ、且現在ニ於テ同種事業ヲ繼續中ノモノヲ以テ組織ス

第二章 事業及其ノ執行

第二十四條 組合ハ其ノ目的ヲ達成スルタメ左ノ事業ヲ行フ

(一) 全損船舶及遭難貨物ノ買収、取得並ニ讓渡又ハ委託買買、(二) 事業ニ必要ナル資材ノ購入又ハ配給ノ斡旋及促進、(三) 引揚及解撤物件ノ 監査、賣買及處分ノ斡旋、(四) 潜水夫其他従業員ノ賃銀並ニ配員ノ統制、(五) 事業設備及作業方法ニ關スル研究、改善並ニ指導、(六) 其他組合ノ目的ヲ達成スルニ必要ナル事項

第二十五條 組合結成以後ニ生ジタル全損船舶(外國籍ニシテ當該船舶権利者ガ外國人ナルトキハ之ヲ除ク)ニ付キテハ組合ハ遲滞ナク當該船舶權利者ト協議ノ上其ノ處分ニ付キ委託ヲ受ケ之ヲ組合員ニ讓渡シ又ハ必要ニ應ジ組合員ノ間ニ於テ之ヲ競賣處分ニ附スルモノトス、但シ組合員ハ單獨ニテ當該船舶權利者ヨリ全損船舶ヲ讓受クルコトヲ妨ゲズ

第二十六條 全損船舶ガ外國籍ニシテ當該船舶権利者ガ外國人ナルトキハ組合ニ於テ船骸及積荷ヲ一元取得シ組合員ノ間ニ於テ之ヲ競賣處分ニ附スルモノトス、組合員ニ於テ前項物件ノ救助ヲ引受ケ其救助契約ニ基キ救助作業ノ代償トシテ之ヲ取得シタル場合又ハ事前ニ組合ノ承認ヲ經タル場合ハ此ノ限ニアラズ、前項ニ依リ組合員ガ取得シタル物件ハ直ニ之ガ處分ヲ組合ニ委任スルモノトス、此ノ場合ニ於ケル處理方法ハ理事會ノ決議ニヨ

【造船造機部門】



【造船造機部門】

ル

第二十七條 第二十五條ニ依リ組合員が全損船舶ヲ取得シタルトキ又ハ組合員ニ於テ船舶ノ救助ヲ引受ケ其ノ救助契約ニ基キ救助作業ノ代償トシテ前條ニ規定セル以外ノ船骸ヲ取得シタル場合ハ取得者ハ別ニ定ムル方法ニ依リ取得金額又ハ船骸價格ニ對シ所定ノ手数料ヲ組合ニ支拂フモノトス、前項ノ船骸價格ハ船骸取得者ト組合トノ間ニテ之ヲ協定スルモノトス

第二十八條 組合員ハ自己ノ所有スル全損船舶ヲ組合員以外ニ譲渡スルコトヲ得ズ、又非組合員ノ爲メニ組合員ノ名ニ於テ事業ニ必要ナル物資ノ配給ヲ受ケ又ハ加工品ノ販賣ヲ爲スコトヲ得ズ

第六章 役員

第三十二條 組合ニ左ノ役員ヲ置ク

(一) 理事 六名以内、(二) 監事 二名以内、理事中ヨリ理事長一名ヲ互選ス、組合ハ總會ノ推薦ニ依リ顧問又ハ相談役ヲ置クコトアルベシ

木船保險組合

一、沿革

木船保險組合は昭和十八年七月三十一日正午をもつて設立せられたのであるが、その設立に至るまでの経過の概要を述べれば左のごとくである。

木船保險組合の準據法たる木船保險法は昭和十八年六月十五日施行せられ、同月廿六日強制附保の目的たるべき木船の範圍が逓信省告示をもつて定められると同時にその所有者に對し、逓信大臣より木船保險組合を設立すべき命令が下され、併せて次に掲ぐる諸氏に對し、組合設立委員の任命があつた。

竹内義臺、加藤豐市、齋竹儀吉、小野眞次、淺川福太、向井靖憲(郵船近海機船株式會社取締役社長) 渡邊康策(報國近海機船株式會社取締役社長) 廣瀬辰之助、(三井船舶株式會社專務取締役) 佐々木周一、(山下汽船株式會社取締役社長) 山下太郎、(川崎近海機船株式會社取締役社長) 鑄谷正輔、(全國機帆船海運組合聯合會理事長) 鶴丸唐太郎、(全國機帆船海運組合聯合會專務理事) 鈴木倉吉、(日本海運協會理事長) 波多野保二、中野金次郎 岸上俊吉

設立委員は、中野金次郎氏を中心として、鋭意組合設立の準備に當り、定款その他の必要事項を決定、七月十日逓信大臣に組合設立認可の申請を了した。之に對し七月三十日附を以て逓信大臣より組合設立認可の指令發せられ、同時に理事長中野金次郎氏以下理事、評議員の任命、監事の選任あり、翌七月三十一日組合設立の登記を爲し、茲に同日正午を以て木船保險組合は成立し、事業開始の運びに立到つたのである。

組合成立當時においては、組合のなす保險は内地在籍船のみを對象としたのであるが、同年九月一日朝鮮、臺灣および關東州在籍船をもその對象に加へ、爾來事業は順調なる経過を辿り、同年十一月一日強制附保の目的たるべき木船の範圍が擴張せらるゝにおよんで、ここに飛躍的なる附保船舶の増加を見、一方木船計畫建造の進捗に應じて、事業は發展の一途を進み今日に至つてゐるのである。その間保險事業關係諸規程類の制定に、また組合内部機構の整備擴充に、戦時下であり勝な幾多の人的物的隘路を打開して不眠不休の精進を續けた理事長以下幹部役員および職員一同の並々な辛勞に對しては、こゝに改めて敬意を表さねばならぬ。

二、事業

【造船造機部門】

### 【造船造機部門】

木船保険組合の事業は、之を一口に言へば、木船を對象とする船舶保険事業であるといふ事が出来る。組合の爲す保険の内容は、木船保険法以下關係法令に之を受けて定款其の他業務關係規程等に詳細に規定せられてゐるのであるが、其の概略を示せば次の通りである。

(一) 保険の目的 保険の目的たるべき船舶は漁船以外の總噸數廿噸以上の日本船舶にして、船體の構造に主として木材を使用するものなるを原則とする。

(二) 保険の種類及損害填補の範圍 保険種類には普通保険と戦争保険の二種類がある①普通保険は普通保険事故(戦争、變亂以外の海上危険に因る事故)に因つて船舶に生じた損害につき、全損、救助費、分損、共同海損分擔金及び衝突損害賠償金の五つの範圍にわたつて組合が填補の責に任ずる②戦争保険は戦争保険事故(戦争變亂等の危険に因る事故)に因つて船舶に生じた損害につき全損、救助費、分損及び共同海損分擔金の四つの範圍にわたつて組合が填補の責に任ずる。

(三) 保険關係の成立 組合と木船所有者との間に保険關係が成立するには次の様な強制と任意との二つの態様がある。①總噸數五十噸以上の木船にして戦時海運管理令に依り國家に使用せられるもの及び海運統制令に依り朝鮮船舶運統制令に貸渡されたものに就ては、普通保険が強制的に附保され、其の所有者は同時に組合員となる。②右に掲げたもの以外の木船に對する普通保険は、木船所有者と組合との合意形式に依つて保険關係が任意的に成立する。

(四) 保険料 運輸通信大臣の定めた保険料率に依り保険金額に應じて決定される。普通保険の保険料は年二回拂とし、其中強制のものに在つては月割拂が認められる。戦争保険の保険料は全額を一回に拂込む。

(五) 保険料期間 普通保険では一年、戦争保険では六十日以内の任意の期間であるが、孰れも更新することが出来る。

(六) 保険價額 運輸通信大臣の定めた基準に基き、木船の實情を考慮して組合が之を決定する。

(七) 保険金額 強制の普通保険では保険價額と同額、任意の普通保険及び戦争保険では保険價額と同額又は夫以内の組合員の任意の額となつて居る。

(備考) 強制附保さるべき木船の總噸數制限は、戦時海運管理令による國家使用船たるべきもの、範圍の擴張に伴ひ、近々引下げられる氣運に在る。

組合の爲す保険の内容は大體以上の如くであるが、この保険事業の目的は、前述の如く、木船建造の促進と木船による輸送力の増強といふ國家の要請に應ずるに在る關係上、事業經營に當つては、専らこの大目的達成のため、すなはち組合員の利益をはかる建前であり組合自體の利害を對象とするが如き色彩のもので無いことは、こゝにいふまでも無いことである。この事はさきにも述べた如く、組合の事務費として年々多額の國庫補助が爲されるといふ一事に徴しても瞭かであるといはねばならない。

### 三、機 構

木船保険の事務取扱機關は組合本部、支部および出張所よりなる。本部は事業の中央管理事務を取扱ふ機關で事務所を東京都日本橋區に置き、現在四部(總務部、契約部、審査部、經理部)八課に分かれ事務を分掌してゐる。支部は出張所の監督指導等の地方管理および保険申込の受理、保険料の徴收ならびに損害の認定等第一線業務をも取扱ひ現在、横濱、名古屋、神戸、門司、函館、京城、臺北、大連の八箇所に設けられてゐる。出張所は保険申込の受理、保険料徴收及び海難事故發生の場合に於ける本部、支部との連絡等専ら第一線業務を取扱ひ現在内地及び朝鮮に於ける木船運航上の重要港灣四十一ヶ所(内地は各地區木船海運協會支部内、朝鮮は朝鮮船舶運航統制會支店內)に設けられて居る。

次に組合本部の機構について述べれば、木船保険組合は曩にも屢々述べたる如く國策代行機關としての公的色彩の極めて濃厚なものである關係上、執行機關たる理事長の指導性強く、所謂指導者原理によつて事業の運営が行はれ

### 【造船造機部門】

### 【造船造機部門】

理事長の補佐機關として専務理事及び理事五人が設けられ、専務理事は組合事務一般につき之を掌理し理事は各部の部長又は支部長として事務を分掌して居る、監査機關としては監事二人を置き、組合の業務及び財産の状況を監査せしめて居る。

なほ組合には總會機關を設けずこれに代るものとして理事長の諮問機關たる評議員會が置かれてゐる。評議員會は評議員をもつて組織され、理事長の諮問に應へて、定款變更、收支豫算等の重要事項の審議答申に當るのである。

以上の組合機關たる役員の中理事長、専務理事、理事、評議員は組合員及學識經驗ある者の中より運輸通信大臣がこれを任命し監事は評議員會においてこれを選任することとなつてゐる。

### 四、役 員 (昭和十九年六月一日現在)

理事長 中野金次郎(木船海運協會長)△専務理事 黒澤實生△理事 總務部長 深川正七、契約部長 小島末治郎、  
審査部長 鎌田稔藏、經理部長 中島貞、京城支部長 得能正憲△評議員 竹内義豪、山下太郎、齋竹儀吉、鏑谷正  
輔、加藤豐市、波多野保二、淺川福太、栃木嘉郎、向井靖憲、長谷川公一、淺香貞次郎、山根貞一、比地佐一郎、  
渡邊浩、鶴丸廣太郎、田代佐八、渡邊康策、廣瀬辰之助、納賀雅友、佐々木周一△監事 渡邊康策、納賀雅友

### 五、定 款 (抜萃)

#### 第一章 總 則

第一條 本組合ハ木船建造ノ促進及木船ニ依ル輸送力ノ増強ヲ圖ル爲組合員ノ所有スル木船(漁船ヲ除ク以下同シ)  
ニ關シ保險ヲ爲スヲ以テ目的トス

第二條 本組合ハ木船保險法ニ依リ設立シ木船保險組合ト稱ス

第三條 木船保險組合(以下組合ト稱ス)ハ本部(主タル事務所)ヲ東京都日本橋區ニ、支部(從タル事務所)ヲ  
横濱市、名古屋市、神戸市、門司市、函館市、京城市、臺北市及大連市ニ置ク

第四條 組合ノ組合員ハ保險ノ目的タル木船ノ所有者ニ限ル

## 日本船用品統制株式會社

### 一、沿 革

支那事變の勃發に依り經濟統制の強化せらるゝに當り政府指導の下に船用品關係業者を打つて一丸としたる社團法人日本船用品協會の設立を見、船用品販賣業者、所謂船具商は其の第六部會に屬し主要船用品の配給統制に従事するに至つた。

其の後時局の要請と斯業者の自覺に依り幾多の紆餘曲折を経て船具商は全國府縣單位に船具商業組合を結成し昭和十四年五月之が中央統制機關として日本船具商業組合聯合會が創設せられ前記第六部會と相提携し船用品配給の合理化並に需給の圓滑化に努め來りたる處偶々大東亞戰爭勃發するに及び船用品の配給機構は更に強化擴充するの必要に差迫られたるに鑑み聯合會及地方組合を改組し中央に日本船用品統制株式會社、地方に地方船用品會社を設立し海運報國の一翼を擔當するに至つた。而して此の事業は獨り内地のみを以て足れりとするものではないので逐次外地及南方占領地域に配給網を擴大した。然るに政府に於ては時局の急迫に伴ひ統制機構を益々強化すると共に、國民經濟の總力を擧げて戦力増強に挺身せしむるの目的を以て國家總動員法に基く勅令として統制會社を公

### 【造船造機部門】

【造船機部門】

布施行した。よつて同會社は其の有する重要性に従ひ同令に依る會社たるべく命令を受け名實共に船用品配給の公的統制機關として去る四月一日新發足を爲した。

二、業 務

同會社は國民經濟の總力を最も有効に發揮せしむる爲船用品の配給に關する事業の統制の爲にする經營を行はんが爲船用品の購入、販賣其の他配給、加工及修理並に地方船用品會社の配給業務に對する統制指導其の他之等に關聯する必要事業を行ふを以て主たる業務とするものである。

元來俗に船用品なる字句を以て稱せられて居る内容は頗る多種多様の品種に亙り一言を以て表現出來ない。即ち船用品配給業の定義に關しては海運統制令第二條第一項第三號に於て「船舶の運航、製造又は修繕に必要な多種多様の物品の販賣を爲す事業」と規定せられて居る一事を以てしても窺ひ識られるものである。其の包含さるべき範圍を箇條書に爲さば大様次の如し。

(一) 船舶機裝用品、(二) 船舶の運航、碇泊、保船、保留及荷役に必要なもの、(三) 右各號に附隨する作業に必要なもの、(四) 船舶乗組員及旅客の生活必需品

而して同會社は船用品の一手買取り一手配給を爲し居るものなるも適正なる配給機構として(一) 船用品の確保と分配とを圓滑にすること、(二) 配給経路の重複を排し且配給段階を短縮すること、(三) 船用品の流用と偏在とを防止すること、(四) 船舶の移動性に從ひ敏速、確實、公平に供給すること等が要求せらるべきものにして同會社は此の適正配給統制を使命とし地方船用品會社は同會社の統制下に於て多年に亙る船具販賣業者の特殊經驗と智能を生かし配給實務を擔任してゐる。

三、機 構

同會社は東京都日本橋區に本店を置き大阪及京城に支店を設置す。地方船用品會社は別記の通り現在四十四社を

有し配給實務に當らしめつゝある。

四、將 來

船用品は其の一物と雖も具備せざれば船舶の運航に重大なる支障を生ずる虞あるものにして之が適正なる配給は造船、運航、海上勞務等と相並んで方策を樹立せるべきものなるも現狀に於ては其の程度に達し居らず。

之が對策としては(一) 造船、運航、海上生活に必要不可欠なる船用品の範疇の設定、(二) 一般陸上用物資又は交易物資と隔絶したる船用品需給調整計畫の設定、(三) 之が生産、入手、配給、取付、修繕等に關する諸方策の確立等今後に残されたる案件多大なるものあり。同會社は之等諸方策設定の礎石として重要業務完遂に邁進致し居るものなるも近く自己資本の増加を圖ると共に配給實務機關たる地方船用品會社の機能増進に關し計畫する等日本船舶の行く所必ず適正なる配給機關を設置し以て皇國海運に寄與せんと鋭意考究中である。

五、定 款 (拔萃)

第一章 總 則

第一條 本會社ハ統制會社令ニ依リ設立シ日本船用品統制株式會社ト稱ス

第二條 本會社ハ國民經濟ノ總力ヲ最も有效ニ發揮セシムル爲船用品ノ配給ニ關スル事業ノ統制ノ爲ニスル經營ヲ行フコトヲ目的トス

第三條 本會社ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ニ掲グル事業ヲ行フモノトス

(一) 船用品ノ購入、販賣其ノ他配給、(二) 船用品ノ加工及修理、(三) 船用品ノ配給ニ關スル統制指導、(四) 前各號ニ掲グルモノノ外本會社ノ目的ヲ達スル爲必要ナル事業

本會社ガ前項第四號ノ事業ヲ行ハントスルトキハ主務官廳ノ命令アリタル場合ヲ除クノ外其ノ認可ヲ受クルモノ

【造船機部門】

【造船機部門】

トス

第四條 本會社ノ本店及支店ヲ左ノ地ニ置ク

△本店 東京都日本橋區△支店 大阪市、京城府(以下略)

地方船用品會社名簿(括弧内所在地)

△日本船用品統制株式會社大阪支店(大阪市西區南堀江通六ノ二八)△(倉庫)大阪(大阪市西區南堀江通六ノ二、  
 △日本船用品統制株式會社朝鮮支店(京城府南大門通二ノ二三大阪海上ビル内)△小樽船用品株式會社(小樽市色  
 内町五ノ三一)△(營業所)留萌(北海道留萌郡留萌町南記念通二六ノ二)△(同)稚内(北海道宗谷郡稚内町北濱通  
 三ノ六二)△北海道船用品株式會社(函館市東濱町一)△(支店)釧路(釧路市大町四ノ三)△(同)室蘭(室蘭  
 市海岸町二九)△(出張所)根室(北海道根室郡根室町字本町二ノ一九)△青森船用品株式會社(青森市大字安方  
 町一七一)△(營業所)青森(青森市大字安方町一七一)△(同)八戸(八戸市小中野町新丁六)△(同)秋田(秋田縣  
 船川港町新濱町三五)△三陸船用品株式會社(鹽竈市宇尾島一ノ三)△(支店)氣仙沼(宮城縣本吉郡氣仙沼町字  
 鹽前三)△(同)釜石(釜石市大字第一地割二〇五)△(同)宮古(宮古市宮古第十四地割字田澤四五ノ一〇)△宮城  
 船用品株式會社(石卷市石卷本町二)△福島船用品株式會社(福島縣石城郡小名濱町字古湊四二)△新潟船用品  
 株式會社(新潟市綠町三三三一)△(出張所)埠頭(新潟市沼垂四九五九)△富山船用品株式會社(高岡市伏木湊  
 町四七中央埠頭)△(營業所)新湊(高岡市新湊中伏木六〇五)△(同)東岩瀬(富山市東岩瀬町)△石川船用品株  
 式會社(七尾市湊町一ノ三八)△(營業所)金石(石川縣石川郡金石町本町二二)△福井縣船用品株式會社(敦賀市  
 大湊一八二)△東京船用品株式會社(東京都京橋區湊町三ノ二三)△(倉庫)明石町(同京橋區明石町一五ノ二)  
 △(同)湊町(同京橋區湊町一ノ一六)△(同)越前堀(同京橋區越前堀三ノ六)△(出張所)芝浦(同芝區海岸通  
 三ノ二)△(倉庫)芝浦(同芝區海岸通三ノ二)△横濱船用品株式會社(横濱市中區港町五ノ二〇)△静岡船用品

株式會社(清水市港町三ノ三〇)△名古屋船用品株式會社(名古屋市港區港本町五ノ九)△三重船用品株式會社  
 (四日市市高砂町三四九二ノ五)△和歌山船用品株式會社(和歌山市湊本町一ノ二二)△(出張所)勝浦(和歌山縣  
 東牟婁郡勝浦町四四二)△大阪船用品株式會社(大阪市西區北堀江通五ノ二六)△(倉庫)大阪(大阪市西區西道  
 頓堀通五ノ一七)△(營業所)築港(大阪市港區三條通三丁目三〇)△(同)安治川(大阪市港區南安治川三丁目二)  
 △(同)尻無川(大阪市港區市岡濱通二丁目)△(同)三軒屋(大阪市大正區三軒家濱通一丁目一八)△(同)木津川  
 (大阪市浪速區木津川一丁目二)△(同)堀江(大阪市西區南堀江一番町一三)△神戸船用品株式會社(神戸市神  
 戶區京町八二)△(營業所)兵庫(神戸市兵庫區西出町七一三)△(出張所)相生(兵庫縣赤穂郡相生市相生四〇八九)  
 △鳥取船用品有限會社(鳥取縣西伯郡境町相生町一〇)△鳥根船用品株式會社(松江市伊勢宮町五四二番地先)  
 △岡山船用品株式會社(岡山市片瀨町二二ノ四)△(支店)玉(玉野市玉二九五)△中國船用品株式會社(尾道市  
 土堂町一六)△(本店)汽船部(尾道市土堂町二八)△(支店)吳(吳市海岸通二丁目二三ノ三)△(同)因島(廣島  
 縣御調郡因島土生町)△(同)木ノ江(廣島縣豐田郡木ノ江町)△(同)音戶(廣島縣安藝郡音戶町)△宇品船用品  
 株式會社(廣島市宇品町海岸通二)△防長船用品株式會社(下關市西細江町一八)△(倉庫)防長(下關市觀音崎  
 町)△(支店)宇部(宇部市東區海岸通四丁目)△(同)徳山(徳山市權現地先埋立)△徳島船用品株式會社(徳島  
 市富田濱一丁目二二)△香川船用品株式會社(高松市通町一ノ六)△愛媛船用品株式會社(松山市三津濱藤井町  
 二六)△高知船用品株式會社(高知市農人町三一)△福岡船用品株式會社(門司市祝町二ノ三、一〇五ノ一)△(營  
 業所)若松(福岡縣若松市南海岸通二丁目)△(同)博多(福岡市海岸通四丁目)△(同)戸畑(戸畑市汐井崎開八日  
 水ビル内)△(同)大牟田(大牟田市本濱田町三)△佐賀船用品株式會社(唐津市西唐津海岸通又ノ七一八二ノ四)  
 △長崎船用品株式會社(長崎市元船町五ノ三)△(支店)佐世保(佐世保市萬津町)△(同)島原(島原市港新地)  
 △熊本縣船用品株式會社(熊本縣宇土郡三角町波多四二八〇)△(支店)本渡(天草郡本渡町大字本渡五一〇ノ一)  
 △(同)牛深(天草郡牛深町二二九三ノ一)△(同)八代(八代市荒神町一〇五ノ二)△宮崎船用品株式會社(宮崎

【造船機部門】

【造船造機部門】

市本町八)△(營業所) 油津(宮崎縣南那珂郡油津町)△(同) 細島(宮崎縣東臼杵郡富島町細島)△(同) 延岡(宮崎縣延岡市紺屋町通)、△鹿兒島船用品株式會社(鹿兒島市潮見町四七)、△大分船用品株式會社(大分縣北海部郡臼杵町大字臼杵三四〇ノ二)、△沖繩船用品株式會社(那覇市西本町五ノ一)、△南朝鮮船用品株式會社(釜山府大橋通一ノ六四)、△仁川船用品株式會社(仁川府港町三ノ一)、△北朝鮮船用品株式會社(咸北清津府寶町六)、△元山船用品株式會社(咸南元山府旭町二)、△中鮮船用品有限會社(全北郡山府幸町三三)、△全南船用品株式會社(全南木浦府幸町一ノ六)、△西鮮船用品有限會社(平南鎮南浦府三和町一〇三)、△臺灣船用品統制株式會社(基隆市日新町三ノ九)

役員(昭和一九年六月現在)

(社長) 角田作次郎、(理事) 高橋百千、(同) 成瀬勝藏、(同) 赤松勇、(同) 山本光雄、(監事) 玉井喬介、(同) 下津富三郎、(相談役) 木村敬二郎

評議員

波多野保二、乘杉壽慶、田中卯三郎、正木壽郎、貝沼門次郎、堀武夫、渡邊楷助、池畑猪藤次、杉江三郎、小西治兵衛、小西良平、田中良七、大坪良高、福岡虎之助、有馬純夫

産業設備營團(船舶關係事項に就て)

一、緒論

大東亞戰爭勃發後の産業再編成過程を通じ、國家緊要産業設備の建設促進、未動遊休設備の動員活用、將來の需要充足あるは生産擴充上緊要なる未動遊休設備の國家負擔による維持保有等の各業務遂行にあたる同營團は、重點主義生産の果敢なる實行と、低物價政策の確保に、今日すでに極めて大きな足跡を印してゐるのである。しかも同營團の活動に特筆すべき方向を與へたものは計畫造船實施にともなふ戦時標準型船舶の一元的發註、造船造機施設の新設擴充機關としての同營團の活用である。こゝに大東亞戰爭後におけるわが海運事情を考察する必要がある。戰爭勃發を機とする諸外國船の共榮圏航路よりの後退、軍需用船の増加、さらに國內重要産業における生産増強等の遂行は、當然、多量の船舶需要をとまなふに至つた。政府はかかる要請に對處し、新船腹の確保のため、造船用鐵鋼の特別増産、造船事務の海軍移管による建艦造船の一體化、造船事業の組織化等諸般の方策をすゝめつつあつたが、船舶大量建造をさらに躍進させるため、計畫造船を決意し、十七年五月十二日、計畫造船の實施確保に關する要綱を閣議決定、その圓滑化を期し、ついで第八十臨時議會に産業設備營團法の改正、その他關聯諸法案を提出することになつたのである。計畫造船實施中核機關としての同營團の活動は、かくして、産業設備營團法中改正法律案の同議會通過、十七年六月三日公布實施とともに開始された。以下、計畫造船實施にともなふ船舶一元的發註ならびに造船造機施設の新設擴充機關としての同營團について瞭らかにすることとする。

【造船造機部門】

## 二、事 業

産業設備管團は同管團法改正にともなふ計畫造船實施中核體として前述の諸事業のほか、新たに、戦時標準型船舶、船舶用機關および機裝品の製造註文、右の船舶、船舶用機關および機裝品の賣渡、保有、貸付その他の處理、造船造船施設の新設擴充およびこれらの施設の貸付または賣渡等の各業務を加へることになつたのである。

しからば發註一元化の主たる狙ひは何處に置かれたか。計畫造船の實施が同一船型船舶の反復大量建造をめざせるものである點において、發註一元化はこれを助ける大きな力となるものであることは云ふまでもない。まづ政府の立案實施する船體、機關、機裝品等船舶構成各部門製品の多量生産を行ふためには、註文主未定の船舶についても、政府の建造計畫にもとづき、急速に建造に着手する必要がある。且また機關、機裝品等においても、備付船舶決定前、これらを發註し、船體と機關等を別箇に製造契約し、適宜船體と機關とを組合せ、一刻も早く船舶を完成させねばならない。かゝる方法は在來の船舶建造における船主、造船所間の建造契約においてなし得ないことは明らかであり、國策機關として同管團の登場をみたわけであるが、技術的部面における規格統一による標準船型の採用と兩々相俟つてこの發註一元化は、その後における造船能力の飛躍増強に多大の成果をもたらしたのであつた。近時各産業部門における多量生産方式として漸次規格統一と發註の一元化が行はれつゝあるが、計畫造船の實施こそはまさにその先鞭をつけたものとして記憶さるべきであらう。これを造船部門においてみるに、管團における發註一元化實施前においては、商船の建造は、船主、造船所間の箇別契約にもとづき建造に着手し、造船所においては契約締結後、各資材の手當を行ふの状態にあり、一方、船型においても、船主の獨自の見解による設計の建造が行はれ、僅かに政府の認可制度が行はれつゝあるに過ぎなかつたのである。管團はまた右の發註一元化とともに建造船價と備船料より逆算せる船主採算船價との差額負擔をも政府補償により行ふことになつた。低物價政策維持による運賃、備船料の水準線確保、船舶國家管理にもとづく運航の一元化は船主の所得を釘付にし、資

材、勞賃等の騰貴が船舶建造費を昂騰せしめつゝある當時、採算船價と建造船價の開きを生ずることは勿論であり、これを放置すれば船主側の新船建造は縮減し、ひいてはわが海運力増強のため重大なる影響を及ぼすやもはかり難い。そこで、これを打解し船舶の多量建造をはかる措置が必要を生じてくる。その方法を發註の一元化であり、その差額補償であつたのである。さらに發註一元化實施にともなふ既契約船の切替に關して、管團は政府命令の造船所切替船の一括註文引取をも合せ行つてきたのであつた。このために起る諸種の損失については別途補償の途が講ぜられたことは云ふまでもない。

かくて建造された船舶は如何に處理され、また處理されつゝあるか。建造船は原則として管團より海運業者に賣渡し、特別の事情により必要のない場合は、管團が自らこれを保有し海運業者に貸付けることになつたのである。これらはそれ／＼管團法に規定されるところである。一方、管團一括發註のものは、計畫造船の遂行確保のため、船舶建造中あるいは機關等製造中においても、船舶については船主に、機關等については造船所に適宜管團より肩代りさせることも考慮された。その後この方針をもとに、船舶賣渡は政府決定の價格を基準に政府の決定せる豫定船主に對し行はれつゝあるが、この場合生ずる建造價格と船主採算價格との開き、すなはち管團の損失については政府補償の行はれつゝあることは既述の如くである。次に管團の船舶賣渡方法は如何に樹立實施されつゝあるかについて述べてみる。まづそれは今次の戦争において被害をうけた船主には優先的に賣渡される。それ以外には海運業遂行にあたり、最も健實なる運航を期待し得る船主、すなはち國家として最も必要とする確實なる船主に對して管團一括發註船の讓渡が行はれつゝあるのである。

計畫造船實施にともなふ管團事業中、そのこれに該當するものは造船造船施設の新設擴充およびこれら施設の貸付、賣渡その他の處理であるが、同事業こそは管團業務の積極面を代表するものである。標準型船採用による船舶建造回轉率の強化、建造工程の短縮、鋼材規格の單純化、建造簡易化、互換性の増大等の技術的措置、造船事務の行政的統一その他諸般の措置は、造船促進に大きな力を與へつゝある。しかしこれらはすべて現有設備を最高度に活

【造船機部門】

用するといふ點に限界される。こゝに船舶建造量の増大にもなふ設備の擴充問題が起つてくる。現有設備の高度利用と併行し設備の絶對量確保は至緊のものである。營團はこの面にも積極的な役割を果してきた。營團新設の、あるひは擴充の造船機施設は、小規模部分的のものは民間造船、造機業者に賣渡し、大規模の施設は原則的には民間業者に貸付の方針がとられ、現下差しき造船、造機施設の新設あるひは擴充が全國津々浦々に行はれつゝある状態である。

以上營團は産業設備營團法改正にもとづき、計畫造船遂行に、積極果敢なる行動を展開、甲、乙兩造船計畫促進にあつてゐるが、昨年末造船の飛躍増強が要請されるや、木造船主要資材たる木材の一括買付保有業務をも行ふことになり、この面においても相當の成績を収めつゝあることは見逃せない。

三、機構その他

産業設備營團事業がかくの如く國家性を多分に有する點において、同團が政府の嚴重なる監督下におかれることは當然であり、同營團法ならびに同施行令に明らかにされてゐるところであるが、船舶等の一括發註ならびに造船機施設の新設擴充擔當開始にともなふ同營團法ならびに同施行令の改正はこの點を一層明確にし、所管大臣の管掌事項處理の圓滑化が期待された。定款、役員、會計等基本事項の商工、遞信兩大臣の共管、船舶、船舶用機關および機裝品またはこれらのもの、製造設備に關する事項については遞信大臣の專管、その他の事項については商工大臣の專管とするが如きそれである。(中央行政機構簡素化、軍需省、運輸通信省創設にともなひ、商工、遞信兩大臣の管掌はそれゝ軍需、運輸通信兩大臣となつた)。

しからば、同營團は計畫造船遂行の中核體としてその遂行に如何なる機構をもつて對處したであらうか。船舶建造の特殊業務開始にあたり、機構の整備とその擔當者として練達の士を起用すべきは云ふまでもない。かくて、同營團は、船舶關係の註文、讓渡ならびに造船機施設等事務處理のため、新たに第一船舶部、第二船舶部の二部を

設置、新理事二名を追加、新業務を擔當せしめることになつた。十八年には、計畫造船進展に即應し、一層業務遂行の完壁化をはかるため、營團は右二部に加へて第三船舶部の一部を新設した。現在、計畫造船遂行中核體として強力なる推進を期する同營團船舶關係機構は左の如くである。

- 一、第一船舶部 (部長、理事鈴木享) 庶務課、造船課、造機課
- 二、第二船舶部 (部長、理事山根貞一) 庶務課、造船課、造機課
- 三、第三船舶部 (部長、理事高須三二郎) 施設課、木材課

産業設備營團法 (船舶關係抜萃)

第一章 總 則

第一條 産業設備營團ハ戦時(戦争ニ準ズベキ事變ノ場合ヲ含ム)ニ際シ軍需産業、生産擴充計畫産業其他ノ國家緊要産業ノ設備ニシテ事業者ニ於テ建設又ハ維持スルコト著シク困難ナルモノヲ施設シ及政府ノ決定シタル規格ニ依ル船舶ヲ建造シ並ニ産業設備(之ニ充ツベキ機械及器具ヲ含ム)ニシテ未完成又ハ遊休ノ状態ニ在ルモノ(以下未動遊休設備ト稱ス)ノ活用ヲ圖ルコトヲ目的トス

産業設備營團ハ法人トス

第三條 産業設備營團ノ資本金ハ二億圓トス

第四條 政府ハ二億圓ヲ産業設備營團ニ出資スベシ

前項ノ出資ハ國債證券ヲ交付シテ之ヲ爲スコトヲ得、前項ノ規定ニ依リ交付スル國庫證券ノ交付價格ハ時價ヲ參酌シテ大藏大臣之ヲ定ム

第七條 産業設備營團ニハ所得稅、法人稅及營業稅ヲ課セズ、北海道、都府縣市町村其他之ニ準ズベキモノハ産業設備營團ノ事業又ハ第十七條第一項第一號、第三號若ハ第五號ノ業務ノ爲ニスル建物ノ建設若ハ取得若ハ船舶ノ

【造船機部門】



【造船造機部門】

取得ニ對シテハ地方税ヲ課スルコトヲ得ズ、但シ産業設備管團ノ事業ニ對シテハ地方税ヲ課スルコトヲ得ズ、但シ産業設備管團ノ事業ニ對シテハ特別ノ事情ニ基キ内務大臣及大藏大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ  
第八條 産業設備管團ガ第十七條第一項第一號、若ハ第三號又ハ第五號ノ業務ノ爲ニスル不動産又ハ船舶ニ關スル權利ノ取得又ハ所有權ノ保有ニ付登記ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ登録税ノ額ハ不動産又ハ船舶ノ價格ノ千分ノ一トス

第三章 業務

第十七條 産業設備管團ハ左ノ業務ヲ行フ

- (一) 國家緊要産業ノ設備ニシテ事業者ニ於テ建設又ハ維持スルコト著シク困難ナルモノノ建設又ハ買受、(二) 前號ノ規定ニ依リ取得シタル設備ノ貸付、出資及賣渡、(三) 政府ノ出資シタル規格ニ依ル船舶、船舶用機關及機裝品ノ製造ノ註文、(四) 前號ノ規定ニ依リ註文シタル船舶、船舶用機關及機裝品(製造中ノ船舶、船舶用機關及機裝品ヲ含ム)ノ賣渡、(五) 未動遊休設備ノ賣買及保有、(六) 未動遊休設備ノ活用ニ關スル斡旋、(七) 前各號ノ業務ニ付帶スル事業(以下略)

役員名簿(昭和十九年五月一日現在)

- △總裁 廣瀬久忠△副總裁 金子喜代太△理事 溝口新平△同 山路鎮夫△同 鈴木享△同 高須三二郎△同 松田範房△同 山根貞一△同 西川浩△同 田島房太郎△同 長崎榮十郎△監事(常任) 安達祥三△監事 藤山愛一郎△同 小畑源之助

所在地

東京都京橋區銀座六ノ一 産業設備管團△支所 大阪市東區横堀町一ノ二二 大阪出張所

日本木造船建造本部

一、沿革

日本木造船組合聯合會の名稱變更による日本木造船建造本部の出發は、昭和十九年六月十日開催の日本木造船組合聯合會總會における同會定款變更決議によつて決定された。

これよりさき、政府は計畫造船實施下における木造船建造の推進をはかるため、十八年十一月より木造船建造上らびに修繕に關する事務を地方廳に移讓したが、ついで同年十二月には木造船行政査察を實施し、木造船建造途上に横はる諸隘路の檢出打開に乗り出し、資材の重點的供給をはかるとともに木造船關係各機構の綜合調整をめざし海運總局内に木造船建造本部を、全國九行政協議會所在地に木造船建造本部地方支部を設置し、中央ならびに地方における木造船關係各機構をその構成員たらしめるの措置をとり、中央建造本部長を日本木造船組合聯合會會長河合良成氏の兼任とし、地方支部長は當該地方行政協議會副參事官級を充てるなど、官民一體の木造船推進機關を設けるに至つたが、同機構は十八年度木造船計畫達成のための暫定機構として發足した關係上、當局の言明もあり使命完了とともに早晩解消の運命に置かれてゐたものであつた。然るに從來の木造船建造機構におけるひとつの短所はその綜合調整機關の存在なき點にあり、これら各機構が併立し、それらの立場により船體、機關あるひは機裝品等の生産の統制に任じ、然も木造船工業における後進性は木造船所が船體の建造のみに専念し、船舶の綜合生産を行ひ得なかつた點にあつた。こゝにおいてかゝる意味における何等かの綜合調整機關は當然必要とされ、然か

【造船造機部門】

### 【造船機械部門】

も中央に比して官民一體化について格段の進歩をとげてゐた建造本部地方支部の關係もあり、遂に日本木造船組合聯合會の木造船建造本部との一體化が實現し、日本木造船建造本部の誕生となつたのであつた。

従つて建造本部はその性格として従來の日本木造船組合聯合會の主たる任務を擔當するとともに舊建造本部において行はれた木造船建造における綜合調整の一部たる船體竣工取纏めに關する事項を掌握することになり、引續き造船事業法にもとづく造船組合聯合會として地方木造船組合をその傘下に收めることになり、昭和十七年七月一日、工業組合法にもとづく木造船工業組合聯合會を造船事業法に準據する日本木造船組合聯合會に改組した聯合會は、海上輸送力増強の聲に呼應して木造船増強の輝かしき使命遂行の業績を新建造本部に引渡したのであつた。

#### 本船聯の定款變更における眼目

然らば日本木造船建造本部は木造船組合聯合會の定款變更により如何なる點を明確づけられたか、左にその主要點をあげてみる。

(一) 木造船組合聯合會が造船事業法にもとづいての日本木造船建造本部と稱するに至つたこと (二) 従つて法的性格を有する木造船組合聯合會が木造船建造本部と一體化し、木造船組合聯合會即日本木造船建造本部といふ體勢をとつたこと (三) 日本木造船建造本部は木造船組合聯合會の本來の性格たる船體關係に専念することになり、船用品の一部、船體裝裝等をにぎり、竣工の纏め役となつたこと (四) 従來の木造船建造本部は事實上解消したと (五) 九行政協議會別の木造船建造支部は各地域別建造本部と稱し、府縣別の従來の支所が地域別建造本部の支部と化したこと (六) 地方木造船組合は従來通り日本木造船建造本部の傘下團體として存続することになつたこと (七) 木造船組合聯合會の地方事務所は解消し、機械的に地域別建造本部府縣支部と地區木造船組合が存在しても事實上合體と同一の効果を發揮するに至つたこと (八) 日本木造船建造本部の會長、理事長がそれ／＼本部長、次長となつたこと等である。

## 二、事業

日本木造船建造本部の主たる事業はその定款に明示せられたる如く、造船事業の統制運営ならびに改良發達をはかり、造船政策の遂行に協力するため、同本部會員たる地區木造船組合および組合構成の單位たる木造船所の事業に必要な資材、資金、設備、勞務等の取得、保有及び供給をはじめとしてこの事業の統制整備、共同施設、その事業に關する指導、検査、研究及び調査、技術の向上、能率の増進、規格の統一、經理の改善その他木造船事業の發達に關する各般の事項の徹底的かつ圓滑なる遂行等、凡そ木造船事業の進歩發展に關する各般の事項の遂行に互るものであるが、とくに木造船の竣工取纏め役としての同本部の今後の動向については期待すべき大なるものがある。さらに木造船事業の後進性はその指導についても同本部の活動分野は極めて廣汎かつ重要なものがあり、同本部においてはその適切化に漸次力點を集中しつゝあるのである。

## 三、機構及役員

同本部は設立と同時に新使命遂行のため、新機構の確立をはかることになつたが、従來の木造船聯合會における機構を改め、本部長、次長のもとに總務、資材、船舶、推進の四部十四課制をとり、別に本部長特務室を設置することになつた。新機構中注目すべき點は推進部を新設し、その下に地方、企業、指導の三課を置き、地方連絡の強化、企業指導の重點化による船舶完成の迅速完備化を期した點にある。なほ同本部役員及び機構は左の如くである。

### 一、役員 (昭和十九年七月現在)

▽本部長 (會長) 河合良成▽次長 (理事長) 渡邊浩▽理事 (專務理事) 高島三郎 (常務理事) 鷹取米夫 (同) 宮崎重雄 (同) 吉田勇三 (同) 大泉勝吉、伊藤達三、占部永藏、西條芳次郎、富永能雄、小泉秀吉、和辻春樹、中村龜三郎、中野金次郎、莊田雅雄▽監事 石原傳七、石崎金久、鈴木格司▽評議員 水田正、松浦周太郎、田家政平、

### 【造船機械部門】

【造船造船部門】

戸町隆始、久慈榮壽、鈴木與平、佐藤與三郎、中田良藏、井施歳男、松浦國雄、佐々木長治、岡田勢一、坂口平兵衛、濱根岸太郎、丸石壽夫、窪井義道、中部悦良、田中豊吉、牛島猪之助、柴垣隆▽顧問 藤原銀次郎、伍堂卓雄

二、機 構

▽本部長 十次長▽總務部 總務課、秘書課、會計課、財務課、勞務課▽資材部 金屬課、副資材課、木材課、輸送課▽船舶部 造船課、機關課、修繕課▽推進部 地方課、企畫課、指導課▽本部長特務室

四、定款 Ⅱ 披萃(昭和十九年六月)

第一章 總 則

第一條 本會ハ造船事業ノ統制運營並ニ改良發達ヲ圖リ且造船ニ關スル國策ノ遂行ニ協力スルコトヲ目的トス

第二條 本會ハ造船事業法ニ依ル造船組合聯合會トシ日本造船組合建造本部ト稱ス

第三條 本會ノ地區ハ内地一圓トス

第四條 本會ハ事務所ヲ東京都ニ置ク

第五條 本會ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ニ掲グル事項ニ付必要ナル事業ヲ行フ

一、會員及會員タル組合ヲ組織スル者ノ事業ニ必要ナル資材、資金、設備、勞務等ノ取得、保有及供給

二、會員及會員タル組合ヲ組織スル者ノ間ニ於ケル事業ノ統制及整備

三、會員及會員タル組合ヲ組織スル者ノ事業ノ爲ニスル共同施設

四、會員及會員タル組合ヲ組織スル者ノ事業ニ關スル指導、検査、研究及調査

五、技術ノ向上、能率ノ増進、規格ノ統一、經理ノ改善其ノ他造船ニ關シ會員及會員タル組合ヲ組織スル者ノ事業ノ發達ニ關スル施設

六、其ノ他木造船ノ製造及修繕ニ關シ直接又ハ間接ニ必要ナル一切ノ事業

港 灣 部 門

日本港運業會

一、沿 革

從來港灣運送業は港灣所在の各地において多數の業者が自由に經營してゐた。即ち營業が無制限であり且つ事業の性質上資本を左程要しなかつた關係上多數の業者が亂立し各種の事業が雜然として經營されて居た爲めその間猛烈なる競争が行はれ、相互に何等の連絡もなく、全く無統制の儘に置かれてゐたのであるが、支那事變以來時局の進展につれて港灣を斯かる状態に置くことは到底高度國防國家の要請に應じ港灣の全能力を發揮せしむることが不可能であるとなし政府は港灣運送業統制の第一段階として昭和十四年四月に制定したる海運組合法に依る水上小運送業組合(舩業並曳船業等)及船積・陸揚荷捌業を主體とせる海陸連絡業(主として倉庫業者の兼營)並船舶荷役業(沖仲仕業者)の任意組合を設立せしめ、次で一昨年九月國家總動員法第八條、第十六條ノ二、第十六條ノ三並に第十八條の規定に基く港灣運送業等統制令を制定公布し、即時統制方針要綱を定めて茲に畫期的なる統制強化に邁進するに至つたのである。その統制方針要綱と云ふのは主要港における港灣運送業の一元的運營機構を確立し港灣作業の合理的計畫運營を以て目的とするものであつた。しかるに國際情勢の急變に伴ふ大東亞戰爭勃發と共に特に海上輸送力の強化に至大の關係を有する港灣荷役の増

強は刻下喫緊の要務となり、一昨年末迄に全國主要港灣に四十七社の港灣作業會社を設立せしむるに至り、次で十八年一月二十七日逕信省告示をもつて前記勅令にもとづく中央團體會員資格者の指定、中央團體の設立命令および設立委員の任命あり、同日第一回設立委員會を開催して引續き設立準備を急ぎ、昨年二月十日創立總會を開催してこゝに地方港運會社、船舶荷役會社等を全國的に統制する中央團體たる日本港運業會の發足を見るに至つた。

### 二、その使命

同會はわが國港灣運送業の綜合的運營を圖り且つ斯業に關する國策の遂行に協力せしむる爲設立された特殊公法人であつて、その下部組織として全國指定港に地區別團體又は作業會社をこの傘下に置き、一昨年末に閣議決定を見たる戦時港灣荷役力緊急増強と運營の合理化に一路邁進してゐるのである。

### 三、事業と統制規程

同會は港灣運送業等統制令第十條に依り左の事業を行ふものである。

(一) 團體員及團體員たる團體を組織する者の港灣運送業に關する統制指導、(二) 港灣運送業の整備確立、(三) 能率の増進、經理の改善其の他團體員及團體員たる團體を組織する者の港灣運送業の發達に關する施設、(四) 港灣運送業に關する調査及研究、(五) 團體員および團體員たる團體を組織する者の港灣運送業に關する検査、(六) 前各號に掲ぐるものほか中央團體の目的を達するに必要な事業。

しかして同會は同年二月創立後幾何も經ざるに、港運會社ならびに船舶荷役會社請負料率の是正、勞務者に對する荷役用特配物資の確保ならびに配給等に多大の成果を挙げたる一方、作業會社を督勵して決戦荷役に萬全の對策を實施したる結果當局の標榜する港灣荷役力五割増強に豫期以上の實績を挙げつゝある。

次に同會所屬會員を統制指導するため設定した統制規程は左のごとし。

#### 日本港運業會統制規程（抜萃）

第一條 本會定款第五條に定むる港灣運送業に關する統制は本規程に依り之を行ふ。

第二條 會長は統制の實施に關し諮問し又は意見を徵する爲委員會を設置することを得、委員會は必要に依り地域別に之を設置することを得。

第三條 會長は會員たる地區別團體の會長に對し當該地區内の統制實施に關し必要な事項を指示することを得。

第四條 會員たる地區別團體統制規程を設定または變更せんとするときは所轄海運局長の命による場合のほか豫め會長の承認を受くべし。

第五條 會員および會員たる團體を組織する者は左の場合に於ては遲滞なく會長に届出づべし。

(一) 本規程に基き會長の指示を受けたる事項を完了したるとき、(二) 名稱又は商號を變更したるとき、(三) 本店の移轉、支店その他の店舗の新設又は移轉を爲したるとき、(四) 役員又は定款を變更したるとき、(五) 社則、營業規則又は賃金規則を變更せんとするとき、(六) 其の他業務運行に關し重大なる支障を及ぼすべき事故發生したるとき。

第六條 會員及會員たる團體を組織する者は左の書類を定時に作成し遲滞なく之を會長に提出すべし。

(一) 毎月及毎四半期の品目別及作業別取扱數量報告書、(二) 毎日の荷役状況報告書、(三) 毎期營業報告書、財産目錄、貸借對照表、損益計算書及利益金處分に關する書類、(四) 其の他會長の指示する書類。

第七條 會員及會員たる團體を組織する者は毎半期別に事業設備計畫書を會長に提出すべし、之を變更せんとするときは亦同じ。

第八條 會員及會員たる團體を組織する者は毎四半期別に勞務要員計畫書を會長に提出すべし、之を變更せんとするときは又同じ、前項の勞務要員計畫書には左の事項を記載すべし。

(一) 技能者、勞務者其の他の從業者の現在數、(二) 技能者、勞務者其の他の從業者の増員又は補充豫定數並に増員又は補充方法、(三) 前號の増員又は補充を必要とする具體的理由、(四) 其の他參考と爲るべき事項。

【港 灣 部 門】

第九條 會員及會員たる團體を組織する者は毎四半期別に作業用物資需要計畫書を會長に提出すべし。  
第十一條 會員及會員たる團體を組織する者事業の廢止、休止、委託、受託、共同經營、讓渡若しは讓受又は會社の合併を爲さんとするときは豫め會長に届出づべし、之を變更せんとするときは亦同じ。

第十三條 會長必要ありと認むるときは運輸通信大臣の承認を受け會員及會員たる團體を組織する者に對し事業の廢止、休止、委託、受託、共同經營、讓渡若しは讓受又は會社の合併に關し必要な事項を指示することを得。

第十四條 會員及會員たる團體を組織する者事業設備の新設、擴張、改良、廢止、休止、讓渡、讓受、貸借若しは出資を爲し又は其の使用方法の改善を爲さんとするときは豫め會長に届出づべし、之を變更せんとするときは亦同じ。

第十七條 會長必要ありと認むるときは運輸通信大臣の承認を受け會員及會員たる團體を組織する者に對し貨物を指定して其の取扱をすべきことを指示することを得。

第二十條 會長必要ありと認むるときは運輸通信大臣の承認を受け會員及會員たる團體を組織する者に對し作業料率の變更を指示することを得。

第二十一條 會員及會員たる團體を組織する者にして作業料率を變更せんとするときは豫め會長に届出づべし。

第二十二條 會員及會員たる團體を組織する者は相互に技能者、勞務者其の他の従業者を前雇主の承諾なくして雇傭し又は雇傭の爲にする勧誘を爲すことを得ず。

第二十三條 會長必要ありと認むるときは會員および會員たる團體を組織する者に對し技能者、勞務者その他の従業者の移動、配置又は給與條件に關し必要な事項を指示することを得。

第二十四條 會員及會員たる團體を組織する者其の資本の増減、社債の發行又は他の事業に對する投資を爲さんとするときは豫め會長に届出づべし。

第二十六條 會長必要ありと認むるときは會員及會員たる團體を組織する者に對し經理の改善に關し必要な事項を指示することを得。

第二十七條 會長必要ありと認むるときは會員及會員たる團體を組織する者に對し従業員の待遇條件に關し必要な事項を指示することを得。

第二十九條 會長事業の統制運営上又は其の整備發達を圖る爲必要ありと認むるときは會員及會員たる團體を組織する者に對し補償金、補助金又は獎勵金を交付することを得。

五、機構と會員

同會は會長として清水光美會務を總理し、理事長に溝部健太、常務理事白井俊三、同松浦庄松及び理事和田信夫の四名が會長を補佐してゐる。又同會に諸般の事務を處理するため、事務局を置き事務局は企畫、事業の二部及び總務室より成り、部の下には左記七課及阪神支部があつて事務の分掌を司つてゐる。

△總務室（首席參事兵頭長之助）人事、庶務、會計、文書、會議、各部課との連絡、その他他の部課に屬せざる事項△企畫課（課長參事乘竹挺三）事業の綜合的基本計畫及政府の政策への參畫△調査課（課長參事古山綾夫）事業の調査及研究、統計及資料の蒐集、各種會議の記録整理△考査課（課長參事松井信文）事業各部面の考査、會員の事業に關する檢査指導△業務課（課長參事奥田實）事業一般の統制指導△經理課（課長主事陸垂莊一）經理の指導及檢査、料質率の査定△勞務課（課長主事野行雄）勞務の確保及配置、福利厚生及鍊成△資材課（課長參事佐川繁義）資材の確保及配給△阪神支部（支部長參事小島勇）大阪に駐在し本部の命を受け、諸官廳、其他部外との連絡折衝に關する事項、一般情報の周知に關する事項を掌る。

日本港運業會名簿（括弧内代表者）昭和十九年三月卅一日現在

東京地區港灣運送業會、横濱地區港灣運送業會（中瀬精一）、東海地區港灣運送業會（阿部萬平）、大阪地區港灣運送業會（山本五郎）、神戸地區港灣運送業會（菊地吉藏）、關門地區港灣運送業會（中野眞吾）、若松港運株式會社（鶴丸廣太郎）、廣島港運株式會社（宮永隼人）、日鐵八幡港運株式會社（三鬼隆）、小野田港運株式會社（荒川貞一）、

【港 灣 部 門】

【港 灣 部 門】

尾三港灣運送株式會社(黒瀬宗一)、宇部港運株式會社(大石榮作)、唐津港灣運送株式會社(小林又右衛門)、伏木海陸運送株式會社(橋直治)、新居濱港灣運送株式會社(足立哲夫)、新潟港運株式會社(小山九一)、酒田港灣運送株式會社(五十嵐傳之丞)、鹽釜港灣運送株式會社(鈴木伴實)、境港灣運送株式會社(岡田信吉朗)、直江津港灣運送株式會社(高橋喜六)、博多港灣運送株式會社(中川潤吉)、八戸港灣運送株式會社(接待麻雄)、秋田港灣運送株式會社(中川重春)、清水港運送株式會社(鈴木與平)、函館港灣運送株式會社(宮崎信太郎)、函館海陸作業株式會社(古川榮八)、小樽港運作業株式會社(片岡種美)、小樽港灣運送株式會社(見延庄一郎)、留萌石炭荷役株式會社(井上三郎)、鐵道省炭荷役株式會社(俣野健輔)、日鐵輪西港運株式會社(小野保太)、小樽石炭港運株式會社(橋本博介)、岩内港運株式會社(大橋國太郎)、北海道石炭荷役株式會社(島田勝之助)、樺太地區港灣運送業會社(森田達)、大分港運株式會社(久保勝之進)、長崎港運株式會社(澤山市松)、釧路港運株式會社(栗林定四郎)、釧路港石炭運送株式會社(栗林定四郎)、室蘭石炭港運株式會社(栗林友二)、室蘭港運株式會社

六大地區港灣作業會社名簿(括弧内代表者)

東京 東京港運株式會社、東京船舶荷役株式會社(原田辰藏)、東京港袋株式會社(中野金次郎)  
横濱 横濱港運株式會社(中瀬精一)、横濱船舶荷役株式會社(酒井信太郎)、川崎船舶荷役株式會社(工藤素直)  
東海 名古屋港運株式會社(阿部萬平)、名古屋船舶荷役株式會社(吉川令三)、四日市港運株式會社(榎並赴夫)  
大阪 大阪港運株式會社(牧野元)、大阪船舶荷役株式會社(岩井市松)、大阪袋株式會社(都築義輔)、大阪港石炭運送株式會社(宗像英一)、大阪河川運送株式會社(河野政次郎)、尼崎港運株式會社(井上伊三郎)、堺港運株式會社(堀畑好一)、伏見港運株式會社(和田幾三郎)  
神戸 神戸港運株式會社(菊地吉藏)、神戸船舶荷役株式會社(一柳季一)、廣畑港運株式會社(稔本金平)  
關門 關門港運株式會社(中野眞吾)、關門船舶荷役株式會社(自念春次郎)

|| 主要のもののみ

港 灣 協 會

一、設 立

大正十一年十月十二日大連海務協會において南滿洲鐵道株式會社の主催に係る港灣關係者招待會の席上において港灣協會設立の提唱があり、直ちに創立協議會を設け、實行委員を選び、會則を審議し、更に實行委員中より小委員會を組織し萬端の準備を進めた。小委員會は大正十一年十一月廿七、八兩日に互り内務省内に開會し△會長 水野鍊太郎△副會長 男爵 古市公威氏、堀田貢氏△理事七十八名△監事五名を銓衡決定して、それ〴〵承諾を求め、こゝに港灣協會は完全に成立を告げたのである。創立の際會長に就任の水野鍊太郎氏は爾來廿有餘年間引續き會長の職に在つて非常なる熱意をもつて現に會務を統理してゐる。

二、社 團 法 人 組 織

會務の發展に伴ひ大正十五年十月七日内務、大藏、逓信の三大臣の許可を受け、同會の組織を變更して社團法人となし、その基礎を一層強固確實ならしめ、もつて今日に至つたのであるが、今や戦力増強のため輸送の問題は洵に重要な度を加へ、海陸運輸の據點たる港灣の使命は一層重きを來し、従つて同會の負荷する任務も輕からざるもつて水野會長以下會の幹部は決戰態勢に即應するため、奮闘努力を期してゐるのである。

三、目 的 及 事 業

港灣協會の目的は同協會定款中に

【港 灣 部 門】

【港 灣 部 門】

第二條 本會は港灣政策を攻究し、港灣の修築水陸連絡設備の完成並に港灣利用方法の改善を促進すると共に港灣關係者間の連絡懇談を以て目的とす  
と定めてゐるが、その目的達成のための事業は、同協會定款中第三條に

第三條 本會は前條の目的を達する爲左の事業を行ふ

- (一) 港灣に關し必要事項を調査研究すること、
- (二) 港灣に關する資料を蒐集すること、
- (三) 港灣に關する講演會、講習會、展覽會等を開催すること、
- (四) 港灣に關する圖書を刊行頒布すること、
- (五) 機關雜誌を發行すること、
- (六) 港灣に關し關係當局の諮問に應じ又は當局に建議すること、
- (七) 前各條の外本會の目的を達する爲必要なる事業

と規定せられてある。同會は實に忠實に其の目的完遂の爲に銳意所定の事業を實施しつゝあるのである。

四、機 構

同會の會長以下役員は左の通りである

理事及監事(昭和十九年六月現在)

△會長 水野鍊太郎△副會長 唐澤俊樹、長崎惣之助、松波仁一郎、丹羽鋤彦

△理事 宮村才一郎、安田丈助、三浦義男、鈴木雅次、三橋信三、島野貞三、渡部知直、岡田永太郎、清水安治、

中野金次郎、松本學、安藝杏一、鈴木榮一郎△監事 太田丙子郎、久保田敬一、坂本丹治

常 議 員(五十名)

山下輝夫、嶋野眞三、澁澤信一、松隈秀雄、原鼎三、吉積正雄、若松只一、保科善四郎、鈴木義尾、阿部嘉輔、井出正孝、堀本鎌三、灘尾弘吉、郷古潔、向井忠晴、林彌一郎、田中完三、島田勝之助、牧野元、岡部三郎、坂間鍊治、林千秋、山本幸枝、細谷庄三郎、半井清、村井八郎、鎌谷正輔、野田文一郎、山下太郎、川西龍三、佐藤正俊

近藤壽一郎、木津太郎平、俵田明、佐藤應次郎、岡野昇、中川正左、梅野實、宮崎清則、原靜雄、市川數造、武田良太郎、山本五郎、坂本助太郎、長谷川久一、堀切善次郎、末永一三、田島房太郎、加藤直法、山形勝見

評 議 員

港灣關係者五百六十七名を評議員としてゐる。(氏名省略)

港灣協會の強みは日滿兩國にわたる有力なる港灣關係官民を集約してをり、港灣の施設、經營にわたり一流の權威者を網羅してゐる點にある。同會は事務執行のため事務局を設けその陣容を新たにしたのであるが、さらに會長直屬のもとに左のごとく建議委員會、運營調査委員會および施設調査委員會を常置し、各般の施策を活潑に實行する段取りである。

常 置 委 員 會

建議委員會 同會並びに會員提出の建議案を審議し且つ建議の趣旨達成を圖る。

運營調査委員會 左の事項を調査審議する。

- (一) 港灣荷役に關する事項、
- (二) 輸移出入貿易その他港灣經濟に關する事項、
- (三) 水陸交通運輸に關する事項、
- (四) 港灣に於ける業務に關する事項、
- (五) 港灣制度に關する事項、
- (六) その他港灣の運營に關する事項。

施設調査委員會 左の事項を調査審議する。

會 員

(一) 修築に關する事項、

(二) 港灣の施設に關する事項、

(三) 工事施行方法に關する事項、

(四) 港灣に影響を及ぼす自然現象に關する事項、

(五) 港灣の構造物に關する事項、

(六) その他交通施設に關する事項。

同會の會員は左の三種に區別せられてある。

正會員、特別會員、名譽會員

【港 灣 部 門】

### 東京海運貨物仲立業組合

#### 一、設 立

同組合は海運組合法により「海運國策に順應し海運貨物仲立業者の融和統制と其の改善進歩並に公私の福利増進及組合員の親睦を圖り以て斯業の健全なる發達を期する」(定款第一條)爲に昭和十五年六月十二日東京會館に於て創立總會を開催し發起人總代津田隆氏理事長に就任、その第一歩を踏出した。當時參加者七十四名であつたが逐次新加入者を加へ着々内容を整へつゝありたる處同年九月、時の逓信次官より新體制確立に關する通牒に接した。よつて直ちに役員陣頭に立ち全員協力時局即應に懸命の努力を続け昭和十六年六月東港灣運貨物仲立業組合事業統制規程を定め逓信大臣の認可を得て集貨統制會を設置し尙此の間全國各地組合の中心となり一層鞏固なる統制を確立せんと企圖してゐた。然る處大東亞戰爭の勃發による時局の急變と船舶運營會の設立は業界の急速なる整備を必至ならしめたるにより同十七年秋組合員の整理集約に着手、時恰も組合理事長津田氏は港運會社創立委員となつた關係上理事長を改選、白井彌壽雄氏が新に就任、海務當局並に船舶運營會指導の下に當時百十一名の組合員を二十四名に整理統合し三月末完了、右二十四店社は昭和十八年三月二十四日附所轄海務局長より東京に於ける海運貨物仲立業者たる事を公認せられた。右海務院の認許と同時に同年四月組合を改組し當局ならびに船舶運營會の指導により定款の一部を變更、新に事業統制規程として東京雜貨船積統制部會規約を制定、これまた逓信大臣の認可を得て組合内部機構として東京雜貨船積統制部會を組織した。したがつて改組後は公認業者が構成員となり統制部會が全面的に業者ならびに業務の統制の衝に當り、海務當局および船舶運營會の指導監督の下に東京における海運貨物仲

立人を統御し貨主、運航實務者ならびに港運會社、沿岸荷役業組合等との關係を調節すると共に海運貨物仲立業務に關する全般的統制により(規約第二條)最も簡素なる機構の下に直接指導官廳の意思を業者に滲透せしめる體制を採り着々その實效を收めつゝある。

#### 二、事 業

統制部會の主たる事業左のごとし(規約第十八條)

- 一、雜貨船積事務 (イ) 構成員を通じ荷主よりの船積申込書を取纏め雜貨船積集計表を作成し船舶運營會に提出すること、但し船舶運營會にて特に認めたる荷物にありては荷主より直接船舶運營會又は當部會に申込むことを得、(ロ) 船舶運營會より發せらるゝ雜貨其の他の輸送割當指令を構成員に通達すること、(ハ) 船舶運營會の承認又は指圖により荷物の存否、積出手配の能否、荷主並に運航實務者との連絡其の他雜貨割當に關し必要な事項を調査又は處理すること、(ニ) 構成員は部會より通知を受けたる以外の物資の船積を爲すことを得ず。
- 二、出荷歩金計算並びに分配事務 (イ) 構成員より運航實務者宛歩金領收證を取纏めこれが整理調査をなしたる上運航實務者に提出すること、(ロ) 運航實務者より交付を受けたる歩金の内一定の本組合費を削除したる殘額を別に定むる割合をもつて構成員に分配すること。
- 三、構成員を代理或ひは代表して港運會社(沿岸荷役業組合)その他との請負契約の締結またはこれが斡旋。
- 四、指定荷受倉庫及び上屋における荷受方法並びに運營等の決定處理、船舶運營會の代行。
- 五、前各項の外構成員の介在する船積貨物輸送統制上必要な事項。
- 六、其の他部會の目的を達するに必要な事業。

#### 三、役 員 (組合役員)

△理事長 白井彌壽雄△理事 増田吾一、石橋朝次郎、二橋政凱、江夏駒、廣瀬源治、佐藤源△監事 和田顯治



【港 灣 部 門】

統制部會役員左のごとし

△會長 白井彌壽雄△専務理事 松島香松△常務理事 増田吾一、石橋朝次郎、三橋政凱、江夏駒（順序不同）  
事務局は組合および統制部會所在地 東京都日本橋區蠣殻町二ノ二〇

東京海運貨物仲立業組合定款（抜萃）

第一章 總 則

第一條 本組合は海運國策に順應し海運貨物仲立業者の融和統制と其の改善進歩を圖り以て斯業の健全なる發達を期することを目的とす

第二條 本組合は東京海運貨物仲立業組合と稱す

第三條 本組合の地區は東京都とす

第四條 本組合は主たる事務所を東京都に設置す、尙理事会の決議を経て其の出張所を設置することを得

第五條 本組合は第三條の地區内に事業の據點を有し所轄海運局長の公認を受けたる海運貨物仲立業者を以て組織す

第四章 事業及其の執行

第十三條 本組合は其の目的を達する爲左の事業を行ふ。

(一) 組合員間に於ける事業の統制、(二) 組合員の事業の爲にする共同施設、(三) 組合員間に於ける事業に關する紛争の解決、(四) 組合員の事業に關する證明及鑑定、(五) 組合員の事業に關する指導及研究調査、(六) 海運組合法第二十一條に依り政府より命ぜられたる事項、(七) 前各號に掲ぐるもの、外組合の目的を達するに必要なる事業

東京雜貨船積統制部會規約（抜萃）

第一章 總 則

第一條 本部會は東京海運貨物仲立業組合（以下組合と稱す）定款第十三條の規定に基きて設立せる部會にして東京雜貨船積統制部會と稱す

第二條 本部會は海運總局及船舶運管會の指導監督の下に東京に於ける海運貨物仲立人を統御し貨主、運航實務者並に港運會社、沿岸荷役業組合等との關係を調節すると共に海運貨物仲立業務に關する全般的統制をなすを以て目的とす

第三章 事 業

第十八條 部會は其の目的を達する爲左の事業を行ふ

(一) 雜貨船積事務 (イ) 構成員を通じ荷主よりの船積申込書を取纏め雜貨船積集計表を作成し船舶運管會に提出のこと、但し船舶運管會にて特に認めたる荷物にありては荷主より直接船舶運管會又は當部會に申込むことを得、(ロ) 船舶運管會より發せらるる雜貨其の他の輸送割當指令を構成員に通達すること、(ハ) 船舶運管會の承認又は指圖に依り荷物の存否、積出手配の能否、荷主並に運航實務者との連絡、其の他雜貨割當に關し必要なる事項を調査又は處理すること、(ニ) 構成員は部會より通知を受けたる以外の物資の船積を爲すことを得ず（以下略）

東京檢數協會

一、設立及目的

【港 灣 部 門】

## 【港 灣 部 門】

港灣荷役關係業種の中にもっとも重要な役割を果しつゝある検査荷捌業が古き歴史と傳統を有しながら最近まで餘りにも世に知られてゐなかつた理由はその大部分が小規模の經營であり各同業者の下に從屬的に存在してゐたため直接官廳や荷主方面に對する折衝の機會が少かつた所以であらう。しかしながら夙に港灣荷役貨物にしての検査荷捌業者の手に懸らぬ物は皆無といつても過言でなく、絕對必要な業務であり、少きは一箇、二箇の荷物より多きは何千、何萬噸の大量貨物にいたるまでその數量はもとより事故の有無、揚地別、荷主別、配給先別の仕分け等を限られたる荷役時間中調査荷捌をなすことは多年の熟練を必要とするとも十分に研究を要する一つの立派な荷捌技術である。

昭和十七年十一月一日日本船舶貨物検査協會の設立により我が國における検査業務は船舶側、荷主側（港運會社側）とに二元的に判然と區別せらるゝに至り、荷主側としてはその後所轄官廳の指導により港毎に整備統合をなし、東京港においては東京検査協會の設立を見、同年十二月三十日舊東京検査請負業組合を解散、翌十八年一月一日より創業せり。

協會設立の目的はその定款に規定せられ館迄公益を増進し決戦下の國家目的に即應す可く計畫されたものである。

## 二、定 款

### 第一章 總 則

- 第一條 本會は東京検査協會と稱す
- 第二條 本會は港灣荷役及河川荷役に關する公益を増進する爲貨物の検査荷捌業務の圓滑なる運営並に之が改善合理化を圖るを以て經營の本義となす
- 第三條 本會の目的次の如し。(一) 港灣及河川荷役貨物の検査荷捌並に貨物事故の調査立會、(二) 検査技能者の

養成訓練及福利施設、(三) 前二項の事業を達成するに必要な事業。

第四條 本會は事務所を東京都に置き必要に應じて適當の地に支部又は出張所を置くことを得。(以下略)

かくして最近まで賃金を得るが爲めの觀念にのみ終始したかも知れぬ検査業務が今日からは國家性を持つ業務へと變貌して來た。現在従業員の素質向上は急務であり、高き名譽を保持させつゝ業務に精勵さす可き新しき指導理念を絕對に必要とさる可きである。此の時に當り所轄官廳に良き指導者を得たる協會の前途は益々祝福されるべきものである。

### 協 會 會 員

東京港運株式會社、日本製鐵株式會社、王子製紙株式會社、日本糖業株式會社、日本倉庫業會、東京地區機帆船運送株式會社、平山時之助、早見四幸之助、柳三郎（舊検査請負業者）

### 協 會 役 員（昭和十九年六月十日現在）

これは業界に多年經驗を有する人々より構成されてゐる。  
(専務理事) 平山時之助、(常務理事) 早見四幸之助、柳三郎、小柳恒雄、森田秀雄

## 三、結 語

本部は東京都深川區門前仲町一丁目九番地でつい最近移轉されたものであり業務は主として陸務關係の検査荷捌を行ふと共に業務の綜合調整をもなしてゐる。一方海務部は東京都芝區海岸通り三丁目二番地でその外出張所が横濱、鶴見、千住、小名木川の四ヶ所に設置され、専務理事以下従業員數は二百餘名を算し輸送力増強の目的達成に努めてゐる。なほ更に検査荷捌業の一段の強化が要請されるので目下同會首腦部が中心となり大體十五萬圓（資本金）程度の會社組織を行ひ東京港運會社の子會社として發足すべく準備中であり近く實現するものと期待されてゐる。

## 【港 灣 部 門】

### 日本船舶貨物検査協会

#### 一、協会の設立並に沿革

東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、關門の六大港における検査業者は時勢の要求に對應し検査業務改善を目指して昭和十六年十一月全國貨物検査業聯合會を結成し本部を東京に置きこれが正式認可を逓信省に提出したが、當局側としても検査業務の重要性を確認せられると共に全國統一強化の必要を痛感するにいたり船舶運營會並に各船會社の參加協力の上、同聯合會を發展的解消してこれ等業者ならびに各船會社、關係海運會社、團體代表者等六十七名を會員とする公益社團法人日本船舶貨物検査協會を設立することとなり昭和十七年十一月十日を以て逓信大臣より同協會の設立許可並に協會役員の任命を受け茲に六大港各支部を事務所として同年十一月一日より一齊に業務を開始した。更に昭和十八年四月一日より小樽、新潟、基隆、高雄の四地區に又同年十一月一日には仁川、十二月一日よりは羅津、清津、興南、釜山、敦賀の各地に事務所を設け、本年に入りては四月一日より麗水に事務所を設置し、それぞれ業務を開始し、協會設立後僅に一ケ年有半にして十七ヶ所の事務所を擁するに至り、なほ必要なる地方に派出員又は出張員を常置することになり、本年三月末現在同協會職員數は本、支部を通じ總計五百三拾餘名である。また同協會の検査業務に對する國家の要求は大東亞共榮圈内外地域に及びたるを以てそれ等諸港灣に同協會事務所開設迄の暫定措置として取敢ず昭和十八年十月二十二日日本海事検査協會と覺書を交換し東亞共榮圈内外地域の同協會の未だ業務を行はざる諸港における検査業務を日本海事検査協會に委囑代行せしむることとして他日協會検査員の充實を俟つて直營斷行の計畫である。また一方同協會の設立目的を達成するため事業として検査

技能者養成訓練の施設を急速に整へつゝあつたが、昭和十八年七月十四日検査員養成所を開設するにいたり一ケ年百二十名の検査技能者養成を目標とし既に〇〇名の養成所修了生を各地に配屬せしめるを得たるもなほ養成所の諸施設を漸次擴張し收容生徒數の増加を圖り現場検査員の充實に努めつゝある。一方政府においても同協會の存在が時局下喫緊の重要性を有してゐる點を考慮し、本年一月二十九日附を以て厚生大臣より勞務調整令第七條第二號に依る指定事業者としての認可があつた。

本支部事務所の所在地は、東京都日本橋區小網町三丁目一番地に本部を置き各地に支部事務所を設置してゐる。

#### 二、本支部事務所所在地（昭和十九年一月一日現在）

- △本部（日本橋區小網町三丁目一番地）△東京支部（芝區海岸通り三丁目一番地）△横濱支部（横濱市中區海岸通り一丁目一番地）△名古屋支部（名古屋市港區入舟町三丁目四番地）△大阪支部（大阪市港區三條通り三丁目三十番地）△神戸支部（神戸市神戶區海岸通り二丁目一番地）△關門支部（門司市西海岸通り二丁目）△小樽事務所（小樽市色内町五丁目三一番地）△新潟事務所（新潟市中央埠頭大通り）△基隆事務所（基隆市龍垂町六丁目二番地）△高雄事務所（高雄市湊町三丁目一五番地）△石川事務所（朝鮮仁川府本町四ノ二日鮮ビル内）△釜山事務所（釜山府大橋通二ノ二〇）△清津事務所（清津府港町稅關構内清津埠頭事務所内）△興南事務所（咸南與南邑日室運輸會社内）△羅津事務所（羅津埠頭滿鐵埠頭事務所荷主事務所内）△敦賀事務所（敦賀市泉十三郷字下川北一三ノ一）△麗水事務所（朝鮮全羅南道麗水邑南陽町八五四）

#### 三、定 款

定款に「社團法人日本船舶貨物検査協會は海事に關する公益を増進する」と冒頭に記し船舶貨物検査業務の改善合理化を圖るを以て目的とするものであり、船舶貨物の検査立會並に船舶事故の調査立會をなすと共に検査技能者の

【港 灣 部 門】

養成訓練及び福利施設を行ひ且又其の他同會の事業を達成するに必要な事業を急速に整備確立し所期の目的を達成せんとするものである。

第一章 總 則 (抜萃)

- 第一條 本會ハ社團法人日本船舶貨物檢數協會ト稱ス
- 第二條 本會ハ海事ニ關スル公益ヲ増進スル爲船舶貨物檢數業務ノ改善合理化ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第三條 本會ハ其ノ目的ヲ達成スルタメ左ニ掲グル事業ヲ行フ
  - (一) 船舶貨物ノ檢數立會並ニ船荷事故ノ調査立會、
  - (二) 檢數技能者ノ養成訓練及福利施設、
  - (三) 其ノ他本會ノ事業ヲ達成スルニ必要ナル事業
- 第四條 本會事務所ヲ東京都ニ置キ必要ニ應ジテ各地ニ支部又ハ出張所ヲ置クコト得、支部又ハ出張所ノ設置並ニ支部、出張所ニ關スル規定ハ理事會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

四、機構及支部事務所

本部機構は専務理事小原又作氏の統率のもとに總務、業務、經理、厚生の四部でこれが中核體となつて檢數業務の圓滑を期してゐる。なほ協會の役員は運賃會及び船會社よりそれぞれ代表者が參加してゐる。左は本部及び支部に事務所を擔當してゐる人々である。

五、役員職員氏名 (昭和十九年六月現在)

本、支、駐在名	職 名	氏 名	本、支、駐在名	職 名	氏 名
本 部	專務理事	小 原 又 作	本 部	業務部長	井 上 光 治
同	總務部長	坂 井 照	同	經理部長	池 田 龍 介
同	厚生部長	岩 島 省 一	神 戶 支 部	業務課長	山 中 勉

同	總務課長	三 井 寅 市	同	會計課長	桑 原 竹 次 郎
同	業務課長	根 本 保	關 門 支 部	支 部 長	關 谷 忠 一
東 京 支 部	支 部 長	水 口 澄 雄	同	總務課長	飯 尾 耐 造
同	業務課長	成 瀬 初 藏	同	會計課長	緒 方 隆 治
同	會計課長	佐 藤 健 三	小 樽 駐 在 所	首 席 駐 在 員	兒 玉 精 一
横 濱 支 部	支 部 長	福 田 由 治	新 潟 同	同	中 藤 道 晃
同	總務課長	水 野 信 安	基 隆 同	同	西 野 要 吉
同	會計課長	廣 田 隆	高 雄 同	同	佐 藤 好 夫
名 古 屋 支 部	支 部 長	森 四 郎	仁 川 同	同	高 山 伊 太 郎
大 阪 支 部	支 部 長	福 本 芳 之 助	清 津 同	同	大 野 四 郎
同	總務課長	廣 井 兼 松	羅 津 同	同	江 岡 彌 一
同	業務課長	三 木 宗 一	敦 賀 同	同	小 前 永 次 郎
同	會計課長	小 坂 政 治	興 南 同	同	飯 田 政 五 郎
神 戶 支 部	支 部 長	小 谷 清	釜 山 同	同	下 瀨 源 太 郎
同	總務課長	宮 崎 安 三	麗 水 同	同	鈴 木 義 男

六、業務擴張並に所要人員數

各港入港船隻數は防諜上記載しあはざるも、船舶所要檢數員は各荷役船艙に一名宛の外一船平均所要人員は四名乃至五名にして現在前記各事務所々屬檢數員數を以てしては人員の不足に因り到底業務を完全に遂行するは不能なるため、各支部、事務所間に人員融通を行ひ互に應援せしめて辛じて業務に支障を來さざる程度に善處し來りた

【港 灣 部 門】

## 【港 灣 部 門】

るも、なほ滿、鮮、臺灣各地は人員融通は不可能の状態にあり更に共榮圏内外地域へも業務進出の急務なる今日檢數經驗者の新規採用並に檢數員養成所生徒として中等學校、青年學校、國民學校の修了者雇入に要する新規所募人員は、

昭和十九年度、本、支部を通じ 〇〇〇名

昭和二十年度、同 〇〇〇名

の見込なるも人員獲得には相當困難なる状態である。

### 附屬檢數員養成所について

厚生部の色々の仕事の内で現在一番力痛を入れてゐるのは何と云つても檢數員養成所である。養成所は昨年七月十四日開所されて以來昨年中に送り出した修了生徒數は講習生（各地支部及事務所から選出した經驗者）教習生（新規採用者）を併せ合計數十名ではあるが修了生の勤務振りには流石に二ヶ月餘り錬成した結果頗る好成绩であると喜ばれてゐる。而し各地共現場は多忙であるのと要員不足の爲に今年からは二ヶ月の期間を縮めて約一ヶ月位の速成で其の需要に應じてゐる次第である。

今期は國民勤勞動員署よりの應募者皆無等の關係で生徒は僅かに數名に過ぎないがいづれも中學校や商業學校の卒業生ばかりで教師も生徒も張り切つて勉強し五月中旬修了した。荷役増強を要望されてゐる今日一人でも多く質の良い檢數員を現場に送り出し度いと思つて一生懸命に入所生徒の募集中である。

## 船員、勞務部門

### 日本海員救濟援護會

#### 一、目的組織及事業

##### 一、目 的

「同會は殉職船員の遺族、職務に基く傷痍癱疾船員およびその家族または遺族ならびに現に船員たる者およびその家族に對し必要なる各種の救濟援護事業を行ふと共に併せて船員の養成を行ふをもつて目的とす」と同會定款第一條に掲げられてゐる通り船員關係に對するあらゆる救濟援護事業を強力に推進しようといふのである。しかしこれのために多額の費用を要するのであつて定款第六條以下にある如く全國的に同會の會員を募集して會費を醸出して貰ひまた政府の補助金や有志の寄附金などもこれに加へて事業を行ふのである。

特に恐懼感激に堪へぬことは本年二月五日同會が海員の養成と船員援護の事業を強力に實行して行くことを長くも開し召させられて、多額の御下賜金を同會が拜受致したことである。

##### 二、組 織

伏見宮博恭王殿下を同會總裁に奉戴するの光榮に浴し、役員として總裁の御委囑による會長、副會長、顧問、理事、常務理事、理事、監事、顧問、評議員が置かれ同會の常務は理事長および常務理事が處理することになつて

### 【船員、勞務部門】

【船員、勞務部門】

をり、なほ會長は定款規程により必ず運輸通信大臣に委嘱することになつてゐる。そして本部を東京都に地方は道府縣に支部を設置し、地方長官が支部長になつてゐる。すなはち同會の組織は、會長の下に副會長それから理事長が居り、地方には支部長が居り、本部は理事長の下に常務理事が總務部長、援護部長となり次の二部五課になつてゐる。

△總務部Ⅱ庶務課、企画課、經理課△援護部Ⅱ厚生課、地方課

支部は地方長官たる支部長の下に副支部長が居り、參與が居り、また事務全般の管掌としては常任幹事以下がある。さらに各地方事務所、市區町村等に委員部を置いて、公共團體とも連絡を取り、また町内會、部落會、隣組等とも協力して本事業を圓滑に實行して行くことにしてゐる。

三、事業

船員援護の目的を達成するために一體どんな事業をおこなふのであるかと云ふと大體次の項目に分たれるのである。

(一) 生計を維持する爲に必要な金額を支給するとか不時の出費の際貸出しをする等生活上必要な援護、(二) 診察、投薬、入院等診療一切を無料或は減額した料金で治療を受ける醫療に關する援護、(三) 仕事を初める上に必要な資金を貸付ける等生業を營まんとする者の輔導育成に關する援護、(四) 子弟の學業を修了させるために必要な學費給與等育英に關する援護、(五) 弔慰及慰安に關すること、(六) 身上及家事相談、(七) 船員援護思想の普及、(八) 船員養成、(九) 船員宿泊所經營、(十) 其他船員援護達成上必要な事項。

右の内從來よりおこなつてをった船員養成所、病院、診療所、宿泊所等は船の出入頻繁なる主なる港灣都市にのみ設置されてをったのであるが、今後は各都道府縣の支部において船員關係の援護事業を畫期的におこなふのである。

援護の對象たる要件

船員援護の對象は我國海員全部を網羅するのが望ましいことであるが、差當り左に述べる

船舶の船員であり、運航海域と云ふ事も自然援護を受ける資格の基礎になる。

(一) 陸海軍に徴用された船舶の船員、(二) 戦時海運管理令に依る徴用船員即ち船舶運營會が運航してゐる船舶の船員、(三) 政府又は都道府縣の命令又は計畫に基き運航してゐる船舶の船員、例へば一般に定期船と呼ばれてゐる船舶を指す、(四) 危険海面を運航する漁船の乗組船員、(五) 前各項の船員は帝國臣民で且つ日本臣民の所有になる船舶の船員であると共に船員法に依る船員手帳を所有してゐる者が原則となつて居る、(六) 運航海域としては瀬戸内海並に内地港灣附近以外の外海外洋、従つて常時瀬戸内海だけを航行して居る船とか灣内や港などや岸傳ひに往復して居る船などに乗つて居る船員は船員手帳を持つて居つても範圍に入らない。

次に被援護資格と云ふ事になると前述の基礎要件を備へて居る船員の内、

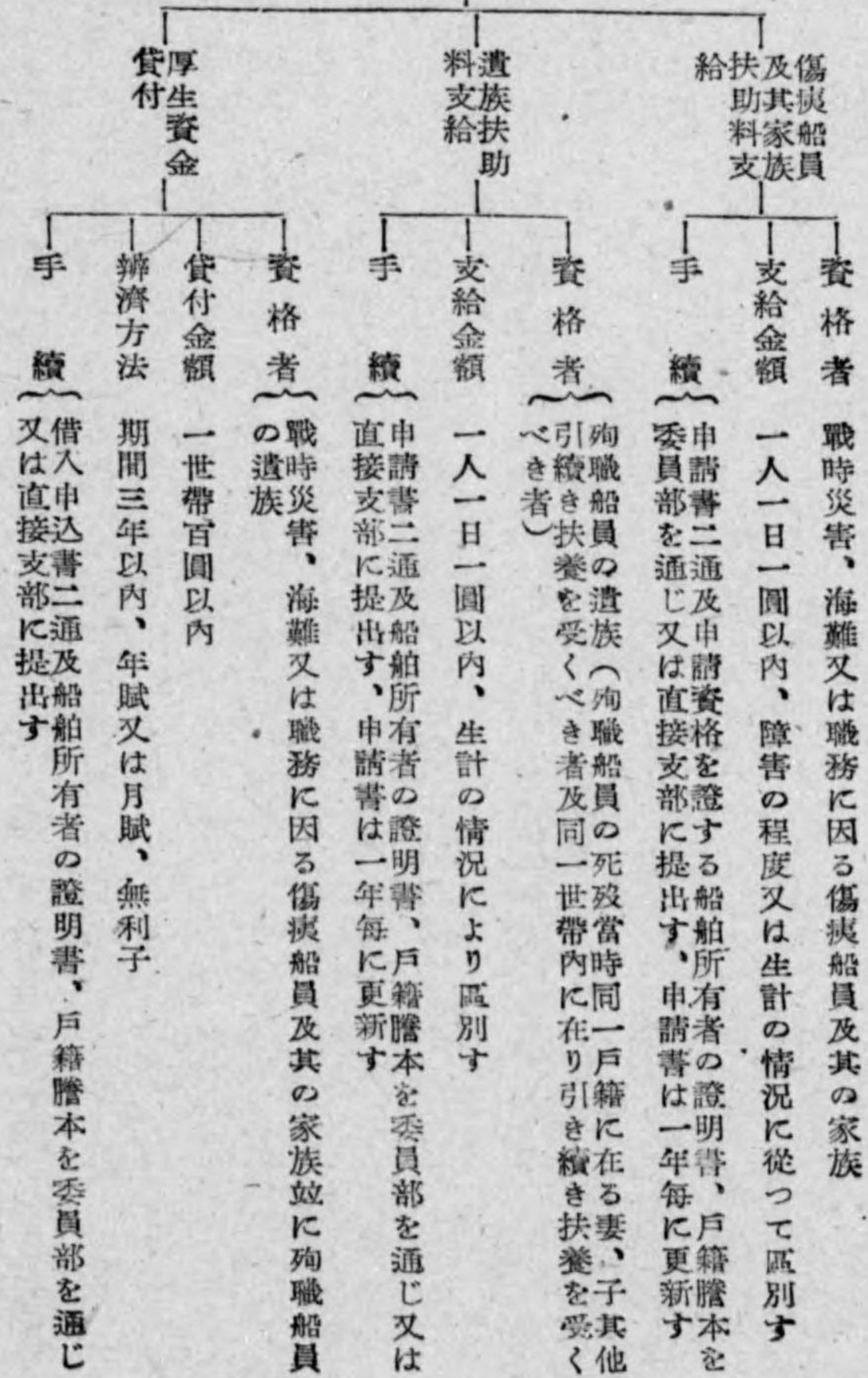
(一) 昭和十六年十二月八日以後の戦時災害海難又は職務に基き傷疾癱疾となりたる船員及其の家族又は以上の各事故により殉職したる船員の遺族、猶必要なときには現船員及び其の家族に就て行ふ、(二) 尙戦時災害に依つたものは昭和十二年七月七日即ち支那事變の勃發日迄に遡つて行ふことになつて居る。

援護の内容及手續

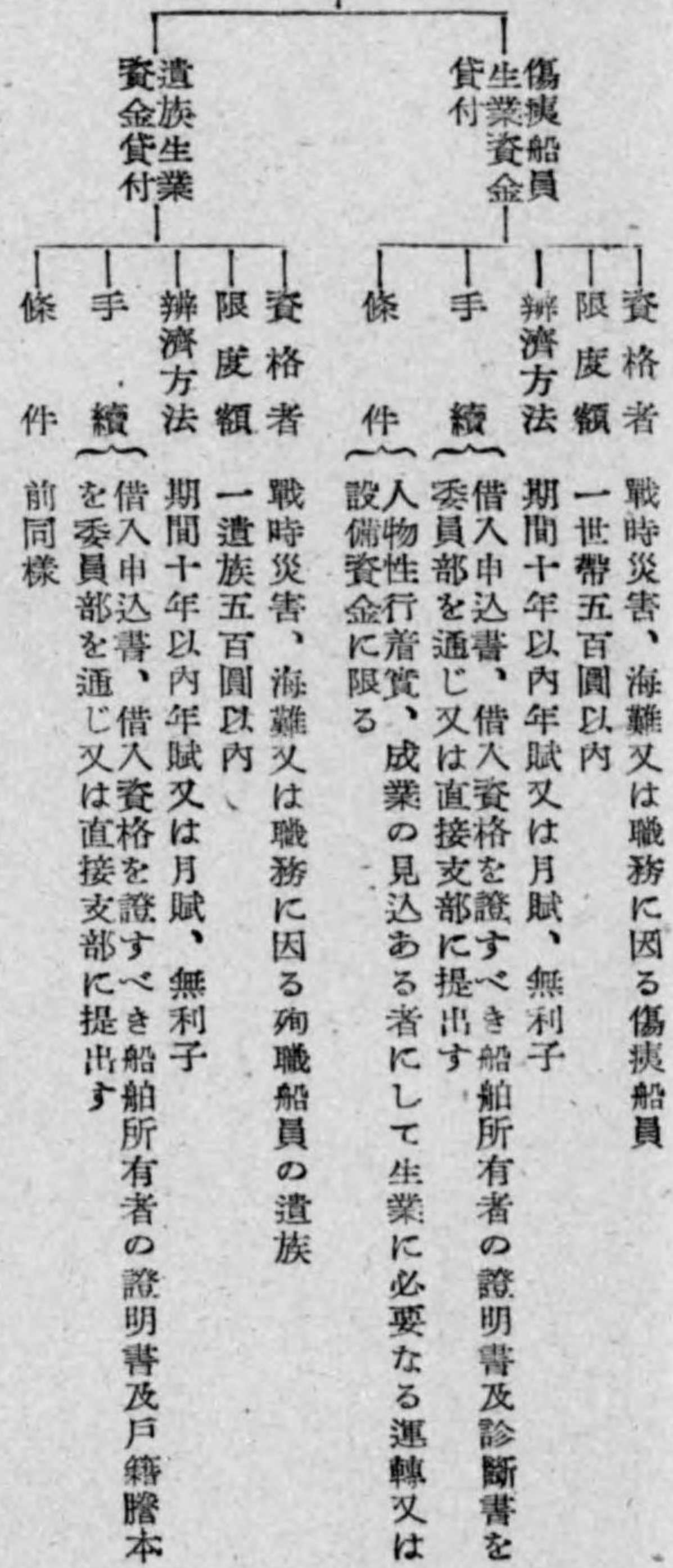
次に前に掲げた事業の内、直接船員援護に關するものについてその内容は次表の通りでこれらの手續は皆委員部で取扱ひ支部にて取纏めて本部で決定することになつてゐる。

【船員、勞務部門】

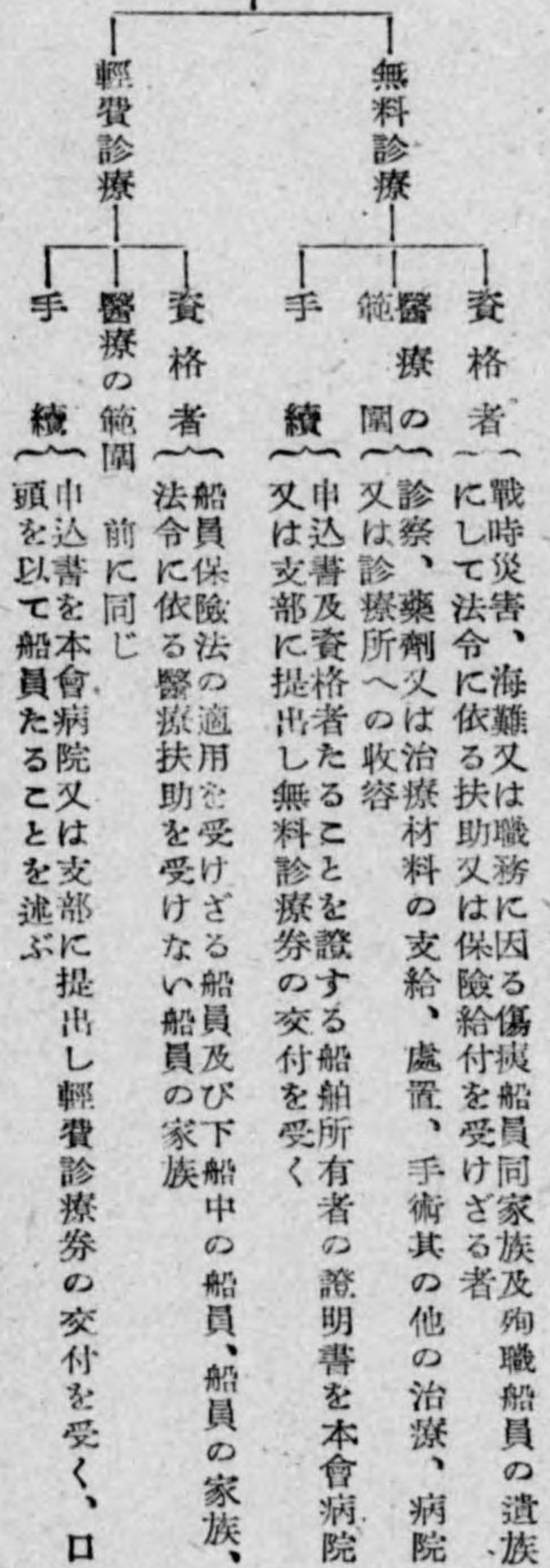
生活援護事業



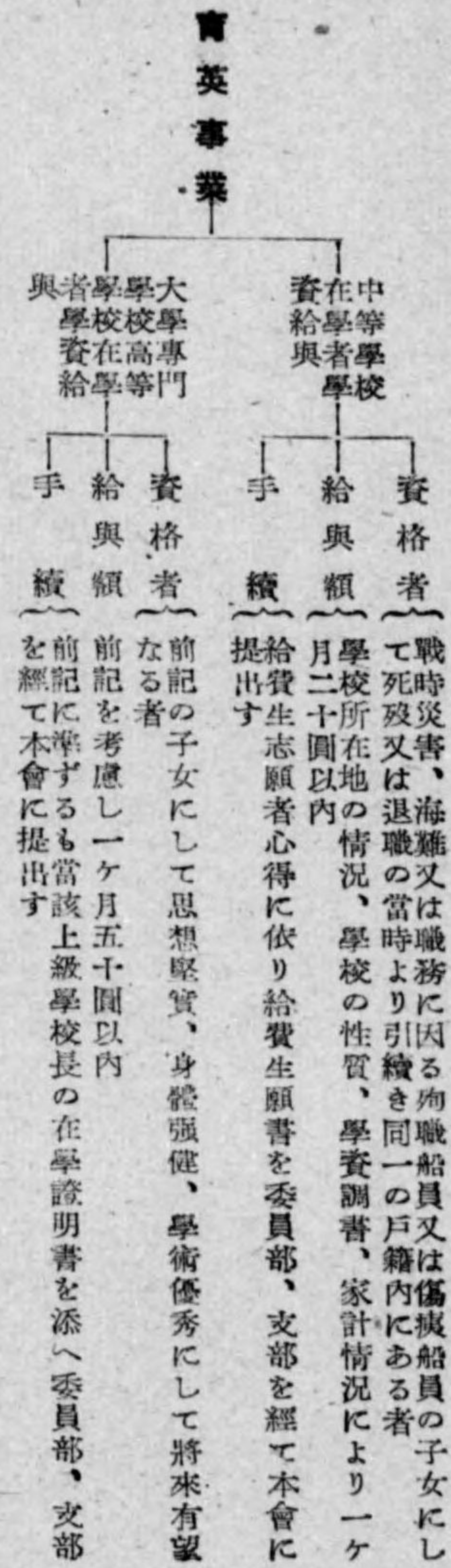
生業援護事業



醫療援護事業



【船員、勞務部門】



弔問及慰安

弔慰および慰安については船員とその遺、家族の場合とを問はず出來得るかぎりあらゆる方面に行きわたるやう種々畫策してゐる。

〔助産補助〕 現船員、傷痕船員、殉職船員の遺家族について行ふのであつて一回十五圓以内を支給する。

〔罹災者見舞〕 火災、震災、水害、風害その他災害に遭遇した船員家族、遺族に見舞金を贈與する等である。

〔埋葬補助〕 生活困難な船員またはその遺族、家族が死亡した場合の遺族または遺族がない場合遺族に代つて埋葬を行ふ者に對し十五圓以内の埋葬費を支給する。また遺族またはこれに代つて埋葬を行ふ者がないときは本會支部が埋葬する。

〔身上及家事相談〕 船員および遺、家族の親身の相談相手にならうといふのであつて各支部關係各員はもろん公私各機關とも連絡をとり何事によらず調査研究して便宜をはかることになつてゐる。

〔船員授護思想の普及〕 船員授護の中樞として本部、支部において海事諸團體とも協力し本思想を全国的に普及

をはかり、物心兩面から船員に感謝し、そして船員に後顧の憂をなからしむるやう念願してゐる。また機關誌の發行その他講演および映畫會、展覽會等を開催し追々實情を紹介するとともに一方船員授護に關する善行者、遺族の表彰をおこなふ等兩々相俟つて船員授護に完璧を期する次第である。

二、役 員 (昭和十九年六月十五日現在)

△會長 五島慶太 △副會長 三橋信三 △理事長 松崎伊織 △常務理事 大妻茂澄、井川鉦一、角谷揆一 (理事以下略)

三、定 款 (抜萃)

第一章 總 則

第一條 本會ハ殉職船員ノ遺族、職務ニ基ク傷痕癡疾船員及其ノ家族又ハ遺族竝ニ現ニ船員タル者及其ノ家族等ニ對スル各種ノ救濟授護事業ヲ行フト共ニ併セテ船員ノ養成ヲ行フヲ以テ目的トス

第二條 本會ハ日本海員救濟授護會ト稱ス

第三條 本會ハ第一條ノ目的ヲ達成スル爲左ノ事業ヲ行フ

- (一) 生活授護ニ關スル事項、(二) 醫療授護ニ關スル事項、(三) 生業授護ニ關スル事項、(四) 育英ニ關スル事項、(五) 弔慰及慰安ニ關スル事項、(六) 身上及家事相談ニ關スル事項、(七) 船員授護思想ノ普及ニ關スル事項、(八) 船員養成ニ關スル事項、(九) 船員宿泊所ニ關スル事項、(十) 其ノ他本會ノ目的達成ニ必要ナル事項

第四條 本會ノ事業計畫ハ毎年度豫メ主務大臣ノ認可ヲ受クルモノトス

第五條 本會ハ本部ヲ東京都ニ置キ支部ヲ道府縣ニ置クコトヲ得、支部ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム(以下略)

本支部其他關係機關所在地

△本部 東京都京橋區明石町五一番地 △北海道支部 札幌市北二條西五、六丁目北海道廳内 △東京都支部 東京都芝區海岸通二ノ九 △京都府支部 京都市上京區下立賣通京都府廳内 △大阪府支部 大阪市西區本町一ノ六四ノ二

【船員、勞務部門】



【船員、勞務部門】

△神奈川縣支部 横濱市中區吉濱町一四△兵庫縣支部 神戸市神戶區中山手通六ノ九一△長崎縣支部 長崎市樺島町四一番地の一△三重縣支部 津市下部田公園内△愛知縣支部 名古屋市西區南外堀町愛知縣内△岐阜縣支部 岐阜市司町岐阜縣内△新潟縣支部 新潟市學校町新潟縣内△石川縣支部 金澤市廣坂通石川縣内△岡山縣支部 岡山市石關町岡山縣内△廣島縣支部 廣島市水主町廣島縣内△愛媛縣支部 松山市一番町愛媛縣内△福岡縣支部 福岡市渡邊通三丁目福岡縣分館内△大分縣支部 大分市荷揚町一大分縣内△德島縣支部 德島市萬代町一ノ一德島縣内△高知縣支部 高知市丸ノ内高知縣内△和歌山縣支部 和歌山市真砂町△宮城縣支部 仙臺市勾當臺通宮城縣内△富山縣支部 富山市總曲輪富山縣内△静岡縣支部 静岡市追手町静岡縣内△香川縣支部 高松市内町香川縣内△青森縣支部 青森市大字大野青森縣内△千葉縣支部 千葉市市場町千葉縣内△長野縣支部 長野市妻科長野縣内△鳥根縣支部 松江市殿町鳥根縣内△宮崎縣支部 宮崎市別府町宮崎縣内△奈良縣支部 奈良市登大路町奈良縣内△埼玉縣支部 埼玉縣浦和市埼玉縣内△群馬縣支部 群馬縣前橋市曲輪町群馬縣内△茨城縣支部 水戸市上市北三ノ九茨城縣内△栃木縣支部 宇都宮市埴田町栃木縣内△山梨縣支部 甲府市橋町山梨縣内△滋賀縣支部 大津市東浦滋賀縣内△福島縣支部 福島市杉妻町福島縣内△岩手縣支部 盛岡市内丸岩手縣内△山形縣支部 山形市旅籠町山形縣内△秋田縣支部 秋田市土手長町秋田縣内△鳥取縣支部 鳥取市東町鳥取縣内△山口縣支部 山口市殿島山口縣内△佐賀縣支部 佐賀市赤松町佐賀縣支部△熊本縣支部 熊本市新南千反畑町熊本縣支部△鹿児島縣支部 鹿児島市山下町鹿児島縣内△福井縣支部 福井市城町福井縣支部△沖繩縣支部 那覇市美榮橋町沖繩縣内△樺太廳支部 樺太廳内

〔事業執行機關所在地〕 △普通海員養成所 横濱市中區吉濱町一四番地、大阪市港區出崎町一丁目、福岡縣若松市湊町三丁目地先△高等海員養成所 神戸市神戶區中山手通六丁目、門司市清瀧町一丁目、吳市堺川通、佐世保市稻荷町(海軍用地内)△海員宿泊所 東京都芝區海岸通二丁目九番地、横濱市中區吉濱町一四番地、名古屋港區濱町四丁目三番地、四日市市稻葉町、大阪市西區本田町一丁目六四ノ二、神戸市湊東區東川崎町一丁目、門司市清瀧町

日本海運報國團

一、團の性格

日本海運報國團は綱領として左の二つをかゝげてゐる。

一、我等は華國の精神に基き萬里の波濤を開拓し以て皇基の恢弘に挺身せん。

二、我等は皇國海運の使命を體し和衷協同克くその職分に奉公し以て國防國家體制の完成に貢獻せん。

すなはち日本海運報國團は國體の本義にもとづく皇國海運産業の本質と、海運産業人の眞使命に立脚して海運報國精神を確立し、その普及徹底をはからんがための海運産業勤勞體制であり、その全機能の振興發揚を通じて皇運を扶翼し奉らんとする官民一體の組織體であるといふことが出来る。

二、團の機構

日本海運報國團のなすべき事業は、同團の團員が戦時下極めて重要な任務に服しつゝある事實にかんがみて非常に廣汎且多岐である。従つて、その事業を遂行するためには官民一體その強力なる指導力と推進力とを發揮しなければならぬので、主要役職員が多くが海運總局または地方海運局當事者の兼務となつてゐる點に機構上特殊の

【船員、勞務部門】

### 【船員、勞務部門】

考慮が拂はれてゐる。

#### 一、團員

團員は正團員と名譽團員に分れてゐる。正團員は海運業者、船員（船員たりし者を含む）および海運業に従事する陸上勤務者と規定されてゐるので、海運業における經營者と從業者の全員を包含することになつてゐる。又名譽團員は海事に關し學識經驗ある者、同團に對し功勞ある者、又は同團の目的を贊助する者で理事會の推薦する者となつてゐる。

#### 二、役員

同團には團長一名、理事長一名、理事若干名、監事若干名、評議員、専門委員各若干名が置かれてゐる。團長は同團を代表し團務を總理する。大政翼賛會總裁の委囑によつて海運總局長官がこれに當ることになつてゐる。理事長は團長を補佐して直接團務を總轄し團長が事故あるときはその職務を代理する事實上の事務總長であつて、大政翼賛會總裁がこれを委囑することになつてゐる。理事は理事會を組織して重要な團務を審議する。海運總局船員局長及び陸軍、海軍、内務、厚生、農商各省、朝鮮總督府、關東海務局の關係局長のほか海運界各方面から代表的立場にある人々が大政翼賛會總裁の委囑を受けて就任してゐる。團長はその中から常務理事を委囑し、常務理事は理事長を補佐して、團務を處理してゐる。監事は同團の業務および會計を監査するもので、團長は關係官廳の官吏および同團の關係者中からこれを委囑することになつてゐる。評議員は評議員會を組織し、團長の諮問に應じて、重要團務を評議するもので、團員中から團長がこれを指名することになつてゐる。専門委員は通信院、海運總局および陸軍、海軍、内務、文部、厚生、農商各省の關係官、同團關係者、學識經驗者の中から團長がこれを委囑するもので、團長の諮問に應じて、同團の事業に關する各種の専門的事項を調査研究することになつてゐる。

#### 役員（昭和十九年六月現在）

△團長 妹尾知之△理事長 宮田武太郎△常務理事 辻正路、中筋義一、堀内長榮△理事 石井敏之、保科善四郎、

三戸壽、吉積正雄、町村金五、中村敬之進、平井章、白石光治郎、勝野正恭（民間理事氏名省略）

#### 三、本部機構

同團は事業の圓滑なる運用を圖るために本部に事務局および企畫室を設けてゐる。企畫室は團長の直屬機關として、海運報國運動の重要方針の企畫に當ると共に、同團の事業および各種施設の綜合企畫やその運用の調整を決定する任務を有し、室長には海運總局船員局長が、又企畫室付には理事および關係官廳官吏の中から團長が夫々これを任命してゐる。事務局は理事長統轄の下に直接同團の業務執行に當るもので四部九課から成つてゐる。

#### 四、地方機構

同團事業の對象となるべきもの多くが、團員たる船員であることは、同團の性質上當然であるがそれだけに同團事業を遂行するためには各港灣に事務所を分設するの必要があり、目下支團を横濱、神戸、名古屋、函館、門司および大連の六ヶ所に設置し、その他室蘭、小樽、東京、新潟、伏木、大阪、宇品、因島、若松、戸畑、大牟田、長崎、基隆に支部を、また南方の皇軍占領地域内、昭南、昭南セルター、マニラ、ジャカルタ、ストラバヤ、マカッサルに出張所を設けてゐる。

#### 五、下部機構

勤勞の現場と同團との有機的關係を確立する基本組織として、各海運業者單位に班が設置されてゐる。班は當該會社の全團員をもつて編成され、班長には會社の社長（個人經營では船主）が團長から指名されるのを原則としてゐる。班長の下にその指名によつて副班長および幹事が任命されて事務を分掌し、また支店出張所等においては、その地域に在勤する團員（豫備船員を含む）をもつて陸上支班を編成、また各船舶單位に海上支班が設置されてゐる。陸上支班の役員たる支班長、副支班長および委員は全部班長が指名するのであるが、海上支班に在つては船内統制の關係上委員のみは班長の指名によることとし、支班長は船長、また副支班長は機關長がこれに當ることになつてゐる。

### 【船員、勞務部門】

【船員、勞務部門】

三、團の事業

日本海運報國團は規約第一條に明記することく、「國體の本義に則り……海運産業の國家的使命を體し、全海運産業人と衷協同克くその本分を盡しもつて海運報國の實を擧げ國防國家體制の確立をはかる」目的を達成するため左の事業をおこなふ。(規約第三條)

(一) 海運報國精神及海洋精神の昂揚に關する事項、(二) 教育、訓練、養成及技能の向上其他海上輸送の高度能率發揮に關する事項、(三) 福利厚生及生活指導に關する事項、(四) 海運國策の遂行に關する事項、(五) 海上勤務の調査研究其他同團の目的達成のため必要なる事項。

日本海運報國團事務所及施設一覽

〔本部〕 東京都日本橋區濱町二ノ三〇、〔關東支團〕 横濱市中區北仲通六ノ六六△東京支部 東京都芝區海岸通三ノ一△新潟支部 新潟市沼垂龍ヶ島五九七一、〔關西支團〕 神戸市神戸區海岸通り三ノ二六△大阪支部 大阪市港區六條通一ノ三ノ五△廣島支部 廣島市宇品町宇御幸通三ノ三二八△因島支部 廣島縣御調郡因島土生町、〔中部支團〕 名古屋市港區眞砂町三ノ六ノ三△伏木支部 高岡市伏木湊町小戸岬六三、〔九州支團〕 門司市祝町二ノ三一〇△若松支部 若松市濱二番町△戸畑支部 戸畑市清水町四ノ二二三八△長崎支部 長崎市千馬町二ノ六△大牟田支部 大牟田市三川町三里一〇七〇、〔北海道支團〕 函館市末廣町一〇八△小樽支部 小樽市色内町四ノ二四△室蘭支部 室蘭市海岸町三〇、〔基隆支團〕 臺灣基隆市日新町三ノ六、〔關東州支團〕 大連市寺内通三、〔南方出張所〕 マカッサル、セレンター、マニラ、昭南、ジャカルタ、スラバヤ△船員寮 横濱、東京、小樽、函館、若松、戸畑、宇品、新潟、大阪、名古屋、因島、門司、大牟田、長崎、大連、逗子、吳、佐世保△診療所 神戸、戸畑、小樽△船員青年學校 小樽、東京、横濱、大阪、神戸、廣島、若松△普通海員養成所 廣屋、函館△訓練所 廣屋△船員必需品配給所 支團および支部

船員保險會

船員保險會は船員の厚生保護施設たる船員保護事業の圓滑なる運行と健全なる發達を期し、眞に船員の厚生施設としての目的を達成するため協力援助すべく設立せられたものにして、決戦海上輸送の重任を擔ふ戦時下における船員生活に即應したる施策と積極的活動とは海上輸送確保上船員の厚生施設機關としての機能を遺憾なく發揮、物資の補給、海上輸送の確保に大いなる役割を果しつゝあり、同會の事業は決戦輸送の上において船舶運營の妙策と相俟つて缺くべからざるものにしてその健全なる發達と積極的活動は大いに期待されるものである。

一、事業内容

船員が凡ゆる困苦缺乏に堪へ幾度び危難に遭遇するも不撓不屈克く重要物資の輸送に挺身し其の任務達成に邁進してゐるのに對し政府は負傷、疾病、痲疾、老齡等より來る生活不安に對し、手當、年金等を以て船員の保護に萬全を期して居るが、之が保護施策の普及徹底を期し船員をして偏く制度の恩典に浴せしむる爲同會に於て關係各官廳及船舶所有者との連絡を圖り船員保險に關する講習會研究會等を開催、又は保險給付其他船員保險に關する諸手續の指導斡旋、保險給付に關する圖書、印刷物の刊行配布を爲す等船員保險の普及徹底を期すると共に、學識經驗を有する老船員關係權威者を以て専門委員會を設置、船員保險事業改善、福祉施設の方策等を調査研究、船員保險事業運營の諮問機關として活躍中である。

二、福祉施設

船員保護強化策として船員福祉施設の充實をはかり船員保養所を別表のごとく知名の地十六ヶ所に設置して船員

【船員、勞務部門】

【船員、勞務部門】

病後の保養に上陸時の静養にこれを無料にて利用せしめ、または船員の家族を賞費にて船員と、もに利用せしめ、再度第一線に挺身奉公せしめもつて海上輸送の確保に資し、多大なる効果を挙げ、保養所の設置は船員、船舶所有者、運輸関係各方面の絶大なる好評を博し、今や保養所は決戦輸送上船員保護施設として缺くべからざるものとなつた。関係各方面よりの保養所増設希望の聲ますます大なるものあり、本年度はさらに増設擴充をなし決戦上における船員保護の萬全を期する方針である。

**豫防具の配布** 船員生活の特殊性よりして疾病豫防上より必要缺くべからざるは花柳病豫防具の確保である。同會では相當數量の花柳病豫防具を確保し船員に對し無料および賞費をもつて配布し花柳病豫防上多大の効果を收めつゝある實情により本年はさらに多數の花柳病豫防具を確保し配付する豫定である。

**榮養劑の配布** 海上輸送の確保に寄與するにはまづ船員の健康保持増進、體位の向上をはかることにあり。船員の勤勞加重により罹病率は増嵩一途をたどりつゝある情勢にあるをもつて同會に於いては榮養劑を多量に購入、適宜船員に無料配付し服用せしめたるるところ食慾増進、疲勞感の恢復、體重増加等により多大の効果を收めたるをもつて本年は繼續實施の方針である。癩疾船員の保護施設、船員保險の被保險者たりし者にして疾病治癒せるも機能障礙ある者及其の家族に對し職業輔導、生計および生業資金の貸付を爲す。

**船員遺族の保護施設** 船員保險の被保險者にして死亡したる者及其の資格喪失後三日以内に死亡したる者の妻、子及死亡者により扶養せられたる者に對し職業輔導、母子寮への收容、生計及生業資金の貸付、遺族相談所の設置等により遺族保護對策の萬全を期してゐる。

保養所一覽

船員保險の保養所は次の通り。

船員保險登別厚生寮（北海道札幌別郡札幌村宇登別温泉町五五）、田中温泉俱樂部（宮城縣玉造郡川渡村高友旅館）、

鹽原清泉寮（栃木縣鹽谷郡鹽原町立田館別荘）、船員保險箱根厚生寮（神奈川縣足柄下郡宮城野村宇強羅觀光旅館）、瀨波健康保險俱樂部（新潟縣岩船郡瀨波町）、健康保險宇奈月厚生寮（富山縣新田郡内山村）、船員保險あやめ池厚生寮（奈良縣生駒郡伏見村）、健康保險俱樂部あしべ寮（和歌山縣和歌山市和歌浦一〇六〇）、船員保險寶塚厚生寮（兵庫縣武庫郡良元村寶塚月地九番地久之家族館）、八勝園厚生寮（島根縣八束郡玉湯村宇湯町二二六）、湯田清泉寮（山口縣山口市大字下五十野字上慶徳一、三七〇）、船員保險道後厚生寮（愛媛縣温泉郡道後湯之町大字道後八六五道後公園内）、船員保險小濱厚生寮（長崎縣南高來郡小濱町湯先町九〇七高砂旅館内）、健康保險別府鐵輪寮（大分縣別府市大字鐵輪）、南海莊（大分縣別府市御成町日本海員救濟會經營）、健康保險指定宿温泉療養所（鹿児島縣揖宿郡揖宿町摺ヶ濱）

備 （利用せしむる者の範圍）(1) 船員保險の被保險者、(2) 船員保險の被保險者たりし者、但し資格喪失後（最後の下船の日の翌日より）一年以内の者、(3) 右の家族（但し同伴の場合に限る）。

三、設立趣意書

船員保險は昭和十五年六月一日より實施せられたが實施の經驗にかんがみるに同保險はその内容複雑なると船員の異動頻繁なる等のため趣旨の普及徹底を缺く憾みあるをもつて政府と船舶所有者との連絡を密にし制度の趣旨ならびに諸手續に關する知識の普及徹底をはかるとともに船員に對し保健衛生思想の涵養をはかり諸種の疾病豫防の施設を講ずるときははめて緊要とす。この目的達成のために外部より協力援助すべき有力なる團體の設立を要望する者多く敝上の事情によりこゝに船員保險會を設置し船員保險をして眞に船員の厚生施設としての目的達成のための一助となさんとす。

寄附行爲（抜萃）

第一章名 稱

【船員、勞務部門】

【船員、勞務部門】

第一條 本會ハ財團法人船員保險會ト稱ス

第二章 目的及事業

第二條 本會ハ船員保險事業ノ圓滿ナル運行ト其ノ健全ナル發達ヲ期シ併セテ船員ノ厚生ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達成スル爲次ノ事業ヲ行フ。(一) 關係官廳及船舶所有者等トノ連絡ヲ圖ルコト(二)

船員保險ニ關スル講習會、研究會等ノ開催ヲ爲スコト、(三) 保險給付其ノ他船員保險ニ關スル諸手續ノ指導及  
幹旋ヲ爲スコト、(四) 船員保險ニ關スル圖書、印刷物等ノ刊行配布ヲ爲スコト、(五) 其ノ他必要ト認ムル事業

第三章 事務所

第四條 本會ハ事務所ヲ東京都麹町區大手町一丁目七番地ニ置ク

五、役

員 (昭和十九年六月十日現在)

會長 平井章△常務理事 花澤武夫△理事 波多野保二、柳瀬省吾、神田外茂夫、谷口茂雄、河合庄平△監事 八  
馬安二良、田中卯三郎 藤本好雄(評議員以下略)

學術、調査、文化部門

大日本海洋聯盟

一、結成竝に沿革

わが國において海事思想普及を目的とする團體は相當多數に上つてゐるが、各團體ともそれ／＼独自の立場において活動してをたため、團體相互間に適切なる連絡を缺き、團體共通の目的である海事思想普及といふことについて十分な成果を擧げ得なかつた憾みがあつたので、その調整と統一とは夙に官民の間に要望されてゐたのであるが、大東亞戰爭の勃發と同時に急速にその機運が熟し、これら海洋に關係ある諸團體は欣然會員となり、また海軍關係諸團體も協力することとなり、昭和十七年六月八日東京において寺島遞信大臣を會長に推戴し、これに大日本聯盟は結成されたのである。續いて同年九月神戸に、昭和十八年五月函館に、同年六月名古屋、門司にそれぞれ支部を設置したのである。同聯盟は從來主として青年層に對してのみおこなはれてをたつた海事思想普及の重點をさらに擴大して次の時代を擔つて立つ少國民に向けるとともにこれらの少年達を育てあげる母親達をも運動の對照とすべく着々準備を進めてゐる。同聯盟はこの目的を達成するために左の諸事業をおこなふことになつてゐる。

(一) 加盟團體の海事思想普及に關する事業の調整ならびに統一、(二) 海洋訓練ならびに海洋競技の實施、(三) 海洋文化の調査研究ならびに助長、(四) 海事に關する講演、(五) 刊行物發刊、(六) その他同聯盟の目的を達

【學術、調査、文化部門】

【學術、調査、文化部門】

成するに必要な事業。

以上の如く同聯盟は従来關係團體によつて爲されて來た海事思想普及の事業をそれぞれ横に連絡統合し、互助協力をもつてその本来の目的を完遂せんとするものである。

二、事業

一、海事思想普及部門 一 一般國民に對する方策 (イ) 海事に關する圖書の刊行及び其の紹介、(ロ) 海事に關する映畫の作製、シナリオの募集、優良映畫の紹介並に推薦、(ハ) 海事に關する講演及び講師派遣等講演會の幹旋、(ニ) 海洋美術、洋海史料、海洋音樂等の公開乃至展覽會の開催、海洋美術協會、海軍音樂隊、海洋吹奏樂團等と提携協力、海洋美術館、海洋博物館、海洋圖書館等を設立する爲めの準備運動、(ホ) ラジオのニュース放送、物語放送、講演等の依頼の受理(放送局、海運總局と連絡して) 又努めて海事に關する放送を爲すやう當局者に陳情する事、(ヘ) 海の記念日諸行事主催 二 國民並びに家庭に對する方策、(ト) 海事に關する紙芝居原稿の募集及びその作成並にその配給、(チ) 國民學校等に於ける説話、(リ) 國民學校教科書に海事關係教材を成るべく多く加ふるやう當局に對する陳情、(ヌ) 女學校、女子青年學校、女子青年團等將來海の民の母たる國民層に對する海事思想の普及(講演其他の方法により)、(ル) 國民學校、中等學校等に天氣圖其他船舶航海に關する教材(模型、圖解等)を備へつけ初歩の海洋氣象、海洋の構成、航海、水産等に關する知識を注入する教育方法を樹立するやう當局に對する陳情。

二、海洋訓練部門 (イ) 海洋道場の全面的使命發揚への協力(運通、文部、海軍、厚生、農商各省との連絡提携)、(ロ) 教師、學徒、一般國民を練習船又は沿海航行中の汽船(當分の間不可能ならん)へ乗船せしめて船内生活を實習せしめ海洋の認識、船舶に關する知識を習得せしむると共に海上生活を體驗せしむ(大日本學徒海洋教練振興會等と提携協力)、(ハ) 船舶を利用する團體旅行の幹旋、(ニ) 各種團體に對し軍艦(當分不可能)商船學校の施設、港灣設備、倉庫、碇泊船等の活動を見學せしむる事。

三、海洋文化の研究調査 (イ) 海洋美術(音樂、映畫、繪畫、彫刻)の創作への援助、推薦並に其調査研究、(ロ) 海洋文學(詩歌、小説、物語、戯曲、航海記、遭難記)の創作への援助、推薦並にその調査研究、(ハ) 海洋科學(海洋の構成、海洋變遷史、國防發達史、漁業水産發達史、船舶發達史、航海發達史、海洋と人文歴史の關係)その他の研究調査。

三、大日本海洋聯盟規約(抜萃)

第一章 總則

- 第一條 本聯盟は大日本海洋聯盟と稱す
- 第二條 本聯盟は海事思想の普及振興並にその統制を圖るを以て目的とす
- 第三條 本聯盟は前條の目的を達成する爲左の事業を行ふ
- (一) 加盟團體の海事思想普及に關する事業の調整並に統一、(二) 海事に關する講演、講習、展覽會等の開催、(三) 海洋訓練並に海洋競技の實施並に助成、(四) 海事思想の昂揚に資する爲の各種文化事業の助成並に啓發、(五) 出版物の刊行、(六) 其他本聯盟の目的を達成するに必要な事業

第二章 會員

- 第六條 本聯盟の會員を別ちて左の三種とす
- (一) 正會員、(二) 特別會員、(三) 贊助會員

第三章 役員及職員

- 第十條 本聯盟に左の役員を置く
- 會長 一名、理事長一名、理事若干名、監事若干名、評議員若干名、本聯盟に顧問若干名を置くことを得

【學術、調査、文化部門】

【學術、調査、文化部門】

第十一條 會長は運輸通信省海運總局長官之に當る。

四、役員 (昭和十九年六月現在)

△會長 妹尾知之△理事長 米窪滿亮△理事 有田喜一、石井啓二、小池行政、間庭建爾、三堀參郎、宮脇倫、金鞍一榮、藤川洋、丸山直次、辻正路、岸上俊吉、湊一磨、青山憲三、角谷揆一、米田健一郎△監事 長川豐樹、野村貫一、田瀬得男△評議員 河田烈、田島正雄、波多野保二、中筋義一、中野金次郎、藤生安太郎、岩井祐文、住山徳太郎、上田良武、井川鉦一、木下辰雄、田島達之助、加藤勢三、小澤吉太郎、宮本昌常、田畑政治、御法川三郎、溝部健太、田中卯三郎、關根四男吉、宮崎清則、木下辰雄、内田茂、宮崎清則、山縣勝見、東村大三郎  
△顧問 池谷半二郎、岡敬純、栗原悅藏、阿原謙藏、小笠原道生、村田五郎、武藤富男

五、會員

日本海運協會、日本海事振興會、船舶運營會、日本海運報國團、全國機帆船海運組合聯合會、造船統制會、日本海員救濟協會、帝國水難救濟會、日本船用品協會、帝國海軍協會、帝國水産會、南洋水産協會、大日本水産會、全國漁業組合聯合會、漁船協會、海洋漁業協會、大日本體育會、日本機動艇協會、日本港運業會、港灣協會、燈臺協會、海洋會、海事研究會、日本船舶用發動機協會、樂水會、長江産業貿易開發協會、近藤記念海事財團、對米船舶提供記念財團、辰馬海事記念財團

近藤記念海事財團

一、創立及沿革

同財團は大正十年二月、日本郵船株式會社々長男爵近藤廉平氏病をもつて歿するや嗣子滋彌氏は故人の海事に終始したる事績を永久に記念するため、同年十二月金五十萬圓也を寄附し創設したものであつて、今や財團創立後廿三年を経過し海事諸般の事業に貢獻せる點妙くない。

しかるにその後昭和十八年二月同財團設立者男爵近藤滋彌氏より諸般の情勢にかんがみ、將來海事に寄與することあるべき學生生徒に對する學資の補助等財團事業擴充の趣旨をもつてさらに金五十萬圓を同財團資産中に寄附したるにより同年三月寄附行爲中に一部改正を行ひ海事育英事業にもまた力を注ぐこととした。

二、目的

(一) 海事に關する事項の調査、研究、發明等の助成、(二) 海事に關する學術の獎勵、(三) 海事に關し有益なる講演若くは出版等又は其の助成、(四) 海事に關し特殊の功勞ある者の表彰、(五) 海運従業者の獎勵、保護、(六) 將來海事に寄與することあるべき學生生徒に對する學資の補助。

三、事業 (昭和十八年現在)

(一) 調査、研究、發明の助成及學術獎勵四七件、(二) 圖書刊行補助五五件、(三) 表彰、寄附、補助、慰問一八件。

四、役員 職員 (昭和十九年六月一日現在)

△理事長 岩田寅造△専務理事 宮崎清則△理事 山本武藏、加藤正治、稻田三之助、薄井周介、寺井久信△監事 若宮貞夫、清水安治△評議員 稻田三之助、岡田啓介、大谷登、河田烈、武田良太郎、中島滋太郎、堀啓次郎、藤島範平、松波仁一郎、安田柁、山本武藏若宮貞夫、元良信太郎、左近司政三、鈴木雅次

【學術、調査、文化部門】

## 五、寄附行為（昭和十八年三月十一日改正）

### 第一章 總 則

第一條 男爵近藤滋彌は父藤平が海事に始終したる事歴を永久記念する爲め金五拾萬圓を寄附し、財團法人を設立す

第二條 本財團は主として左の事業を行ふを以て目的とす

(一) 海事に關する事項の調査、研究、發明等の助成、(二) 海事に關する學術の獎勵、(三) 海事に關し、有益なる講演若くは出版等又は其の助成、(四) 海事に關し特殊の功勞ある者の表彰、(五) 海運従業者の獎勵、保護、(六) 將來海事に寄與することあるべき學生生徒に對する學資の補助

第三條 本寄附行為の條項は評議員會の決議をもつてこれを變更することを得

### 第二章 名稱、事務所

第四條 本財團の名稱は近藤記念海事財團と稱す

第五條 本財團の事務所は東京都麹町區丸ノ内二丁目廿番地一に置く

### 第四章 役員

第十一條 本財團に左の役員を置く

△評議員 十五名以上二十五名以内 △理事 五名以上七名以内(内理事長一名、專務理事一名) △監事 二名以内

## 辰馬海事記念財團

### 一、沿革及事業内容

わが國では一般國民の海事に關する關心は未だ十分とはいひ難く、また海運の國家的重要使命に對する認識また徹せざるものあり。四面環海自ら海洋帝國をもつて任ずるわが國としては甚だ遺憾の極みであつて、權威ある海事調査研究機關を設立してこれを活用しもつて國民海事思想の普及徹底に努むると共に海運諸現象の理解に必要な理論的研究の振興促進をはかるべきの要が痛感されるのである。以上の要請に應へて日本海事振興會、大日本海洋聯盟等相次いで設立されるにいたつたが、さきに辰馬汽船株式會社々長山縣勝見氏の發意にもとづき昭和十五年六月紀元二千六百年の佳き年を記念して一百五十萬圓の基金をもつて創設を見たる財團法人辰馬海事記念財團の設立主旨もまた上述のごとき缺を補ひもつて皇國海運の發展に寄與せんとすの意圖の顯現にほかならないのである。

同財團の事業目的としては寄附行為第二條に(一) 海事に關する調査、研究、(二) 海事に關する資料の刊行、(三) その他海事の發展に貢獻すると認められる事業ならびにその補助獎勵、の三項目を掲げ、その目的達成にひたむきな精進が續けられたるに諸事業は早くも着々と軌道に乗るに至つたが、創立以來三ヶ年間に於ける同財團の足跡を概観すれば大約次のごとくである。

まづ海事關係資料ならびに圖書の刊行であるが「造船講演集」全十輯を刊行した。その他「海運統制關係法規」二卷を編纂して關係各方面の利便に供し、東北帝大教授小町谷操三氏「海運中央統制輸送組合と運送契約」、京城帝大教授竹井藤氏「戰時海運管理の構想」等を上梓し、さらに法學士山戶嘉一氏著「海事國際私法論」の出版に對し補助を行ふ等相當活潑なる動きを見せたが、同財團刊行物中特に注目すべきは「海事研究年報」の創刊である。同年報はわが國海運に關する學界、業界各方面の權威者の眞摯なる研究述作を収録しもつて斯界の水準向上に寄與するを目標とし、關係各方面に好評をもつて迎へられてゐる。

以上のほか海運界の權威の筆に成る調査、統制等各方面に亘る書籍が續々と出版され若くは計畫されてゐる。



【學術、調査、文化部門】

同財團の出版物はすべて非賣品として刊行され、官廳、學校、圖書館、經濟界ならびに海運關係諸團體、海運業界等相當廣汎にわたりこれを寄贈するが「海事研究年報」のごときは一般に普及を要するので一部を非賣品として頒布の後、東京巖松堂より發賣する。

次に同財團事業中特異性のあるのは海運研究篤志家に對し研究補助をなした學界權威者に委囑するに海運關係事項の研究解明をもつてし、その研究報告を得て斯界の參考に供しつゝある點である。

以上のほか目下研究中に屬する主題も相當にあり、これらは逐次その成果を見るはずであるが、同財團にあつてはさらに常時研究を繼續せしむるの意圖をもつて研究囑託制を設け、左の六氏が研究囑託の任にあり、各研究題目を定めて研究をすゝめつゝあるかたはら、外國海事圖書の翻譯ならびに解説、内外圖書の購入、年報發刊をはじめ財團諸事業の遂行に參畫してこれが達成に協力し、毎月一回開催の定例協議會において意見の交換、研究の進捗狀況報告などを行ひつゝある。

(東北帝國大學教授) 小町谷操三氏、(前京帝國大學教授) 大橋光雄氏、(大阪商科大學教授) 富永祐治氏、(京帝國大學助教授) 佐波宣平氏、(名古屋商學教授) 郡菊之助氏、(山口商學教授) 石津連氏

最後に同財團事業として重要視されるのは海事文庫の設立である。同財團は創立と共に海運關係圖書の蒐集を開始し、爾來不斷の努力を續けたつたのであるが、今日收むるところの藏書は二千有餘冊を超えてゐる。これを藏書數のみより見ればもとより未成品たるは免れないが藏する所、名著稀觀本もまた乏しからず、質的には可成り整備の域に達せるものといひ得べく、しかも圖書蒐集難の折柄克く短時日をもつて今日の整備を見たるは偉とするに足りるのである。同財團では過去の成果に自負することなくさらに博く索求してひたすら内容の充實に努めつつあるので本邦海運關係文庫中重要なる存在となるも遠き將來ではあるまじ。

二、役員

△理事長 山縣勝見△理事 渡邊轍二、松本一郎△監事 安藤秀三△評議員 山縣勝見、辰馬吉男、辰馬勇治郎、平塚廣義、安藤秀三、渡邊轍二、松本一郎、伊賀駒吉郎、田中正之輔、丸谷喜市、本庄榮治郎、小島昌太郎、小町谷操三

三、將來

わが國海運が明治以來數次の戰爭を契機として發展し、絶えざる浮沈の歴史を閲して拮据經營をもつて今日の大を爲すにいたれるは周知のところであるが、かゝる業界の盛衰轉變をまつたく超越して、後世永くわが國海運に奇與貢獻すべき恒久的事業を爲すの意義また極めて深きものあるを痛感されるのである。辰馬海事記念財團のごときはよくこの線に沿ひてひたむきな努力をさゝげつゝあるものといふべく、わが國民間海運團體中特異の存在として今後の活躍には多大の關心と期待がもたれるのである。

日本海運振興會

一、使命

日々々々が皇國の興廢を決する大東亞戰爭の現段階において、軍隊兵器の輸送、軍需物資の補給、生産力増強物資の運輸、銃後國民必需物資の運送、あるひはまた皇國を核心とする大東亞共榮圈の有機的結合をはかり物資の交流を確保し、産業の建設を促進するためにもこれが根底を爲すものは一に懸つて海上輸送力の確保維持にあるといはねばならぬ。日本海運振興會は、斯る皇國興廢の鍵鑰を握る海運ならびにこれが増強の培源たる造船の重大使命にかんがみ、政府と表裏一體の關係において海運、造船に關する組織的かつ綜合的なる調査研究をなしもつて國策

【學術、調査、文化部門】

【學術、調査、文化部門】

に貢献すると同時に機關新聞、機關雜誌その他適切有效なる手段により國民一般に海事思想を鼓吹普及し、國運の進展に寄與せんとするものである。

二、沿革

諸外國においては、從來國營または公營の機關を設けて海運、造船事業の國策的調査研究に従事しをりたるも四面環海にして特にその必要あるに關らずわが國においては未だ公的機關の見るべきものなく業者各自が企業的調査を爲しをりたるに過ぎなかつたのである。茲に於て海事に關する組織的、綜合的調査研究機關の設置が、夙に關係各方面に提唱せられて居たのであるが、昭和十四年春、財團法人日本海事振興會の設立が決定し、鹽野遞信大臣の下に於てその具體案作成に着手せられたのである。その後田邊、永井、勝三大臣時代においても、同會設立に關する協議が引續き行はれたが、當時においては未だその機熟せずして、成立を見るまでに至らなかつたのである。昭和十五年夏、村田省藏氏遞信大臣に就任するや急速に同會の設立が促進せられ、同年九月二十一日遞信大臣官邸に海運、造船兩業者有志の參集を求め、同會設立實現方に關し協議が行はれたのである。爾後引續き數回に亘り小委員會を開催、村田省藏氏を會長とし戸田貞次郎氏を専務理事として、財團法人日本海事振興會はここにその第一歩を踏出す運びとなつたのである。

その後一年有餘、日本海事振興會は、わが國海事振興に關し種々盡力し來つたが、大東亞戰爭勃發におよび、海運界の使命はますます重大を加へ、わが國海運造船界も擧げて世紀の聖業に挺身することとなつたので、日本海事振興會においても眞に國家目的に即應し、大東亞戰爭完遂に邁進すべく、その機構を改革し、人員を整備擴充して積極的活動をなすこととなり、昭和十七年八月、會長に元大藏大臣河田烈氏を、理事長に日本郵船常務取締役和田二郎氏を迎へて同會の改組を斷行し、更に和田氏の郵船復歸に依り長岡信捷氏理事長に就任、事業の畫期的擴充に着手したのである。尙同會は主要船會社及び造船會社の寄附金に依り運営されてゐる。

昭和十八年六月卅日現在の寄附申込金額並びに拂込金額は左の通りである。

寄附申込金額

△船會社(五一社分)＝一三、二二〇、〇〇〇圓△造船會社(一四社分)＝二、〇〇〇、〇〇〇圓△計一五、二二〇、〇〇〇圓

寄附拂込金額

△船會社＝一〇、七〇一、〇〇〇圓△造船會社＝一、一〇一、〇〇〇圓△計一一、八〇二、〇〇〇圓

前述の同會使命達成のため、同會は寄附行爲第三條により以下の如き事業を遂行せんとするものである。

三、事業

一、海事に關する調査及研究 イ、海事一般に關する事項①海事に關する資料の蒐集及整理②海事關係諸統計の作成③海事關係法規の調査研究④海事政策の調査研究⑤海外における海事情報機關の設置 ロ、海運經營に關する事項①海運市況②國際貿易の荷動狀況③船腹需給狀況④航路網⑤海運經營に關する事項⑥海上保險⑦海事金融の調査研究 ハ、造船經營並に技術に關する事項①造船狀況の調査②造船の經營に關する事項③造船金融の調査研究④技術の公開融通に關する調査⑤造船用資材の研究⑥船舶建造に關する事項⑦船舶燃料に關する事項⑧船舶安全施設の調査研究 ニ、海上實務に關する事項①海上實務に關する事項②港灣施設の調査研究③貨物の積付包裝並に荷役に關する事項④海洋並に海洋氣象に關する事項 海難に關する調査研究

二、船舶科學の研究に必要な設備の建設

三、海事思想の普及並學術技藝の振興 (イ)海事博物館並に圖書館の設立、(ロ)海事圖書文獻の調査、(ハ)船舶の實地見學、(ニ)海洋文化の調査研究、(ホ)海事に關する講演、講座、(ヘ)映畫、ラジオ放送、紙芝居、等による宣傳。

【學術、調査、文化部門】

- 四、海軍に関する寫業又は研究の補助獎勵 (イ) 海軍に関する改良及發明の助成、(ロ) 海軍思想普及宣傳の補助獎勵、(ハ) 其他適當と認むる事業又は研究の補助獎勵
- 五、海軍に関する新聞其他刊行物の發行 (イ) 「日本海軍新聞」の刊行、(ロ) 海軍關係の雜誌圖書の刊行、(ハ) 海軍年鑑、海軍法令集の刊行、(ニ) 統計及報告の公表
- 六、其他同會の目的達成に必要な事業

大東亞戰爭もいよいよ決戰態勢の時機に突入し、今やわが國は總力を擧げて軍需生産増強に邁進せねばならぬ時である。従つて右に述べたる同會の事業もこれに照應したる部門に重點を置くこととした。

(一) 海軍振興調査會の開催

海上輸送力が戰を決する今日の世界情勢に際し、日本海軍振興會は一般海軍に関する諸問題を有機的、且つ綜合的に調査研究し、もつて海運造船諸施策に資する目的をもつて、同會自身の調査研究とは別個に、海軍振興調査會を設け戰時下急速に解決を要すべき諸問題につき情報の交換、研究の成果報告、ならびにこれに對する討議を行ふこととし、海運、造船等各方面において第一線に立ちて日夜奮闘しをらるゝ實務家諸氏に委員を委嘱し、毎週一回定期に會合を開催し、海運、造船ならびにこれに重大關係を有する諸問題につき徹底的に調査研究し、最も適切な結論、ならびに方策を探究し、もつて海運報國の一助に資すると共に、延ては大東亞戰爭完遂、大東亞共榮圈確立の國策に寄與せんことを期しつゝあり。第一回會合は昭和十七年十月開催、爾來毎週繼續しつゝある。また別に委員を補佐する幹事を委嘱し毎週一回定期に會合し熱心に海軍關係の調査研究を進めてゐる。更に同調査會は専門委員に委嘱して共榮圈海運部門、海運政策部門、港灣部門、造船部門、船員部門等の各分科委員會を組織し、着々成果を擧げつゝあるのである。

(二) 日本海軍新聞の發行

一、誕生の経緯と使命 戦争遂行と一體の關係におかれた海運の増強こそは戦争完勝の最捷徑であり、大東亞建設

への大道である。ここにおいて海務院當局(現海運總局)が強力にして斯界を啓蒙指導するに足る國策新聞の刊行を發意、情報局、日本新聞會一致の支援にもとづき、言論機關の戦争即應態勢確立を機として、從來ありし海運貿易新聞(東京)日本海運新聞(神戸)その他を統合して「日本海軍新聞」を創刊、日本海軍振興會においてこれを發行することとなり新聞事業令第三條ならびに同施行規則第三條による許可を受け、

(イ) 政府と表裏一體の關係において國策方針を浸潤徹底せしむ。(ロ) 海軍關係者の指針となるべき海軍關係事項を周知せしむ、(ハ) 海運進展に誤りなきを期するため常に正しき指導をなす、(ニ) 海軍關係者の正しき意向を政府に傳へる媒介體たらしむ、(ホ) 海軍振興の基礎確立を期す。

以上の五大目標を掲げて昭和十七年十二月八日大詔發の記念日を期して創刊號を發行し日刊新聞として發足、聊か聖戰達成への一翼を擔つてをるのである。

二、新聞發行事務局の性格と機構 日本海軍新聞の重大なる使命にかんがみ、これを單に日本海軍振興會の一部局として設置することせず、外局として「日本海軍新聞發行事務局」を設け、日本海軍新聞の事業主兼持主は會長これに當り、理事長直屬として事務局長を置き新聞事務を總理し、總務、編輯、業務三部制をとり、部に部長を置き總務を兼任せしめ、部には課、係を設けて機構の簡素化と、一貫性を明確にし、事務局運営の機關として審議會、幹部會を設けた。

△審議會……は會長、理事長、事務局長、主幹を以て構成、必要ある場合は總務、部長をも参加せしめ、(一) 事務局の運営に關する最高方針、(二) 豫算及決算、(三) 主なる規程の制定及廢止、(四) 主なる事務局職員の任免、(五) 前項の外重要な事項を審議決定するもので、會長自ら審議統裁に當るのである。△幹部會……は事務局長、總務を以て構成(一) 事務局運営に關する重要事項、(二) 各部の豫算及決算、(三) 規程の制定、變更及廢止、(四) 前項の外必要なりと認むる事項を審議するもので事務局長が招集統裁する。

以上のごとく事務局の性格は財團法人、すなはち公益法人であり機構もまた頗る明朗にして新聞新體制の理論を

【學術、調査、文化部門】

實踐化したものである。新聞の性格としては讀者を會員制度とする點他の一般新聞紙と異なるのであるが、その會員の範圍は、

(一) 日本海事振興會會員、(二) 海事關係者、(三) 學術研究のため特に必要ありと認められるものに集約されてゐるが、海事關係事業の廣汎さと近時勃興しつつある海事研究者の激増により會員層は巨大な數字に上つてゐる。

日本海事新聞發行事務局機構

△持主兼事業主(會長) 河田烈△(理事長) 長岡信捷△(事務局長(理事)) 長岡信捷(兼)△(總務部) 部長長岡信捷(兼)△(編輯部) 部長(總務) 渡邊圓四郎△(業務部) 部長(總務) 戸塚庫次郎、△(支局) 大阪(支局長荒川英雄)、神戸(支局長兼 荒川英雄)、横濱(支局長 志賀郁夫)、名古屋(支局長 山田豊)、關門(支局長事務取扱 徳永信雄)、函館(支局長 中島峻藏)、清水(支局長 若林今朝一)、南九州(支局長 緒方壯一郎)、廣島(支局長 光末正人)、小樽(支局長 荒木義男)、臺灣(支局長 横山三郎)△(通信員所在地) 高松、眞岡、室蘭、七尾、伏木、長崎釜山。

(三) 船舶研究部及び技術委員會の開設

同會豫定事業の一たる造船經營ならびに技術に關する各種事項の調査研究をなしかつその成果の實現化をはかるため、昭和十八年四月船舶研究部、六月技術委員會の開設を見るに至つた。研究部の運営要綱は次の通りであるが直ちにこれが全面的遂行は困難なるをもつて、順次機構陣容を整備擴充し一面技術委員會の權威ある審議と相俟つて、當面急を要する問題から着手し、必要に應じそれぞれ臨時専門委員會を設け着々結論を得て行く方針である。

なほ船舶科學の研究に必要な設備の建設は素より同會事業目的の一なるが現下の情勢においては不可能に近きをもつて差當り現存する設備を活用し、官民各方面と連繫を保ちそれら個々の調査研究資料を蒐集綜合しもつて科學技術の進歩向上に資せんとするものである。

(四) 月刊雜誌並に海事圖書の發行

海事新聞の發行と併行して國策方針を浸潤徹底せしむると共に海事業者の輿論を代表する一方、海事に關する専門的研究の發表を目的として研究雜誌「海運」を發行、更に國民特に青少年層に對し海事思想を鼓吹する爲昭和十八年十月普及雜誌「海と船」(月刊)を創刊した。尙從來海事彙報社に依り發行され來つた海事年鑑並に海事法令集も今後同會の手により發行すべく企畫中である。

(イ) 普及雜誌「海運」政府の報道機關整理統合方針に則り情報局ならびに海務院の熱烈なる徳應に應へ、從來發行され來れる海事關係研究雜誌の自發的廢刊によつて新に左記のごとく海事一般の調査、研究、論策、その他の記事を掲載せる高級雜誌「海運」を同會において發行することとなつた。出版事業令第三條の許可を受け昨年五月新裝成れる創刊號を發行するにいたつた趣旨も同會に負荷された重要使命遂行のための一方法にほかならぬ。すなはち國策方針を浸潤徹底せしむるとともに關係業者の指針となるべき經濟、技術、學術、研究、内外調査資料、その他海事々項を周知せしめ、わが國海事振興に寄與せんとするもので、その編輯方針はあく迄現下の海運が海運界だけの海運ではなく、廣く國家の海運であるといふ國家的使命に立脚、從來の海運雜誌の理念と異る獨自の經營理念のもとに編輯に當つてゐる。

△發行時期 月一回 日△掲載事項 海運、造船、港灣、海員、海上保險その他海事一般に關する論說、研究、調査資料等。

(ロ) 普及雜誌「海と船」 研究雜誌「海運」と併行、前述の如く國民特に青少年に海事思想を鼓吹せんとするを目的として情報局ならびに海務院の支援の下に大阪商船株式會社發行「海」その他を統合の上普及雜誌「海と船」創刊號を昨年十月發行した。

(ハ) 海事年鑑 從來海事彙報社において毎年一回發行せられ第二十六輯まで版を重ねられたるも本年度(第二十七輯)より同會において繼承、編纂發行することとなり目下調査部において鋭意編集申にして、本年十一月頃發行

【學術、調査、文化部門】

【學術、調査、文化部門】

の豫定である。

(ニ) 海事法令集 從來逡信省に於て編纂、海事彙報社に於て發行され來つた海事法令集(加除式)は昨年海事彙報社解散以來追録加除中絶し利用者の不利不便甚だしきものありたるも今般同會に於て之を繼續することとなり目下調査部に於て鋭意整備中にして近く追録加除發行の豫定である。

(五) 海洋圖書館の設置と海軍圖書文獻の調査

わが國民の海事思想の普及ならびに海洋に關する知識の向上および學術技藝の振興と海洋文化の發達をはかるため組織的かつ永續的に不斷の活動をなし得る國家的常設機關の設置は、國策上緊急かつ必要なるものである。こゝに於て日本海事振興會は海洋圖書館を設置し海洋に關する内外古今の圖書、資料を蒐集して公衆の閱覽に供すると共に海事圖書文獻の保有に力め、又時に講演會、講習會、展覽會、映畫會を開催する等只管所期の目的達成に努め更に海運、造船、水産その他海に關するあらゆる事項に關し、専門家、研究者に資料を供し以てその調査研究を援助せんとするものである。

四、機 構

(一) 會員 同會寄附行爲第五條には同會の趣旨に賛し、かつ相當の資産を寄附したる者は賛助會員とする旨の規定がある。現在會員は海運會社および造船會社のみにして海運會社廿六社、造船會社十三社、計四十九社である。

(二) 役員 △會長……會長は理事會の推薦により運輸通信大臣の認可を得て就任することになつてゐる。初代會長には村田省三氏がこれに當つたが、昭和十七年八月に元大藏大臣河田烈氏が就任し今日にいたつてゐる。△理事長……理事長は理事會の推薦に依り、會長が委嘱することになつて居る初代理事長は戸田貞次郎氏が之に當り村田會長を補佐して同會の基礎を作つたのであるが、河田會長の下には東亞海運常務取締役たりし長岡信捷氏が理事長として就任し會長を輔けて鋭意機構の整備と事業の擴充に奮闘してゐる。△理事及び監事……理事及び監事は評議員中より選任せられ、現在理事二十四名、監事三名である。△評議員……會長の委嘱により同會に對し貢獻したる諸氏を評議員とする。現在六十二名である。

(三) 執務機關 (別場)

(四) 職制 同會の職制を示せば次の通りである。

第一條 本會に次の職員を置く、部長、課長、主事、書記、書記補、囑託(當時出勤のもの)  
前項の外必要に應じ部顧問、部員、囑託員、雇員及傭人を置くことを得

第二條 本會に次の部、課、室を置く。△總務部Ⅱ總務課、企画課、經理課、圖書室△調査部Ⅱ調査第一課、調査第二課、調査第三課△普及部△船舶研究部

寄附行爲(抜萃)

第一章 總 則

第一條 本會は財團法人日本海事振興會と稱す

第二條 本會は本邦海運及造船の振興を圖るを以て目的とす

第三條 本會は前條の目的を達する爲左の事業を行ふ

(一) 海事に關する調査及研究、(二) 船舶科學の研究に必要な設備の建設、(三) 海事思想の普及、(四) 海事に關する事業又は研究の補助獎勵、(五) 海事に關する新聞その他刊行物の發行、(六) 其他本會の目的達成に必要な事業

第四條 本會の事務所は之を東京都に置く、本會は必要なる地に支部を置くことを得

第五條 本會の趣旨を翼賛し相當の資産を寄附したる者は之を賛助會員と爲す

第六條 本寄附行爲は評議員會の決議を経、且運輸通信大臣の認可を受け之を變更することを不得

【學術、調査、文化部門】

【學術、調査、文化部門】

第二章 資産及會計

第八條 本會設立當初に於ける資産は財産目録に表示せるものとす

第九條 本會に基金を置く。基金の設定、積立及管理の方法は評議員會の決議を経て之を定む。基金の處分は評議員會の決議を経て且運輸通信大臣の認可を受くるに非れば之を爲すことを得ず

第十條 本會の經費は左の收入を以て之を支辨す

(一) 基金より生ずる收入、(二) 寄附金其の他本會に於て取得する收入

第三章 役員及職員

第十五條 本會に次の役員を置く。(一) 會長一人、(二) 理事長一人、(三) 理事若干人、(四) 監事若干人、(五) 評議員若干人

評議員若干人

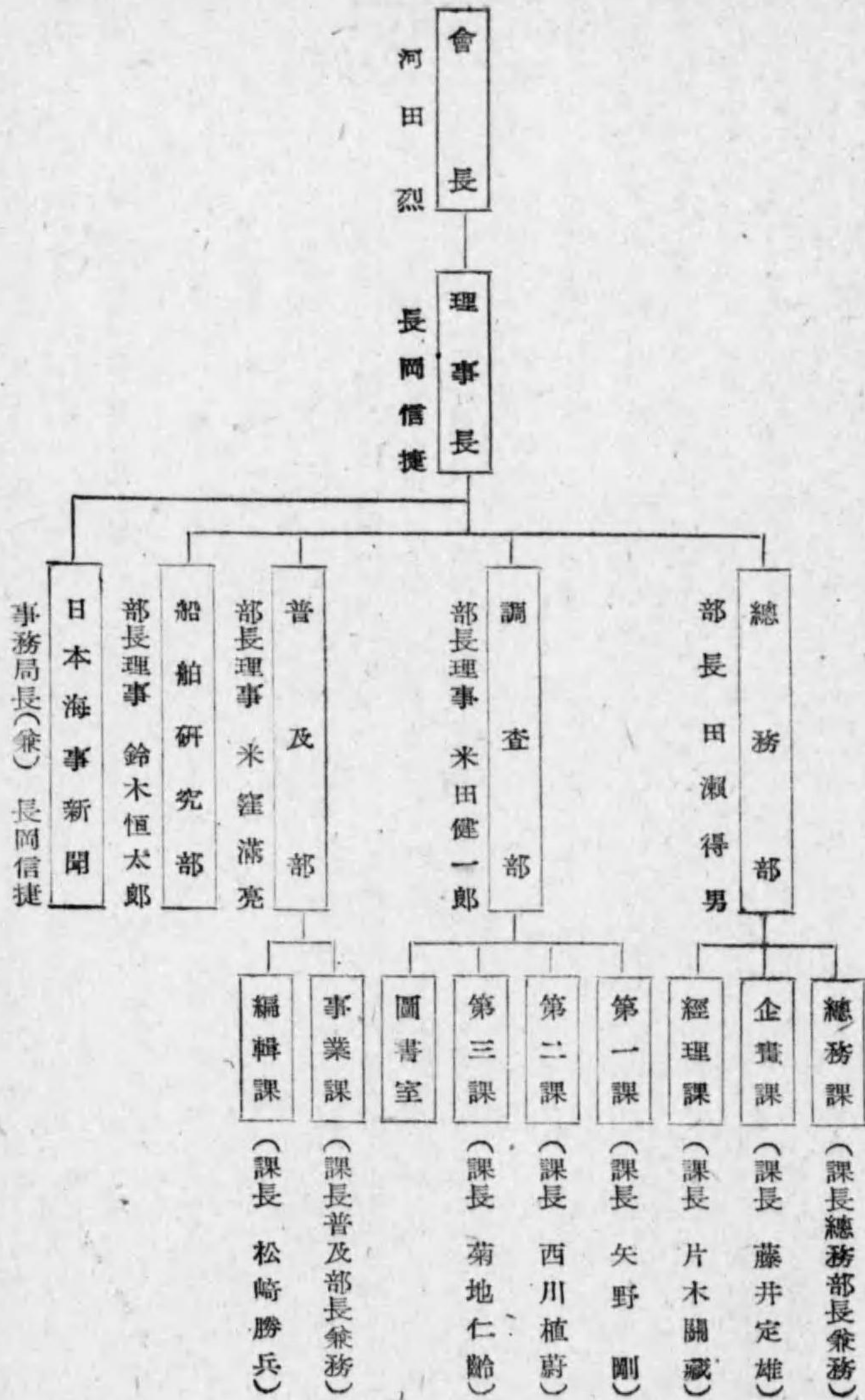
第十六條 理事及監事は評議員會に於て評議員中より之を選任す

第十七條 會長は理事會の推薦に依り運輸通信大臣の認可を得て就任するものとす。會長は當然理事たるものとす

理事氏名(昭和十九年三月現在)(理事五十音順)

- △會長 河田 烈
- △理事長 長岡信捷
- △理事 淺野良三、 鑄谷正輔、 大谷 登、 岡田永太郎、 岡本忠雄、 郷古 潔、 佐々木周一、 斯波孝四郎、 清水安治、 鈴木恒太郎、 妹尾知之、 田島正雄、 谷口茂雄、 寺井久信、 波多野保二、 堀 悌吉、 湊 一磨、 山縣勝見、 山口喜一、 山下龜三郎、 米窪滿亮、 米田健一郎
- △監事 川村龍雄、 田中卯三郎、 六角三郎

日本海事振興會機構(昭和十九年七月一日現在)



【學術、調査、文化部門】

## 海運國策研究会

### 一、目的

同會は海運國家管理下における本邦海運の使命達成を期しわが國の海運國策に協力し、且つ國策樹立に資すべき具體的方策を當局に建議すべく昭和十六年十一月神戸に創立されたのであつて、社外船主有志により組織された團體である。すなはち同會の目的はその綱領によれば「本會は緊迫せる情勢下において海運業の國家的重要性に鑑み私心を去り、業者の總意を糾合し關係當局と密接なる連絡を保ち、事變に即應せる對策を確立し速かに之が實行を期し、以て眞に海運報國の實を擧げんとす」にある。

### 二、現在

同會は例會（月一回乃至二回）常任幹事會（毎週一回）専門委員會（専門委員は必要の都度常任幹事會において委嘱する）總會（年二回）等の各種機關の活動により同會の目的達成のため各種調査およびこれにもとづく當局への陳情をおこなつた。今日まで設けられた専門委員會の主なるものは△港灣作業問題専門委員會△浮流機雷除去裝置に關する専門委員會△戰時船體保險問題専門委員會△船員戰時傷害保險問題専門委員會△大東亞共榮圈海運政策研究専門委員會△造船問題専門委員會△船員問題専門委員會△運賃會費務處理問題専門委員會△海難防止對策専門委員會△船舶修理問題専門委員會△造船促進問題専門委員會△海運互助會設立準備委員會等で右専門委員會の活動による結論中、主なるものに就き次のごとく政府當局ならびに關係機關に陳情書乃至意見書を提出、國策樹立に資

せんことを期した。

### 陳情事項

△港灣運送業統制に關する陳情書（第一回は昭和十六年十二月三日附、第二回は昭和十七年一月十四日附遞信大臣宛提出）△大東亞共榮圈海運政策に關する陳情書（昭和十七年二月二十五日附遞信大臣宛提出）△戰時標準船建造助成に關する陳情書（昭和十七年三月二十五日附遞信大臣宛提出）△船員に關する陳情書（昭和十七年四月三十日附海務院長官宛提出）△船舶修理促進に關する意見書（昭和十七年九月一日附海軍遞信兩大臣宛提出）△船舶運賃會費簡易化に關する意見書（昭和十七年四月十五日附船舶運賃會幹部宛提出）△第一次歐洲大戰前後に於ける米國、濠洲、加奈陀政府の船舶國有失敗實例に關する報告書（昭和十七年五月十三日附海軍總政本部宛提出）。

なほ第二回「海の記念日」同會協賛記念事業として廣く海運國策に關する論文の懸賞募集を行った。

### 三、機構及び役員

#### 會 則（抜萃）

（一）本會は海運國策研究会と稱す、（二）本會は社外船主の有志を以て組織す、（三）本會は海運業の國家的重要性に鑑み海運國策を研究し以て眞に海運報國の實を擧ぐるを目的となす、（四）本會に次の役員を置く、會長一名、常任幹事若干名、専門委員若干名、必要ある時は副會長を置くことを得、（五）本會の會費は會員より徴收す、（六）本會の事務局は神戸市に置く

#### 役 員

△會長 鐮谷正輔△副會長 菊地藏吉△常任幹事 北村正太郎、山縣勝見、丸谷勝次、井上寧、大野榮治、佐々木周一、松岡辰郎、山下太郎△會計監督 野村治一良、嶋田信吉、久志本常雄△事務局 神戸市神戸區海岸通八番

【學術、調査、文化部門】

【學術、調査、文化部門】

(神港ビル)、事務局長 吉村好治、事務局次長 平岡達明

會 員(五十音順)

右原産業海運株式會社、乾汽船株式會社、飯野海運株式會社、岡崎本店汽船部、岡田商船株式會社、川崎汽船株式會社、北日本汽船株式會社、栗林商船株式會社、澤山汽船株式會社、嶋谷汽船株式會社、大同海運株式會社、大連汽船株式會社、東洋汽船株式會社、東和汽船株式會社、朽木商事株式會社、巴組汽船株式會社、内外汽船株式會社、中村汽船株式會社、日産汽船株式會社、日東鐵業汽船株式會社、日之出汽船株式會社、北海道炭礦汽船株式會社、松岡汽船株式會社、三井物産株式會社船部、三菱商事株式會社船部、宮地汽船株式會社、山下汽船株式會社

くろがね會

一、性 格

くろがね會は廣汎、強力なる文化運動の實踐によつて海軍精神の昂揚および海防思想の普及をはかるといふことをもつて會の存立目的および實踐活動の眼目としてゐる海事文化團體であるが、その性格は非常に顯著な異性を持つた存在である。まづ海事團體であるといふ點から觀察すれば同會はとくに文化團體の性格を非常に強く示してゐるのであつておよそ他の純粹なる海事團體とは獨自のものである。他方文化團體といふ面からこれを觀れば同會は海軍省外郭團體といふ特性を強調してその運動目標をはつきりと海軍的運動のみ集約してゐるのであつて、普通の文化團體的存在とは自ら別個の性格を持ち、したがつて局限されてはゐるものゝ、重點的にきはめて積極的な活動を展開してゐるのである。

さらに官廳外郭團體といふ點から云へば同會の構成ならびに運動意識から見ても凡そ従来の官廳外郭團體といふ概念からは遙かに飛躍した新鮮なる風格を持ち、活動的な實踐團體である。また會の維持といふ點においても飽くとも自給自立をその主義とし、事業によつて會の運動費をまかなふといふ建前を堅持してゐる點も大きな特色である。くろがね會の今一つの特性として指摘すべき點は、その運動體の組織が非常に綜合的廣汎なる文化部門におよんでゐるといふことである。さらに最後にくろがね會の最も有力なる特性として見逃し得ないことは同會はたゞ大東亞戦争の完勝のためのみ、その存立の使命を託してゐるといふのであつて、極めて明確にその戰時的性格を判然と表明してゐるといふことである。

二、沿 革

くろがね會が現在の社團法人くろがね會として確固たる地歩をかため、世界的にその存在を知られるに至るまでにはもちろん幾多の紆曲折を経てゐることは當然であり、時に當事者のいひ知れぬ苦惱もあつたことは想像に難くない。くろがね會がはじめて結成された昭和十六年八月以來大東亞戦争といふ世界的な大轉換を経てわが國踏鞞の國家態勢は實に百八十度の大轉換が強行され、この三年餘の歲月は誠に平時における百年間の歴史的過程に比すべきほどの飛躍的な大變革であつた。ことにくろがね會のごとく特殊な文化國民運動の實踐をその使命としてゐるものにとつては、一切の機能について必然的に強力なる戰時的機能に切り換へられねばならなかつたことは當然である。くろがね會が當時の緊迫せる太平洋をめぐる國際情勢に刺戟されて士氣昂揚といふ立場から國民的文化運動を展開すべく、その結成を見たのは昭和十六年八月四日であつた。當時の人的構成は主として文藝作家の人々がその中堅分子であつた。

しかし十二月八日のあの歴史的な日を轉機としてわが國における一切の施策は戦争完遂の目標に大きく切り換へられたのである。政治も經濟も文化もあげて決戦敢闘を目指す國家總力結集の一點に集中された。この國家的要請

【學術、調査、文化部門】



に當面してくろがね會の性格も當然こゝに一大轉換がおこなはれなければならなかつた。特異な作家團體といふだけの平面的な行き方を一擲して、その運動面において極度の實踐力の強化が必要とされ、その組織機能もまた當然改組擴充が斷行されねばならなかつたこともまた自然の推移であつた。それと同時に會自體の經營の面においても自給自立の體制が確立されねばならないことが痛感されるに到つた。そして第一期の改組が斷行されたのは結成以來滿一ヶ年目であつた。

この時の改組方針として實施された内容の一つは從來の文化運動實踐組織のほかに事業部組織を創設したことであり、他は運動實踐組織としての會員の範圍が非常に擴大されたことであつた。かくしてこの改組方針に則つて適切な措置が着々と實施された。まづ會員部門の擴充といふ點においては從來會のほとんど中核を占めてゐた文藝作家層をもつて有力なる文藝部を構成し、これと同時に部會員の再擴充を行つた。またそれまでくろがね會と合流したまゝ、その一部の組織として存在してゐた舊「輝く會」の女流連が獨立してくろがね會婦人部を結成し、これまた女流の作家、美術家、藝術家、厚生運動家など各方面の婦人によびかけてつひには四百人以上の婦人文化人を擁する組織がつくり上げられた。これと同時に美術部、音楽部の組織結成が進められ、遂に書家、彫刻家、美術工芸家等わが國美術界における一流大家、中堅を網羅する大美術部の創設ならびに殆ど全樂壇の大半を擁して音楽部門の結成を完了した。また他方學界、言論界の有力者にもその協力参加を要請して極めて強力なる評議部門も設立されたのであつた。

かくして一方においては事業部の活動も極めて活潑となり、あるひは海軍省恤兵部の指導によつて前線慰問圖書「くろがね叢書」を刊行するとか、あるひは海軍報道班作家の前線報告叢書をはじめ海軍關係の圖書編纂を行つてそれぞれの出版社から出版頒布せしめるとか、あるひは海軍歌曲の募集、並びにこれが音聲化をはかるとか、あるひは機關誌「くろがね」の擴充頒布を行ふとか各種事業企畫が次ぎ／＼に實施される一方、會員の時局懇談會の月例的開催、一般講演會等の随時開催、あるひは展覽會その他各種行事の開催による海軍軍事普及の催物乃至は恤兵

運動、建艦獻納運動の展開とか、多種多様の運動が推進されたのであつた。そして一昨年九月廿一日付を以て主務官廳たる海軍省よりその設立が認可された。二ヶ年にわたるくろがね會の存在はこの時をもつて再編成を終了し名實ともに公益團體としてこゝに新なる構想を整へ、力強く再出發することとなつたのである。

### 三、組織及びその運動

社團法人くろがね會の組織は會の運營機構として執行機關たる理事會と議決機關たる評議員會とを置き、社員會を以てその構成要素としてゐる。そして會の代表者として會長制を採つてゐる。又運動實踐組織としては會長の下に各部組織を編成し、各文化關係者が會員として各職能別に夫々の部に屬し、各部の運營並にその活動は各部委員會によつて推進實施されてゐる。尙事務所は東京都神田區神保町一ノ三にある。

### 四、規約（抜萃）

#### 第一章 總則

第一條 本會は社團法人くろがね會と稱す

第二條 本會は大日本帝國の海洋立國の國是を體し文化諸部門を糾合して活潑なる海防、海事に關する文化運動を展開し國民に對する海軍精神の昂揚、海防思想の普及をはかるを以て目的とす

第三條 本會は本會の目的を達成する爲左の事業を行ふ

- (一) 海防、海事に關する學術研究、評論、文藝、美術、音楽、映畫、演劇その他の藝能、放送素材等の提供および獎勵、
- (二) 海洋國家の要求する著作物の刊行および權威ある機關誌の發行、
- (三) 海防、海洋に關する寫眞の蒐集頒布ならびに展覽會、巡回展覽會等各種企畫による寫眞を通じての海軍精神の昂揚、海軍思想普及事業の實施、
- (四) 新聞、雜誌の誘導、講演會、講習會等の開催並に講師の派遣其他の方法による海軍精神の昂揚、海軍思想の實踐運動、
- (五) 海防、海事に關する各種調査並に研究機關の設置及研究員の現地派遣、
- (六) 其他前條の目

【學術、調査、文化部門】

的を達成する爲本會の事業として必要と認めたる事項

第四條 本會は本部を東京都に置く、必要に応じて地方に支部を設けることを得

第三章 役員

第九條 本會に左の役員を置く

會長一名、理事十一名以内、監事三名以内、評議員三十名以内、前項の外必要に応じて顧問若干名を置くことを得

第五章 各部組織

第十八條 本會に學術部、文藝部、評論部、美術部、音楽部、藝能部、婦人部、海洋寫眞研究部、其他の各部を設

役員名簿 (昭和十九年六月現在)

△會長 上田良武△理事 石井柏亭、上田良武、大橋進一、河村儀一郎、菊池寛、坂本守正、高木友三郎、信時潔  
米窪滿亮△監事 須川邦彦、松波仁一郎

海事研究會

一、同會の趣旨及規約

同會は大正五年十月創立後間もなく次のごとく創立の趣旨を聲明しその規約を定めた。

趣旨書

夫れ邦國隆替の由て繫るところは千態萬狀之を約言するを得ずと雖も其の直接又は間接に海事に關係を有せざるものなきは史實の證する所にして殊に海國の運命は實に海事の消長と形影相依ると謂ふも敢て過言にあらざるなり、惟ふに今や我國運興隆の秋に方り海洋的發展に依りて益々國權を伸長し愈々民福を増進せんとするは蓋し朝野の翹望して已まざる所なり、而して海洋的發展の方途たる固より一にして足らずと雖も其時宜に適應して斯界に關する事物を調査研究し之に對する意見を確立し先づ當事者をして憑據する處を知らしめ進んで必要なる經營施設を促すは刻下最も緊切の舉措にして實に國家の期待に副ふ所以たるを信ず、仍ち敍上の趣旨により海事研究會を設立す、茲に本會規約を別款に具し敢て大方諸彦の賛成を切望す

規約

(一) 本會を海事研究會と稱し東京に置く、(二) 本會は海事全般に關し時宜に順應する各種必要の問題を調査研究し海事發展に資するをもつて目的とす、(三) 本會の維持費は有志の寄附金をもつてこれに充て一般會員よりは會費を徴せず、(四) 本會は常務員三名、幹事二名を置き會務を掌理せしむ  
同規約は其後必要に應じ(三)及び(四)を改め維持費は會費をもつてこれに充つることとし、また常務委員を増員した。

二、會員資格

(一) 海事に關係ある官吏、陸海軍軍人、(二) 海事に關係ある貴衆兩院議員、(三) 海事に關する學識經驗ある者、(四) 海事に關する事業に従事する者、(五) 海事關係會社たる團體。

三、運営

同會會務の執行に付ては當初常務委員制を採り日本郵船會社副社長故加藤正義、元逓信次官故内田嘉吉、海軍中將坂本一の三氏初代常務委員に推され會務を處理したがその後常務委員を増員すると共に會長制に改め内田嘉吉氏

【學術、調査、文化部門】

【學術、調査、文化部門】

初代会長となり現會長は男爵近藤滋彌氏である。

四、事業

(一) 同會は創立以來幾多の重要問題を調査研究し必要に應じてこれを政府その他に進言しまた當業者の注意反省を促したるもの七十有餘件に上り當局においてその趣旨を採用せられたるものまた尠くない、(二) 海運關係各種調査研究の外苟くも海運關係者の參考となり又は海運に有益なりと認めらるゝ事項に付ては夫々専門家を招請して講演解説を求め事情の許す限り其の内容は小冊子に作成し會員に配布す、(三) 尙會員參考用として毎年帝國議會に於ける海運關係議事を摘録一括し帝國議會海運關係議事抄録として會員にのみ頒布す。

五、役員

員 (昭和十九年六月現在)

△會長 近藤滋彌△顧問 坂本一△常務委員 伊藤重治郎、橋爪準一郎、大谷登、中島滋太郎、向井忠晴、野本正一、黒川新次郎、安田繁三郎、渥見育郎、宮崎清則、斯波孝四郎、住田正一△名譽幹事 町田均△幹事 廣瀬秀雄 (以下略)

海洋會

一、性格

「海洋會は高等海員の郷里である」この言葉が明瞭に社團法人海洋會の性格を表現してゐる。明治三十年三月十五日商船學校々友會として發足し、東京高等商船學校並に大阪、函館兩分校の卒業生を以て正會員としたが大正九

年八月神戸に高等商船學校の創立せらるゝやその卒業生をも合流し昭和十三年十月廿日社團法人海洋會と改組せるものにして平時にありては海上交通の先驅者として國の名譽と富を海上より獲得する等帝國海運の中樞機關となり、戦時にあつては應召して帝國海軍の一翼を擔ひ、現在多數の會員が海軍將校として第一線に活躍して居る。同時に亦一面海上補給戰線に或は重要物資の輸送に當つて居る。高等商船學校の隆盛とともに多々益々幾千幾萬の會員は光輝ある皇國海員魂と名譽ある傳統を受け継ぎ受け渡し彌榮え行くのである。

同會の發祥は遠く、今から四十七年前に遡るのであるが創立の日附まで知ることが出来ない。古い會誌を開いてみると、過ぐる明治三十二年五月二十日に同會は臨時總會を開いてゐるが、其席上で當時の會長平山藤次郎氏の述べた挨拶の内に、同會の創立は明治三十年三月であつたことが明示されてゐる、果して明治三十年三月幾日であつただらうか。

二、同會の目的

前記した通り同會の創設は明治三十年三月であつてその搖籃の地「商船學校」では、日清戦役後一躍三倍に膨張した海運界を眺めて、將來更に著しい發展をするであらうことを豫想し、その首腦者となる高等海員多數を養成することは急務中の急務であるとし、練習船「琴ノ緒丸」を購入する一方「月島丸」建造を急いでをり、又この三十二年より、向ふ五年を期して毎年百名宛の卒業生を海上に送る目的を樹て、豫算の増額を仰ぎ、大いに教務を刷新擴張したのであつて、勅令第百三十四號を以て逓信省外に留學生規程の制定されたのもこの年四月であることに鑑みれば、如何に當時の四圍の情況が明るかつたかが想像されるのであつて、同會は誠に時代の寵兒として、前途に赫々たる光明を認めながら「商船學校校友會」として呱呱の聲を挙げたのである。然らばその目的は奈邊にあつただらうか。同會の目的は、學術技能の研鑽と、會員相互の一致團結とであつたことは瞭かだ、同會は今も尙ほ定款第三條に、この主旨を取り入れてゐることは、先輩に對してもこの傳統を守るに忠實であつた點を誇り得ると思

【學術、調査、文化部門】

三、法人組織とする提案

同會が現在のやうに法人組織となつたのは大正九年九月であつて、それより以前明治三十二年早くも同會を法人組織とする爲に臨時總會が招集されてゐる。この校友會を法人組織に改組すると云ふ決議の其後の經過に就ては何等の記録もないところを見るとどうやらこの決議は實行に移されずに了つたらしい。斯くして法人組織案は遂に實行に移されずにしまつたのだが同會が完全に法人となつたのは大正九年九月、此間實に二十一年を經過してゐる。

四、同會の事業

同會の事業は海事に關する學術その他諸般の事項を研究しその發達に資するとともに會員の向上及び親睦を圖る爲に左の事業を行つてゐる。

會誌「海洋」の發行 會員相互の連絡を圖りその消息を周知する爲に毎月發行され現在五一六號を數へ、内容は海事に關する學術その他諸般の事項及び海軍豫備將校に關する事項を掲載してゐる。

海技調査研究部 海事の發達に資する爲に設置せられたもので委員は主として會員中の船長、機關長級より銓衡依頼され、必要に應じ臨時委員を依頼し、部長、主査のもとに各委員會は委員六名(内一名委員長)をもつて組織されてゐる。機構は左の如し。

第一部會(航海關係) △第一委員會 戰時航海に關する事項 △第二委員會 戰時急造船に關する事項 △第三委員會 荷役力増強並に修繕その他に關する事項。

第二部會(機關々係) △第四委員會 主機械、汽罐及び給水處理に關する事項 △第五委員會 補助機械及び諸管裝置に關する事項 △第六委員會 纜裝及び燃料並に修繕その他に關する事項。

會館の經營 海上第一線船員の休養を圖るを目的とし宿泊設備を設け家族も共に宿泊出来る。各地會館の所在

地、規模は左の如し。

△東京 海洋會本部(東京都本郷區弓町一丁目二五) 二階建三百五十坪 △横濱 海洋會横濱支部(横濱市中區老松町二二) 二階建三百五十坪 △神戸 海洋會神戸支部(神戸市神戶區中山手通三丁目八十六番屋敷) 四階建千坪 △門司 海洋會關門支部(門司市寶町五丁目二八九)

菅船長頌德會 昭和十七年五月、長崎港外において觸雷沈没せる長崎丸の船長故菅源三郎氏の燦然たる海員魂を永く後世に傳へる爲、陸軍省、海軍省、海運總局の後援にて(イ)菅船長石像の建立(東京高等商船學校々庭)、(ロ)菅船長傳記の編纂、(ハ)菅船長遺品の蒐集並に陳列、(ニ)菅船長一周年祭、(ホ)其他委員に於て適當と認むる事業を行ふ。

五、役員(昭和十九年六月現在)

△會長 三橋信三 △常務理事 關根四男吉 △理事 秋山孝市、安藤正興、岩新永助、海野不二雄、浦田格介、加藤進、若口良治、河野常八、近藤復、坂本正治、鈴木七郎、田村幸之助、中島喜代一、丸山直次、宮本吉太郎、森信次郎、渡部知直、三橋信三、關根四男吉 △監事 後藤忠治、坂田彌一郎、高橋百千、水谷長次郎、森田壽二郎 △相談役 須川邦彦、武田良太郎、永津卯平、安田征、太田丙子郎、角谷揆一、東郷正作、宮田武太郎、薄井周介、篠崎認三、小關三平 △東京支部長 海野不二雄 △神戸支部長 馬場信次郎 △横濱支部長 水谷長次郎 △關門支部長 白井源次

本、支部所在地左の如し。

△海洋會(東京都本郷區弓町一丁目廿五番地) △海洋會東京支部(海洋會に同じ) △海洋會神戸支部(神戸市神戶區中山手通三丁目八十六番屋敷) △海洋會横濱支部(横濱市中區老松町廿二番地) △海洋會關門支部(門司市寶町五丁目二千八百八十九番地)

學生關係

大日本海洋少年團

一、沿革及目的

同團創設の沿革ならびに目的は創立趣意書によれば左のごとくである。

大日本海洋少年團創立趣意書 帝國の生命は海上に在り。抑も海洋少年團創立の目的は、我國の特殊的地勢にかんがみ、海洋を道場として青少年を鍛錬し、國民的訓練を實施し、堅實にして不拔、細心にして果敢なる氣風を醸成すると共に、協同一致、滅私奉公、勇往進取の資性を琢成し、光輝ある皇國の將來を背負ひ立つ眞の海國民を養成せんとするにあり。

大正十三年十二月、はじめて東京に呱呱の聲を擧ぐるや、切實なる時代の要望は直に地方に反映し相呼應して數多海洋少年團の結成を見るにいたれり。

ついで大正十四年四月、大日本少年團聯盟と合流したる結果、聯盟内に海洋部を置き、海洋少年團の普及統制をはかつて今日におよべり。(中略)よつてわが青少年をして建國の大精神にもとづく躍進日本の使命を正しく認識せしめ、海洋制覇の世界的使命に眼覺め、怒濤逆巻く大海を舞臺とし、海に生き海に死せん覺悟の下に日夜修練を積み、神武御東征の昔より培はれたる海洋國民たるの眞面目を發揚し、時局に處し、國防に、産業に、交通に、世界

的飛躍の基を確立せしめんとす。全國海洋少年團を打つて一九とし、大日本海洋少年團を創立するにいたる趣旨もまたこゝに存す。われ等こゝに微力なるを省みず敢然として起ち、十有餘年にわたる體驗にもとづき、更に心血を傾注し一致協力これが目的の達成に邁進せんとす。

かくの如き經過をたどり同團は昭和十三年三月廿日大日本少年團聯盟より分離獨立し竹下海軍大將を總長に推戴し、同年四月三日結團式を舉行したが、爾來極めて順調に發展し逐次全國各地に地方團の結成を見、昭和十三年末には團員六萬に達するに至つたため、これが指導結成を強め教化の徹底を期するため團則に改正を加へ支部制をとる等着々陣容を整備して昭和十八年に於ては外地を含めた團員數は實に五十萬を突破するの飛躍的生長を示すに至つた。

二、團 則 (拔萃)

第一章 總 則

第一條 本團は大日本海洋少年團と稱す

第二條 本團は本部及地方團より成る

第二章 目的及事業

第三條 本團は皇國の道に則り且つ帝國の有する特殊地勢に鑑み男女青少年に對し海洋を道場とし心身を鍛錬し共勵切磋、確固不拔の海洋國民性格を鍊成し以て負荷の大任を完ふせしむるを目的とす

第四條 本團は前條の目的を達成するため左の事業を行ふ

- (一) 團員の教育訓練に關する事項、
- (二) 指導者の養成に關する事項、
- (三) 青少年教育の研究調査に關する事項、
- (四) 友團との聯絡提携に關する事項、
- (五) 海防、水産、海上交通運輸等一般海事思想普及並に水上訓練の獎勵普及に關する事項、
- (六) 圖書、雜誌の刊行、
- (七) 其他本團目的達成に必要な事項

【學生關係】

第三章 團員

第五條 本團の團員は概ね國民學校兒童（男女）中等學校五年生以下の志望者及其他の志望者中銓衡を経たるものとす

第四章 本部

第六條 本部は之を東京に置く、本部は地方團の指導統制に當る

第七條 本部に左の役員を置く

總長、理事長一名、理事若干名（内常務理事若干名）、監事若干名、參與若干名、審議員若干名、專門委員若干名、顧問若干名

三、海洋少年團を結成するには

各地において海洋少年團を結成せんとする時は前掲同團創立趣意書、團則及本部規則等に則り左の諸項を基準とするを要する。

〔設立に際し豫め諒解協力を求むべき方面〕 道府縣市町村當局、學務委員、社會教育委員、青少年團關係、學校當局、後援會、保護者會、海軍人事部、地方海軍人事部、海軍協會、海軍有終會、艦橋會、吳櫻會、宣洋會、鳴洋會、男女青少年團、婦人會幹部、其他教化團體の幹部及有力者

〔團設立諸準備〕 右の諒解を得たる後、各關係者にて設立委員會の如きものを作り、概ね左記各項を審議決定し團結成の準備を進める、（イ）海洋少年團綱領 大日本海洋少年團教育綱領に據る、但し地方的に特に必要あるものは之に加ふるを可とす、（ロ）海洋少年團々則 大日本海洋少年團々則に準據し各地方の状況に適應せるものを制定す、（ハ）役員選定 學校職員、在郷海軍々人、教育教化關係者及男女青少年團體幹部等を以て組織するを適當とし且つ團員の學校を中心として行ふを原則とす、指導者としては學校職員殊に海軍短期現役兵修了訓導を

適當とするも、在郷軍人等校外有志の援助を要する事大である、（ニ）名稱 地方名、學校名或は特殊の名稱（官衙、工場）等を冠するを例とし、次記例に依る 〓道府縣市海洋少年團 〓區郡町村海洋少年團 〓〇〇海洋少年（少女）團（校名を冠す）〓〇〇海洋團。

四、役員員名簿（昭和十九年六月現在）

△總長 竹下勇△顧問 長澤直太郎、油谷堅藏△理事長 小山武△常務理事 日暮豐年△理事 植村茂夫、出光萬兵衛、井手元治、松本匠、相良達夫、栗原悅藏、長屋茂、鹿江隆、井上繁則、廣田稔、白石邦夫、幸田銈太郎、生島稠、田村喜一郎、米本卯吉、大羽眞治、庵原順一、里見富次、中筋義一、横山登志丸、宮本金七、三堀參郎、小野奈良治、角田光揚△監事 初見盈五郎△指導本部長 各海軍人事部第三課長、各地方海軍人事課長△主事 橋本哲之助、田村秀磨、勝川利一郎△主事補 明慶太七、楡林雄太郎

大日本學徒海洋教練振興會

一、創立の趣旨

四面環海の我國に於ける青少年學徒の海洋に對する憧憬と探求熱とは從來もきはめて熾烈なるものがあり、學校報國團等の一部には既に熱心に海洋訓練を實施してゐたところもあつたが、これを全國學徒の總數から見れば未だ決して満足すべき状況ではなかつた。文部省としては今次の大東亞戰爭の進展に際し、我國が大東亞共榮團の指導者として起たんとする際、次代日本を双肩に擔ふべき學生々徒に對して正確なる海洋知識を賦與するとともに、海

【學生關係】

## 【學生關係】

洋發展に必要な教育訓練を実施し、もつて海洋國民たる資質を錬成するのきはめて重要なるを認め、かつ海洋教育訓練が一般體育訓練相互にきはめて密接なる關係を必要とするため、學校體育の指導方針と緊密なる聯繫の下にこれが實施と獎勵をはかることとなつた。海洋訓練においてはその施設および指導者などの關係から、學校独自の立場からこれを實施するのみでは容易にその目的を達成し難い點にかんがみ、まづ海軍省その他關係各方面の協力を得て昭和十七年一月十七日大日本學徒海洋教練振興會を設立したのである。

### 二、教練の目標

特に同會において訓練を受けたる學徒は、將來海軍豫備士官任用の際これを有力なる經歷として認められる次第であつて、その訓練の意義は極めて深いものである。しかして同會は前條の目的を達成するため左の事業を行つてゐる。

(一) 海洋精神の涵養に關する事項、(二) 海洋の教育訓練に關する事項、(三) 海防の教育訓練に關する事項、(四) 指導者の養成に關する事項、(五) 其他同會の目的達成に必要な事業。

なほこの教練項目は概ね左の通りであるがこれを大學、高等、専門學校、男女中等學校及び青年學校等に區分し夫々適切なる指導を行ふものである。

△一、運用Ⅱ短艇抛漕、帆走、操舵保存事項、機動艇使用操縱保存事項、短艇隊、機動艇隊運動法概要△二、航海Ⅱ關係圖誌器具、天象地象關係事項概要、地文航法の概要、天文航法の概要△三、通信Ⅱ形象、電氣通信の概要△四、航空Ⅱ航空機の種類、機能、航空機使用の概要△五、造船、造機、造機Ⅱ造船原理、造船造船大意、艦船兵器の種類、船用機關、電氣大意△六、海運Ⅱ港灣、運輸、海運政策△七、水産Ⅱ漁撈、漁場、漁獲法、増殖加工等△八、職務Ⅱ軍事學、哨戒監視△九、海洋文化Ⅱ海洋史、海戰史△十、その他の錬成Ⅱ救急法、水泳、艦船見學及び便乘、娯等

### 三、機構

會長は文部大臣である。副會長には文部、海軍兩次官および文部、海軍兩大臣の推薦による者が就任し、文部省内に中央本部を置く。中央本部長には新見政一中將が就任してゐる。地方には鎮守府および地方海軍人事部所在地ごとに地方支部を置く。また各道府縣その他に連絡部を置く。全國廿四地方支部の中、現に横須賀、札幌、仙臺、鶴、大阪、神戸、高松、福岡、佐世保、熊本、鹿児島地方支部が結成されいづれも海軍地方支部長が同會支部長に就任してゐる。

### 四、役員

員 (昭和十九年五月現在)

△會長 岡部長景△副會長 菊地豊三郎、澤本頼雄、新見政一△顧問 嶋田繁太郎、五島慶太、内田信也、小泉親彦、竹下勇、藤野憲、内田祥三、妹尾知之△參與 永井浩、額綱彌三、阿部嘉輔、有田喜一、井出正孝、小林尋次、新山良幸、長澤直太郎、飯田久恒、上田良武、宮田武太郎、大谷登、斯波孝四郎、朝比奈策太郎、井上秀子、清水安治、加茂正雄 (以下略)

### 五、規則 (抜萃)

#### 第一章 名稱及事務所

第一條 本會は大日本學徒海洋教練振興會と稱す

第二條 本會は事務所を文部省内に置く

#### 第二章 目的及事業

第三條 本會は學生生徒に對し海洋に關する正確なる認識を賦與すると共に海洋發展に必要な教育訓練を施し、もつて海洋國民たる資質を錬成するを目的とす

第四條 本會は前條の目的を達成するため左の事業を行ふ

## 【學生關係】

【學生關係】

- (一) 海洋精神の涵養に關する事項、(二) 海洋の教育訓練に關する事項、(三) 海防の教育訓練に關する事項、(四) 指導者の養成に關する事項、(五) その他本會の目的達成に必要な事業

第三章 役員

第五條 本會に左の役員を置く

會長一名、副會長三名、理事若干名、監事二名、幹事若干名、専門委員若干名  
前項に定むるもの、外本會に顧問、參與及評議員若干名を置くことを得

第四章 組織

- 第十四條 本會は關係官廳職員、學校報國團々長、道府縣學校報國團々長及學識經驗ある者を以て之を組織す
- 第十五條 本會に本會の事務を掌り事業を遂行し海洋教練の指導に當るべき本部組織を置く
- 第十六條 中央本部に中央本部長一名、中央本部次長三名、指導委員其他必要な職員若干名を置く

其他の部門

海軍協會

一、沿革及創立

長くも伏見宮博恭王殿下を總裁に奉戴し、七十四萬餘の會員を擁し全國各府縣、朝鮮各道、臺灣各州、樺太、關東州、滿洲および北、中支に汎く支部を有し、過去二十餘年間海國精神の昂揚をはじめ、海軍知識の普及と海事思想の啓發に貢獻し來れる國家的有力團體に「海軍協會」がある。

今を去る四分の一世紀前、時あたかも第一次世界大戰の頃、わが先覺愛國の士は早くも戦後の世界大勢と東亞の新情勢に想到しわが海軍力の劣勢を憂慮し祖國の擁護と興隆には優勢なる海軍力を要する、その海軍力の整備と維持には宜しく民間に「海軍協會」を創立しこれを中心とする國民的大勢力に俟たざるべからずとなし、東京商業會議所を中心に同會創立の運動を起し、その結果故男爵目賀田種太郎氏ほか各方面にわたる知名の士五百五十名の發起人が東京築地の精養軒に集り同會創立發會式を挙げこゝに同會が誕生した。

二、目的

國民一般に海國精神を鼓吹し海防および海事思想の普及をはかりもつて海軍の整備ならびに海洋發展に貢獻するを目的とす。

【其他の部門】





### 燈臺濟育會

#### 一、使命

古來、海を制する者は世界を制するといはるゝごとく、現今の世界情勢を眺むるとき、實に一層その感を強くする。四面海を環らすわが國は海軍は申すにおよばず、海運に、水産業に飛躍的發展を期し、もつて七洋制覇の偉業に邁進しなければならぬのである。これがためには船舶の建造はもろん何より急務であるが、これと密接不可分の關係にある燈臺の重要性を没却しては、完全なる進歩發展は望まれない。燈臺といへば直觀的に不便地の代名詞の如く用ひられてきた通り、燈臺その物の位置が、局外者には餘り接近の機會を與へない岬角、岩礁等の邊陲の地に存在する關係もあつて、燈臺の眞價はやゝもすると、社會から知悉せられない傾向がある。しかしその實、燈臺の任務は彼の海圖、羅針盤と相俟ち船舶に對し最も重要な指針をなすもので、只單に消極的に危險障礙の標識として働くだけではない。積極的に航行上必要な指導を與へ、途中無益の迂迴逡巡を避けさせ、可及的に航行の時間や、海里程を短縮させるなどまことに重大なる使命を持つてゐるのみならず燈臺の設備が不完全であると彼の怖るべき海上の遭難事故を惹起するおそれがあるので如何に燈臺が重要であるかは敢て今更贅言を要しないところである。然らば、我國における燈臺の数はどの位有るかと言ふと、明治初年以來我國の海運の顯著なる伸展に伴ひ漸次發展して今や蜿蜒一萬八千餘哩に達する海岸線に對し燈臺數〇〇基、これが従業員も〇〇人を算するに至つたのである。其の内朝鮮、臺灣を除く運輸通信省所管のもので燈臺職員の在勤せるものが〇〇餘、此れに従事する職員が〇〇名、此れ以外に燈標、燈竿、挂燈浮標、導標、或は浮標等の燈臺従業員の居ないものがある。斯様に最近發

達したとは言へ海岸線の長い我が國に於ては今後益々燈臺の増設と相俟つて海洋制覇の完璧を期すべきである。

世の名利愉樂を超えて日夜黙々として海上安全の確保に挺身してゐる燈臺従業員は職務上はもろんであるが、日常の生活上においても困苦艱難と戦つてゐることは世人の想像の外にあるのである。同會はかゝる聖職を奉ずる従業員の濟育をはかる目的の下に設立せられ多年にわたり従業員の渴望する子弟教育および醫療施設等の各般の施設を講じ従業員をして後顧の憂なく一意職域奉公の誠を竭して國家の要請に應ぜしめ、わが國航路標識事業の使命達成に寄與すべき重大使命を負つてゐるのである。

#### 二、設立經過

昭和十六年六月 皇太后陛下には親しく神奈川縣下劍崎燈臺に行啓、種々燈臺職員の身の上と厚き御心を垂れさせ給ひその苦難の多い生活について御仁慈深き御言葉を賜はり、特に航路標識事業従業員およびその家族の厚生福利のため金一封御下賜の御沙汰を拜したので、茲に逡信當局においては畏き思召を體し従業員の子弟教育に必要な施設、従業員およびその家族に對する醫療施設などを實行する計畫をすゝめたのである。かくて當時村田逡信大臣、山田逡信次官、新谷燈臺局長等の發案により、日本海運協會および近海汽船協會より資金の離出を得て財團法人燈臺濟育會を設立することとなり、昭和十六年八月十一日逡信大臣官邸において發起人會を開催し、同二十二日逡信大臣の許可を受け設立の運びとなつたのである。

#### 三、事業

同會の使命は前述の通り航路標識事業従業員および家族の濟育をはかり従業員をして後顧の憂ひなく一意奉公の誠を致さしめ事業の使命達成に寄與すべきことは瞭かであるが、この目的を遂行するため左の事業を行つてゐる。

##### 一、航路標識事業従業員の子弟教育

(1)、燈臺寮 航路標識事業従事員は職務の關係上僻陲の岬角、島嶼に生活するもの多く就學期の子弟は通學の便

【其他の部門】

を得ざる者、あるひは近傍の小部落の學校に不完全なる教育を受けつゝある者等の多い状態にかんがみ國民學校初等科五學年以上の者を收容し教養ある寮監と副寮監を専任し親代りとなり監督指導に當らしむ。中等學校入學については神奈川縣の格別なる配慮を得つゝあり。(イ)所在地 男子部燈臺寮(横濱市鶴見區東寺尾町)女子部燈臺寮(鶴見大本山總持寺正門東側)(ハ)經費 賄は自治制度とし薪炭、電燈、水道、煖房、入浴費などは會の負擔として食費を徴收し低廉に經營せしむ。(2)、獎學資金貸與 航路標識事業従業員の子弟にして中等學校以上に就學する者に對し別に定むる獎學資金貸與規則により健康状態、學業成績、家庭の資力、學校の種類及び所在地等を考慮し左記金額を無利子にて獎學資金として貸與し本人の卒業後月收金額の一割程度宛二十ヶ年以内に返済せしむる制度である。貸費生にして特に品行方正、且つ學業成績優秀なる者に對しては貸與金の全部又は一部の返納を免除せらるゝ特典もある。||貸與金(中等學校 月額二十五圓、專門學校以上 同三十五圓以内)||右貸與金は資金の關係上總年額二萬三千圓以内として居る。(3)、別居通學兒童教育費補助 國民學校に通學のできない燈臺が極めて多いのでかゝる燈臺に在勤せる従業員の兒童は便宜の地に母親が附添つて別居するか、あるひは兒童のみ親戚などを頼つて別居せしめねばならぬので二重生活を餘儀なくせらるゝのである。もちろん政府においてもこの種の義務教育就學者に對する考慮は相當に拂つてゐるがいまだ非薄なるをまぬかれないので同會においてこれが費用を補助することとし別居者一家族に對し月額十圓宛を支給してゐる。

二、従業員及其の家族に對する醫療施設

(1)、應急診療 交通不便の地に在勤せる従業員およびその家族に對し罹病の際比較的容易に醫師の往診を求め得るやう往診料(舟車馬賃料共)および治療費の一部を補給し且つ出來得る限り近接地の醫師を同會の囑託醫となしこれに年額五十圓の手當を給し應急診療の方法を講じ實施中である。(2)、巡迴診療 従業員および家族の健康増進のため、海運總局において毎年一回航路標識視察船羅州丸に醫師を乗船せしめ各燈臺を巡航診療せしめるもなほこのほか同會において交通至難場所に對し通信醫師に委嘱し診療を行ひ従事員および家族の保健衛生上に關し周到なる指導を行はしめつゝあり。

三、従業員及家族の教化及慰藉

(1)、教化 交通不便の燈臺は勢ひ文化の恩恵に浴することが比較的渺ないので適當の書籍を選択して寄贈することにしてゐるが又通學兒童には學年に應じて童話集等を、幼兒には繪本といふやうにそれぞれの書物を寄贈し教化の途を講じてゐる。(2)、慰藉 燈臺職員が克く寂寞不便を克服して重要業務を完遂し得るは一にその家族の内助の功によるところ大なりと認めらるゝので毎年七月廿日「海の記念日」に全國にわたり數ヶ所の都市を選びそこへ附近燈臺職員の家族を招待して有名場所の見物、觀劇、映畫等により慰藉の會を催してゐる。

寄附行爲(拔萃)

第一章 總 則

第一條 本會は財團法人燈臺濟育會と稱す  
第二條 本會は航路標識事業従業員及其の家族の濟育を圖るを目的とす  
第三條 本會は前條の目的を達成する爲左の事業を行ふ  
(一)航路標識事業従業員の子弟教育、(二)航路標識事業従業員及其の家族に對する醫療、(三)航路標識事業従業員及其の家族の教化及慰安、(四)其他本會の目的達成に必要な事業

第三章 役員及職員

第十二條 本會に左の役員を置く  
會長一名、常務理事一名、理事若干名、監事若干名、評議員若干名

第四章 會 員

【其他の部門】

【其他の部門】

第二十二條 本會の會員は贊助會員、正會員とす  
第二十三條 本會の趣旨を翼賛し相當資財を寄附したる者を贊助會員とす  
第二十四條 本會事業後援のため會費年額五百圓以上を毎年十二月末までに繰出する者を正會員とす

役員 (昭和十九年六月一日現在)

△會長 五島慶太△常務理事 森田富士助△理事 妹尾知之、有田喜一、波多野保二、岡田永太郎、田中卯三郎、谷口茂雄、山下太郎、納賀雅友、山縣勝見、矢吹禎一郎、佐々木周一、寺井久信、丹羽五郎、上岡德行、鹽津英、清水安治△監事 野村治一良、三浦圓藏、△評議員(略)

帝國水難救濟會

一、目的

財団法人帝國水難救濟會は明治二十三年創立せられたがその設立趣旨は「帝國沿海に於て海難に依る人命の救助を主たる目的とし又遭難船を救助し海空に對する見張りを行ふを目的とす」にある。

二、同會の現況

同會は總裁に伏見宮博恭王殿下を推戴し昭和十七年現在約廿二萬の會員から成り立つてゐる。本部は東京都深川區永代橋畔に在つて、朝鮮臺灣を除く各地方廳にその地方名を冠した支部若くは委員部を置き、沿海の要所に救難所二百四十七箇所、救難所の支所百十九箇所、救難所の規模を小さくした救難組合七十七箇所の海難救濟機關を設

備してゐる。(昭和十八年末現在)

役員 (昭和十九年六月一日現在)

總裁 伏見宮博恭王殿下

△會長(理事) 松平頼壽△副會長(理事) 住山徳太郎△理事 向井忠晴、岡田永太郎、大谷登、寺井久信、船田一雄、松下元、町村金五、保科善四郎、阿部嘉輔、寺田省一、鳥野國一、植村茂夫、小野正信、高木富次郎△監事 佐野常羽、見山正賀、澤鑑之丞

(イ) 救助成績 (明治二十二年創立以來昭和十八年七月末日迄) 救助回數 一萬九千七百三十八回、救助船舶數 二萬一千三百六十隻、救助人命 十一萬一千八百六十五人、救助船體と貨物三億五千四百九十三萬九千餘圓

(ロ) 救難設備 (昭和十八年六月末日現在) 救難所 二百四十七箇所(救命艇を有し救助要員を置く)、救難支所 百十九箇所(救難所の小規模のものを含む)、救難組合 七十七箇所(同上)、救助員 二萬二千六百六十餘人、救命艇 二〇八九隻

(ハ) 會員の種類 名譽會員 金百五十圓以上の繰出者、特別會員 金五十圓以上の繰出者、正會員 金拾五圓以上の繰出者、有功章Ⅱ一等 金千圓以上の繰出者、二等 金五百圓以上の繰出者、三等 金參百圓以上の繰出者  
(ニ) 救難所に要する施設 沿海の要所に見張所を設けて常に見張員を配し救助艇と救難具を備へこれを使用する救助員があれば救難所として海難救助に支障はないのであるが、救助艇にも發動機付のものもあれば櫓や槳で動かすものもあり、その形體も大小さまざまで如何なる救助艇を最良とするかはその地方の状況に左右されるが風波烈しくとも行動に差支なきこと、迅速に遭難現場に到着し得る點からいへば櫓槳を用ゐる救助艇は到底發動機付救助艇に及ばないので、出来るならば發動機付救助艇を備へるのが最良である。次に救難具の整否は救助能率に影響するところ少くないから、少くも必要の最小限度の救難具を備へねばならぬ。救難具とは如何なるものか、主たる救難具には救命銃、救命胴巻、浮輪、麻輪、麻索、轆轤、浮付投網、擔架、救急治療具、錨、鋸、斧、唧筒、帆布製

【其他の部門】

### 【其他の部門】

バケツ等があつて適當に備付られてゐる。

編成 監督一、所長一、救助長一、救助手若干名、看守長一、看守若干名

施設 救難所(一棟) 事務所、救難所員の詰所及被救助者治療室に充つ。見張所(一棟) 救難所の屋上に設置するを最良とす。救助艇 若干隻。艇庫 一棟。救難具 一式。救難具格納庫(一棟) 艇庫内に設くるを可とす。見張具(一式) 双眼鏡、時計、氣象観測用測器、信號器、國際信號書等。標柱(一基) 信號用を兼ね。電話 救難所及見所間並に救難所、郵便局間

### 三、戦時責務の重大性

非常時局に直面し戦時における海難救助機關の擴充強化が要請されることはいふまでもない。同會救難所は全國にわたり臨海の要所に散在し皇國を空襲せんとする敵航空機およびわが沿岸近く策動する敵艦艇を監視するには概ね好個の位置にあり、平時の看守員は戦時下たゞちに敵航空機および敵艦艇の見張をおこなひ得るために同會は戦時變心得を制定し戦時事變に際し防空ならびに沿海防備の作戰に寄與しつゝある。

戦時には我が近海において敵航空機の爆撃、敵潜水艦の攻撃又は敵が敷設した機械水雷に掛り遭難する船舶の發生を豫期せねばならぬ。飛行機及び潜水艦が始めて戦争に利用せられた前歐洲大戰の際、英國は制海權を確保しながらも英國近海に於て潜水艦の攻撃を受け或は機械水雷に掛り遭難した船舶は多數に上り英國救命艇協會が大戰中救助した海難者は五千三十二名の多數に達した事實は特に注目せられねばならぬ。従つて大東亞戦争下我が近海における遭難船は平時の比ではないことを特記する。

## 大日本潜水協會

### 一、沿革及び目的

同會は潜水士の地位を確保し大東亞戦下必須の事業たる斯業の統制ある進歩發達をはかり國策に寄與することを目的とした團體であつて、昭和十六年八月十六日社團法人の設立認可を受けてゐる。傳統を誇るわが國の潜水業は明治の初期外人より潜水機の使用法を傳習して以來、年とともに著しき進歩發達を見その技能においてまた業態において歐米の先進國を遙かに凌駕して愈々盛況を呈するに至つた。しかして全國の築港および土木工事、海難の救助ならびに沈船の引揚、解撤、漁業、掃海、軍事等の各方面において重要な役割を擔當し、海國日本の興隆發展に多大の貢獻をなして來たのである。かく國家的に重要な潜水業に直接從事してゐる潜水士はその數現在數千名に上り、國の内外各方面において、日々水中深く潜り非常なる危険に身を曝しながら眞に獻身的の努力を盡してゐる。しかるに、従來わが國官民の間に潜水業に對する何等の公共的施設がないのみでなく、業界にもまた統一ある機關の見るべきものがなくて、數十年の間全く無統制に放擲されてゐたため、戦時體制下の今日においては同業の維持困難を來し潜水士の生活が脅かされる窮境に陥つた。よつて大東亞戦争勃發直前業界の建直しは國策の見地から絶対必要なるを痛感し全國の同業者を網羅し強力なる公益團體を組織して一貫せる機構の下にあるひは潜水に關する學理および技術の研究調査をおこなひ、あるひは潜水士の指導養成をなすとともにその保健治病を講じ、また業者の連絡、協調、物資の配給斡旋等々、着々必要なる施設をなして同業の維持確保をはかり、一朝有事の秋は國家の急に奉仕してもつて戦時體制下潜水報國の實をあげ、躍進日本の國策に寄與せんことを期して社團法人として設立を見た次第である。

しかして大東亞戦争勃發するや大東亞各水域においてあるひは沈船引揚げにあるひは海底よりの貴重資材引揚げに決死の活躍をなしつゝある潜水戦士をして後顧の憂ひなからしむるため同會が貢獻すること僅少でないことは各方面の知悉せるところである。

### 【其他の部門】

【其他の部門】

二、役員及事務所

同會事務所 東京都芝區西久保巴町十二番地

役員 (昭和十九年六月一日現在)

△會長 池中健一、理事長 甘利顯允△理事 大石保、嶋野貞三、岡田勢、古賀龍雄、田中銀藏、長島幸三郎、田代佐八、甘糟淺五郎、住谷榮吉、鈴木章之△監事 渡邊長治郎、片岡弓八、吉岡末吉、小笠原武夫、三浦定之助

三、定 款 (拔萃)

第一章 總 則

第一條 本會は大日本潜水協會と稱す

第二條 本會は潜水業の統制ある進歩發達を圖り國策に寄與するを以て目的とす

第三條 本會の事務所は東京都に置く、但し必要の地に支部の設置並に支部に關する規定は理事會の決議を以て之を定む

第二章 事 業

第四條 本會は其の目的を達成する爲め左の事業を行ふ

(一) 潜水業に關する學術技術の研究及調査に關する事項、(二) 潜水業用物資の改良、研究及調査に關する事項、(三) 潜水業用物資の配給及購入斡旋に關する事項、(四) 潜水業従業員特に潜水土の養成指導並に適正配置に關する事項、(五) 潜水業従業員の就職斡旋、醫療施設並に福利施設に關する事項、(六) 會報の發行其の他事業に關する知識の普及に關する事項、(七) 前各號の外本會の目的達成上必要なる事項

第三章 會 員

第五條 本會の會員は通常會員、贊助會員及名譽會員の三種とす

第六條 通常會員は潜水業従業員及潜水業に従事したる經歷を有する者並に本會の目的を翼賛する者とす

第七條 贊助會員は潜水業を經營する者、潜水用具製作又は販賣を業とする者、若は本會の趣旨に賛同したる者とす

第八條 名譽會員は潜水業に關し學識、經驗又は功勞ある者の中より理事會の推薦したる者とす

第十條 會員は名譽會員を除くの外左の會費を納むるものとす。贊助會員一級(年額)百圓以上、二級(同)五拾圓以上、三級(同)拾圓以上、通常會員(同)參圓、但し通常會員の會費十箇年分を一時に納付したる者は其の後の會費を納むることを要せず

第四章 役員、評議員及職員

第十三條 本會に役員及評議員を置く。會長一名、理事十五名以内、監事五名以内、評議員五十名以内

日本交通協會

一、沿革現況及目的

日本交通協會は「交通に關する事項を研究し各種交通機關の連絡および改善に資する目的をもつて左の事業を行ふ」ものである。

(一) 交通に關する研究調査を爲すこと、(二) 交通に關する資料の蒐集頒布を爲すこと、(三) 交通に關する講演會、展覽會等を開催すること、(四) 交通に關する圖書を刊行すること、(五) 交通に關し關係諸官廳の諮問に應じ必要ある時は當局に建議を爲すこと、(六) 其他同會の目的達成に必要な事項。  
同會は昭和三年十月創設されたものである。會長には阪谷子爵を推戴し、終始一貫海陸各種交通機關の連絡協調

【其他の部門】

【其他の部門】

に心掛け、創業當時すでに「各種交通機關を打つて一九と爲す」との理想を發表し、政府當局に交通省の設置方を建言したること一再でなかつたが遂に昨年十一月同會の宿論たる運輸通信省の實現を見るにいたつた。一昨年同子爵薨去後は元鐵道次官中川正左氏會長に就任せられ、役員としては交通に關係ある各官衙および交通に關係ある諸會社の幹部を推薦して役員と爲し、なほ交通事業に關係ある團體または個人をもつて會員としてゐる。なほ極く最近の事業としては、

- (一) 昭和十八年九月七日 倉庫業の統制連絡に關する官民各方面の意見を基として役員會を開催し時局即應の處置方につき建議提出、(二) 同九月十八日 東京鐵道俱樂部に於て鐵道創業秘史に關する講演會を開催、講師石井滿氏、(三) 同九月十八・廿九日 (二日間) 軍人會館に於て輸送戰士を懐ふ會を開催、滿員の盛況を呈せり、(四) 同十月七日 自動車運輸手の爲日本通運會社へ講師として同會理事笠松慎太郎氏を派遣、二時間に亘る講演をなせり、(五) 同十月廿二日 教育會館へ同會理事笠松慎太郎氏を派し大學卒業生の爲め交通關係につき講演をなせり、(六) 同十月廿三日 交通關係貴衆兩院議員を鐵道ホテルに招待し座談會を開催せり。
- 惟ふに今日國民食糧の確保および武器整備の強化にとりもなふ各種交通機關の重要性は日に増大したる今日、とくに運輸通信省の設置を見たる次第なるが各種交通機關の連絡協調およびその整備擴充は多々益々その必要を見るにいたつた。ことに海陸空各種の交通機關を綜合せる日本交通協會のごときは多々益々時勢の推移にともなひ官民各方面の權威者を網羅し進ましき進展と發達とを希望して已まぬ次第である。

同會所在地 東京都麹町區丸ノ内野船ビル内

二、役員會員及規約 (昭和十八年十月現在)

役員

△會長 中川正左 △常務理事 寛正太郎、小林鐵太郎、寺井久信、中野金次郎、久保田敬一、有地十五郎 △理事

淺野良三、宮村才一郎、鈴木雅次、今西與三郎、種田虎雄、岡田永太郎、加茂正雄、若松只一、佐藤一男、佐藤榮作、堀木謙三、佐藤博夫、清水安治、野間口英喜、松隈秀雄、宮崎清則、向井忠晴、小松茂、安田丈助 △理事兼幹事 笠松慎太郎 △評議員 伊勢谷次郎、伊澤道雄、村上義一

會員 (昭和十八年六月一日現在)

△淺野セメント株式會社 △株式會社運輸社 △大阪商船株式會社 △川西倉庫株式會社 △關西急行鐵道株式會社 △貝島炭礦株式會社 △北日本汽船株式會社 △京都倉庫株式會社 △京阪電氣鐵道株式會社 △京王電氣軌道株式會社 △後藤車體製造株式會社 △國際運輸株式會社 △株式會社耕谷組 △定山溪鐵道株式會社 △株式會社住友倉庫 △大日本航空株式會社 △高崎倉庫株式會社 △チーゼル自動車工業株式會社 △中央食糧營團 △朝鮮運送株式會社 △東京急行電氣株式會社 △株式會社富士組 △東京灣埋立株式會社 △トヨタ自動車工業株式會社 △東京航空株式會社 △東京都電氣局 △東亞海運株式會社 △德島倉庫株式會社 △南海鐵道株式會社 △日本郵船株式會社 △日本エヤーブレーキ株式會社 △日本石油株式會社 △日本通運株式會社 △日本通運株式會社東京支社、大阪支社、名古屋支社、札幌支社、仙臺支社、廣島支社、新潟支社、門司支社 △日本港運業會 △日本海汽船株式會社 △阪神急行電氣株式會社 △阪神電氣鐵道株式會社 △花卷電氣鐵道株式會社 △三井倉庫株式會社 △三井物産株式會社 △三菱電機株式會社 △南滿洲鐵道株式會社 △大和運輸株式會社 △横濱市電氣局 △四日市倉庫株式會社

規約 (抜萃)

第一章 總則

第一條 本會は日本交通協會と稱す

第二條 本會は交通に關する事項を研究し各種交通機關の連絡及改善に資するを以て目的とす

第三條 本會は前條の目的を達成せんが爲左の事業を行ふ

【其他の部門】

### 【其他の部門】

(一) 交通に關する研究調査を爲すこと、(二) 交通に關する資料の蒐集頒布を爲すこと、(三) 交通に關する講演會、講習會、展覽會を開催すること、(四) 交通に關する圖書を刊行すること、(五) 交通に關し關係諸官廳の諮問に應じ必要あるときは當局に建議を爲すこと、(六) 其他本會の目的達成に必要な事項

第四條 本會は事務所を東京市に置く、必要に應じ地方に支部を置くことを得、本會所在地 東京都麹町區丸ノ内 郵船ビル内

### 海洋道場建設委員會

#### 一、沿革

昭和十六年、國民特に青少年に對し、海洋國民たるの自覺と氣魄を涵養練成するため海洋における實地訓練を普及せしめるためそれには先づ海洋訓練の基地となるべき海洋道場を建設することが極めて必要であるといふ意見に基き、海軍、逓信、文部、農林、厚生、五省を中心とし、關係官民相諮つて、海洋道場建設委員會が創立されたのである。しかしてこれが誕生には大日本海洋少年團(總長竹下海軍大將、理事長小山海軍少將)が産婆役として大いに貢献したのであるが、一方この時すでに皇紀二千六百年といふ佳き年が幸ひして、海洋少年團訓練の基地となすべき海洋道場の建設計畫が各地に於て擡頭してゐたのである。

#### 二、組織

同會の主要役員は委員長海軍大將竹下勇、常務副委員長海軍中將植村茂夫のほかに、副委員長として海軍省軍務

局長、逓信省海運總局總務局長、文部省國民教育局長、農商省水産局長、厚生省健民局長が連り、委員としては海軍省各局の課長、局員をはじめ關係各省の中堅人士が參與し、なほ各省主務課長等は幹事として同會の原動力となつてゐる。また委員中、常務委員を設け、海軍少將日暮豐年、海軍大佐井上繁則、海軍大佐安藤良治、内山光鐵がその任に當つてゐる。本部は東京都澁谷區原宿三丁目二四九(電話青山二七七一、二七七二番)にあり、前記の植村常務副委員長の下に、安藤、内山兩常務委員が主事以下の職員と、もに常勤してゐる。しかして建設の實施に當つては原則として、まづその地方の府縣知事を支部長とし、内政部長、地方海軍人事部長または海軍人事部長第三課長、海運局長または同局長などを副支部長とする海洋道場建設委員會支部を設けることとなつてをり、各支部はその地方々々に適した道場の建設企畫と設計、實施ならびにこれが建設に要する資金、資材の調達などを擔任する。

#### 現在までに設立せる支部

岩手、秋田、山形、宮城、福島、栃木、群馬、千葉、横濱、長野、新潟、富山、石川、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、兵庫、大阪、和歌山、鳥根、山口、徳島、香川、愛媛、大分、福岡、長崎、宮崎、鹿児島、關東州の三十三支部である。この中に東京都がないのは、帝都たる性質にかんがみ、東京に建設の道場は本部に於て直轄するためである。

#### 三、概況

同會の創立されたのは既述の如く大東亞戰爭勃發以前であつたので、最初の計畫は實に豪壯雄大なものであつた。すなはち東京に於ては、月島十號埋立地約二萬坪の地を卜して、一時に千二百人を收容し得られる戦艦長門型の大道場を建てる、その他に於ても、土地の状況に應じ重巡型、輕巡型、驅逐艦型の道場を建てる計畫であつたが、設計の完成と前後して大東亞戰爭の勃發となつたため、同計畫の實施は戦勝後に延期することとし、先づ速に海洋

### 【其他の部門】



## 【其他の部門】

訓練を開始する爲、海軍兵舎型の建築を急ぐほか、既設遊休建物を利用すべくその改補を急いでゐる。本年一月現在各地海洋道場建設概況は次の如くである。

### 海洋道場建設概況（昭和十九年一月現在）

△東京都（第五臺場）既設建物改装中△岩手縣（宮古港）既設建物利用計畫中△秋田縣（船川港）計畫中△山形縣（加茂町）既設建物利用完成△宮城縣（松島）兵舎型建築中△千葉縣（交渉中）既設建物購入交渉中△横濱市（横濱港）兵舎型建築中△新潟縣（新潟港）既設建物移築計畫中△富山縣（新湊港）假設計畫中△石川縣（大野濱）既設建物移築計畫中△静岡縣（焼津港）兵舎型建築中△愛知縣（鹽津、東幡豆）既設建物改装計畫中△京都府（交渉中）既設建物利用計畫中△兵庫縣（香住港、甲子園）兵舎型建築中、未定△大阪府（二色ヶ濱、堺）兵舎型建築中、既設建物利用計畫中△島根縣（神西湖）兵舎型建築中△山口縣（大島）既設建物利用完成△徳島縣（棒町）計畫中△香川縣（屋島）兵舎型建築中△大分縣（坂ノ市）兵舎型建築中△福岡縣（計畫中）△宮崎縣（美々津港）殆ど完成△關東州（大連）未定。備考（一）三重縣、愛媛縣、鹿兒島縣は支部結成のみに止まり未だ建設計畫なし（二）長野縣、和歌山縣は近々支部結成の機運あり、長野縣は諏訪湖畔に道場建設を計畫中（三）東京に於てはさらに假道場建設計畫中

## 四、運営方法

同會に於て建設せる道場の開設に當りては之を關係道府縣又は市に移管し、その維持管理は關係各省指導（當分の間同會委員長之を代行す）の下に、當該道府縣又は市が之に當り、又訓練の指導は主として海軍が之に當ることになつてゐる。而して各道場には訓練及維持管理に任ずべき道場長以下の職員が當置さるゝ他、中等以上の學徒を訓練する場合には所管鎮守府より多數の現役武官を派遣して訓練の周到を期することゝなつてゐる。

## 五、訓練目標

各海洋道場を基地として洽く皇國民、とくに青少年に對して實施する海洋訓練は、大略次の要綱によるものとす。各道場はこれ等の訓練に充分の効果を擧げ得る如く整備せられるものである。

### 道場に於ける訓練要綱

- (イ) 海洋精神の鍊成 海洋精神の鍊成は本教育の主眼にして海洋を道場として始めて鍊成せらるるものなり。即ち本道場に於ては舟艇等の海洋教材を以てする海洋訓練と艦船生活を取入れたる海洋生活に依り之を體得せしむ。
- (ロ) 海洋知識並に技能教育 海洋知識並に技術教育は海洋に關する常識を涵養し併て心身の鍛鍊に資するものとす。其の課目概ね次の如し。
  - 水泳、撓漕、機漕漕、結索、帆走、登橋、機動艇操縦、應急處置法、航海要具の構造及び使用法、海上通信法（手旗、發光、旗號等の形象信號、電氣的通信）、造船並に船用機關の大要、航海術及び運用術の概念、氣象及び海洋學の大意（簡單なる觀測法）、漁業大要其他。

## 帝國海軍協會

### 一、設立、專業組織

明治卅三年十二月第一回總會において同會を社團法人とする旨を決議し同卅四年二月逕信大臣より社團法人の認可があつた。

財團法人日本船用品協會はその業務一切を同協會に引續ぎ財團法人並本船用品協會は解散することとなり、その結果同會においては昭和十八年十一月十一日以降日本船用品協會の從來行ひつゝありし一切の業務を繼承し船燈、

## 【其他の部門】

## 【其他の部門】

救命具その他各種船用品の試験検査を行ふこととなつた。現在の事業、

△船級検査△外國船級協會△登録船検査△材料試験及検査△材料強力△錨試験及検査△錨鎖試験及検査△船用錨  
其他試験及検査△索類試験及検査△吃水線指定△船價鑑定△船舶調査及遭難鑑定△船用品検査試験△機裝品検査  
△船舶及汽機等設計監督△舩船検査

同會はその組織を改め従来の社團法人を財團法人に変更することとし昭和十一年四月一日總會の決議を経て同日財團法人帝國海事協會設立の件逕信大臣より認可せらるゝと共に財團法人帝國海事協會は船舶安全法による船級協會として認定せられ社團法人帝國海事協會の業務一切ならびに職員全部を引継ぎ同日社團法人帝國海事協會を解散した。

## 二、鋼船規則

同會の船級検査の基準となるべき鋼船規則は船級協會聯盟規約にもとづきこれを制定したが大正十一年七月逕信大臣より造船規程と同一效力を有するものと承認せられ、また同十五年一月同改正規則が認可せられたが爾後技術の進歩に伴ひ技術委員會において審議の上數次適當なる改正を加へさらにまた昭和九年三月船舶安全法實施に順應するやう一部改正を加へ認可を得た。

しかるに其後逕信省においては新に鋼船構造規程を公布しききに公布せられたる船舶機關規程と相俟つて本邦における造船規程を畫一せんとする意嚮なるに依り同會においても逕信省の制定せられたる法規と歩調を一にし改正を行ひ昭和十九年一月一日これを實施した。

## 三、寄附行為(拔萃)

### 第一章 總 則

第一條 社團法人帝國海事協會ハ左ニ掲グル財産ヲ寄附シ財團法人ヲ設立ス(單位圓)

(一) 銀行預金 一五、〇〇〇、(二) 金錢信託預金 五〇〇、〇〇〇、(三) 有價證券 三二五、四一一、(四) 地所 一五、九九八、(五) 家屋 三六、二五五、(六) 器具 二、八五八、(七) 機械 二四、六一二、(八) 借地權 四、二八七  
合計 九二四、四二三

第二條 本財團法人ハ帝國海事協會ト稱ス

第三條 本會ハ船舶及航空機ニ關スル諸般ノ事業ノ進歩發達ヲ圖リ人命及財産ノ安全ヲ期スルヲ以テ目的トシ船舶及航空機ノ資格登録、検査、材料試験其他本會ノ目的ヲ達スル爲必要ナル事業ヲ行フ、本會ハ前項ノ事業ニ關聯スルモノニシテ評議員會ニ於テ必要ト認メタル事業ヲ爲スコトヲ得

第四條 本會ハ本部ヲ東京都ニ置キ必要ニ應ジ出張所ヲ各地ニ置ク

第五條 本會ノ事業年度は毎年一月一日ヲ以テ始マリ十二月三十一日ヲ以テ終ル、但シ初年度ハ本會設立ノ日ヲ以テ始マル

## 四、技術委員會規則(拔萃)

第一條 技術委員會は船級管理委員會に於て委員中より推薦したる者、理事會に於て海事關係者中より推薦したる者並に造船協會、造船協會阪神俱樂部、機械學會及日本鐵鋼協會に於て推薦したる者にして理事長の囑託したる者若干名と逕信大臣の指定する者とを以て之を組織す

第二條 技術委員會委員の任期は三年とす、但し重任を妨げず、前項の期間内に於て新任したる委員の任期は先任委員の任期と共に満了す、委員全部任期満了の場合に於ては後任者の就任する迄其の任期を伸長す、前三項の規定は逕信通信大臣の指定する技術委員會委員には之を適用せず

第三條 技術委員會に委員長を置く

第四條 委員長は技術委員會に於て之を互選す

## 【其他の部門】

【其他の部門】

五、機構及役職員

理事、監事（×印は運輸通信大臣指定）

（理事長）藤島範平、（常務理事）越智誠二、（常務理事）長川豊樹、（理事）鑄谷正輔、（同）大谷登、（同）岡田永太郎、（同）×河合良成、（同）鄭古潔、（同）寺井久信、（同）淺野良三、（同）斯波孝四郎、（同）佐々木周一（同）重光簇、（同）鈴木祥枝、（監事）飯沼剛一、（同）陰山金四郎、（同）安田繁三郎  
管理委員會委員（×印は運輸通信大臣指定）

（委員長）大谷登、（副委員長）鈴木祥枝、鑄谷正輔、井坂孝、飯沼剛一、岩井祐文、板谷宮吉、石原新三郎、×西澤久雄、八馬安二良、富永能雄、越智誠二、小田桐忠治、大塚巖、大塚俊雄、岡田永太郎、岡崎忠雄、和辻春樹、河原慎勇、陰山金四郎、龜山俊藏、横尾龍、横山涉、横山孝三、吉井兵視、吉岡保貞、田澤徳太郎、田中正之輔、玉井喬介、田宮嘉右衛門、谷口茂雄、中西家太郎、久志本常雄、鶴飼宗平、野村治一良、公莊惟篤、栗林友二、倉田庫太、山縣勝見、山下太郎、安田繁三郎、松井小三郎、正木壽郎、牧野元、古川虎三郎、藤島範平、荒木彦彌、淺野良三、榊原鏡止、佐々木周一、湊一磨、嶋谷勇、斯波孝四郎、柴田丈夫、重光簇、清水安治、元良信太郎、住井辰男、鈴木恒太郎

船級委員（×印は運輸通信大臣指定）

（委員長）重光簇、（副委員長）横山孝三、×西澤久雄、岩井祐文、越智誠二、和辻春樹、陰山金四郎、田澤徳太郎、横山涉、玉井喬介、鶴飼宗平、榊原鏡止、鈴木祥枝

技術委員會委員（×印は運輸通信大臣指定）

×大倉堯信、×加藤照彦、稻川與一、朝永研一郎、（委員長）陰山金四郎、横山孝三、重光簇、元良信太郎、渡邊三郎、吉川晴十、鹽澤正一、井口常雄、小方愛朔、川原五郎、田澤徳太郎、常松四郎、山縣昌夫、榊原鏡止、

關野長、山田勝麿

本部 東京都麹町區丸ノ内一丁目六番地東京海上ビル内電話丸ノ内二、九二二番及二、九二三番、検査員

技師長 小野輝雄、同 技師副長 板部成雄

横濱出張所 横濱市中區海岸通五丁目二六番地萬國橋ビル内電話本局三二八〇番、検査員 所長 水上純一

大阪出張所 大阪市西區川口町一八ノ一電話四六八〇番六八四〇番、検査員 所長 菅野禎吉、分室 大阪市港區

湊屋濱通一ノ一、電話西六二五〇番七九八〇番、検査員 技師 佐々木義男

神戸出張所 神戸市神戶區播磨町一七番地電話三宮一六四番四〇二一番、検査員 所長 技師 篠原重太郎

相生出張所 兵庫縣相生市相生五三五二電話相生三五八、検査員 所長 多田三之輔

玉出張所 岡山縣玉野市玉一電話玉一六八、検査員 所長 久保勘一

因島出張所 廣島縣因島土生町電話土生一二、検査員 所長 笠井元一

門司出張所 門司市棧橋通一郵便ビル内電話四二四、検査員 所長 宗田登

長崎出張所 長崎市千馬町一ノ四電話長崎一六二四、検査員 所長 加藤武

函館出張所 函館市東濱町六萬世ビル内電話八七五、検査員 技師 志野正男

大連出張所 大連市寺内通三關東州海運奉公會館内電話（六）二九〇九、検査員 所長技師 田丸信俊（昭和

十九年五月現在）

日本海運集會所

一、沿革及事業

【其他の部門】

【其他の部門】

曩の第一次歐洲大戰に於て本邦海運が急速なる發達を遂げ、その保有船腹量は世界第三位を占め、且つ航路網に於ても世界的發展を見るに至つたので舊態依然たる取引方法を以てしては今後の進歩發達を阻害するのみならず當時に於ける船腹消化も亦圓滑を缺くの状態であつたので、先づ第一に商談に便なる場所及び設備を提供し、更に各方面から迅速適確なる資料を蒐集し會員に便ならしめ、以て業界の發展に資すべき機關の必要を痛感した。依つて今を遡る廿有餘年前、時の三井船舶部長故川村貞次郎氏等の提唱により大正十年九月八日創立總會の終了を見るや、直ちに假事務所を三井物産船舶部内に置き、同十月現在の神戸市神戸區明石町三二番地明海ビル内一階に株式會社神戸海運集會所として内外の視聽を集めつゝ、呱呱の聲をあげたのである。時恰も第一次歐洲大戰後の反動期で業者はいづれもその經營に極めて困難を訴へる状態にあつたが同所役員ならびに事務局員一同の熱烈なる努力により爾來克く船主、荷主、保險、造船、仲介等の關係業者共通の利益を代表する連繫機關として本邦海運の振興に多大の貢獻をなした。

すなはち當時における同所事業は大別して商談、報道および紛議の仲裁、鑑定の三部門であつたが特にその報道部においては昭和二年日刊「特報」を翌三年には月刊雜誌「海運」を發刊、これ等をして世界的權威に迄躍進せしめたる外、さらに幾多權威ある刊行物を發刊、業界を裨益するところ大なるものがあつた。紛議の仲裁、鑑定等においてはその構成員が業界各層を網羅せる關係上、その結論は極めて公平無私なるものとして依頼事件殺到の盛況を呈し一仲裁人にして數件の解決の衝に當らざるべからざる状態で、政府當局としても同所のこの事業には多大の尊敬を拂つてゐたことは、各地裁判所からも種々の諮問や依頼のあることによつてこれを裏書してゐる。昭和八年その組織を現在のごとく社團法人とし名稱も神戸のみの地方的存在でなく全國的なものであるからと日本海運集會所と改稱することゝなつた。社團法人に改組後の同所の事業内容は設立當初の主要目的が商談に便ならしめるためとあるので、商談室の諸設備にその事業の中樞を置きこれと相並んで海運關係各種資料の蒐集ならびに報道に力を注ぐと共に、圖書の蒐集（大正文庫設立）も行つたが、これが現在における調査室の濫觴となつたものである。

これ等事業は逐年健全なる發達を遂げ、その機構が公益法人に改組されるや、益々その内容の強化整備を見、會員に船舶業者、海運仲立業者、海上保險業者、貿易業者、造船業者、倉庫業者、石炭業者、木材業者、穀物業者等海運關係業者を網羅し、本邦海運發展に寄與する所すくなからざるものがあつたが、支那事變となり、次いで大東亞戰爭勃發するや本邦海運は自治統制から現在の國家管理にまで統制は飛躍するに至り、第一に業者個々の取引は解消し運賃、備船料から船價に至るまで公定乃至はこれに準ずる措置を講ぜられるに至つたので、その機構には相當の改革を加へざるべからざる事態となつた。更に新聞統制の強化によつて各種刊行物の發行についても相當の制限を加へられることとなつたので、こゝに政府當局とも種々折衝を重ね機構を改革し海運總局の外郭團體として發足することとなり、すでに改正定款案、業務規程等は當局の認可を得、目下これを基礎として細則の整備中で近くよゝ新機軸をもつて活躍の豫定である。

現在役員（昭和十九年六月一日現在）

- △會長 佐々木周一△理事 佐々木周一、八馬安二良、菊地吉藏、松岡潤吉、嶋田信吉、山縣勝見、淺野平二、河原慎男、久志本常雄、岡崎和美、鈴木祥枝、山下太郎、黒川二郎、柴沼省△監事 中山晋、北村正太郎、小峠四郎
- △評議員長 谷口茂雄△副評議員長 金井久昌、田中卯三郎、△仲裁委員長 勝尾利秋△副仲裁委員長 渡邊徹二
- △常任委員 阿部福二、井高岩一郎、新田仲太郎、道家權太郎、甲斐綠、澤山信吉、田邊淺市△事務局長 岡崎幸專△評議員以下略

【其他の部門】